

第 2 回定例会

令和 2 年 6 月 8 日開会

令和 2 年 6 月 22 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第2回定例会

○6月8日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第29号から議案第55号までの27議案、報告4件及び陳情1件一 括上程	4
日程第4	質疑・討論・採決（議案第55号）	14

○6月11日（第2号）

日程第1	一般質問	18
1番	田中 光子君	18
8番	内村 立吉君	29
2番	堀内 和義君	41
9番	指宿 秋廣君	53
5番	福田 新一君	71

○6月12日（第3号）

日程第1	一般質問	88
6番	池邊 美紀君	88
7番	堀内 義郎君	103
4番	楠原 更三君	116
10番	上西 祐子君	139

○6月15日（第4号）

日程第1	総括質疑	154
日程第2	常任委員会付託	157

○6月22日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	160
------	---------------	-----

日程第2	質疑（議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号）	167
日程第3	討論・採決（議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号）	168
日程第4	質疑（議案第48号から議案第53号までの6議案）	176
日程第5	討論・採決（議案第48号から議案第53号までの6議案）	176
日程第6	意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程	178
日程第7	質疑・討論・採決（意見書案第2号及び意見書案第3号）	180
日程第8	議員派遣について	182

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和2年 第2回定例会 (6月)	議案第29号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第30号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第31号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第32号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和元年度三股町一般会計補正予算（第6号））	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第33号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第34号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第1号））	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第35号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）	原 案 承 認	6月22日
〃	議案第36号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原 案 承 認	6月22日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 2 年 第 2 回定例会 (6 月)	議案第37号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町介護保険条例第 9 条第 2 項の特例を定める条例）	原 案 承 認	6 月 22 日
〃	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和 2 年度三股町一般会計補正予算（第 2 号））	原 案 承 認	6 月 22 日
〃	議案第39号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第40号	三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第41号	三股町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第42号	三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第43号	三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第44号	令和 2 年度三股町一般会計補正予算（第 3 号）	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第45号	令和 2 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第46号	令和 2 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第47号	令和 2 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決	6 月 22 日
〃	議案第48号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 22 日
〃	議案第49号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 22 日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和2年 第2回定例会 (6月)	議案第50号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6月22日
〃	議案第51号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6月22日
〃	議案第52号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6月22日
〃	議案第53号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6月22日
〃	議案第54号	三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について	原 案 可 決	6月22日
〃	議案第55号	財産の取得について(令和2年度小学校用指導用デジタル教科書購入)	原 案 可 決	6月8日
〃	陳情第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	原 案 採 択	6月22日
〃	報告第2号	令和元年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	令和元年度三股町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の令和元年度事業決算の報告について		
〃	意見書案 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	原 案 否 決	6月22日
〃	意見書案 第3号	新型コロナウイルス感染症対策に係る財政確保等を求める意見書(案)	原 案 可 決	6月22日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	田中光子	1 子宮頸がん予防ワクチンについて	1 HPVワクチンのに関する情報提供はどのように行っているのか。 2 定期接種対象者への通知はどのように行っているのか。 3 定期摂取の現状はどのようになっているか。 4 現状を踏まえて、今後の取り組みは	町 長
		2 新型コロナウイルス感染症対策について	1 介護現場の状況を把握され、どのような支援をされたのか。 2 介護現場や在宅介護へ適切な支援はできたのか。 3 今後の対策はどのように考えられているのか。	町 長
		3 歯科保健対策について	1 アンケート調査の結果分析はどのようになったのか。 2 今後どのような対策が必要と考えられるのか。	町 長

2	内村 立吉	1 新型コロナウイルス対策について伺う	1 本町における国の定額給付金、交付金事業の内容はどのようなものであるか。 2 子どもが長期間外出自粛など普段と違う環境におかれている状況でした。ストレスの兆候、対処法について学校としての指導はどのようなものか伺う。 3 介護施設、介護サービスが混乱を招いている状況です。このような中で高齢者の孤立が危惧されます。その対処法について伺う。 4 肉用牛肥育農家支援策について伺う。 ① 肉用肥育牛経営安定基金制度（牛マルキン）について ② 持続化給付金について ③ 経営体質強化の取り組み（畜舎改善、経営分析、血液分析、肉質分析、飼料分析）について ④ 町独自の支援事業について ⑤ 学校給食に牛肉などを取り組むことについて（地元産消費増）	町 長
		2 畜産新規就農者について	1 畜産クラスター制度への申込者について。その審査基準はどのようなになっているのか。	町 長

3	堀内 和義	1 蓼池かくれ念仏洞の整備保存について	1 町指定文化財としてどのようなものと捉えているのか。 2 崩壊寸前で早期の整備が必要 ① 入口が陥没して階段が壊れて危険な状態である。 ② ブロック塀が倒れかけており危険な状態である。 ③ 讃誓碑の一部が剥がれ落ち傾きかけている。 3 整備が終わるまでは立入禁止にしてはどうか。 4 案内板・説明板の設置について	町 長
		2 防災組織・リーダー育成について	1 町内におけるボランティア団体数と活動内容は 2 町内の防災士取得者の人数と活動状況は 3 防災士の定期的な研修・講演会を実施してほしい。 4 防災士を核としたリーダーの育成と自主防災組織を一体化した拠点づくりはできないか。	町 長
		3 コロナ感染拡大に伴う農畜産業への影響について	1 町内の農畜産物において出荷量減少や価格下落による影響はどのようなものか。 2 和牛生産農家、肥育牛農家への支援事業はできないか。 3 肉の消費拡大に向けての取り組みをしてはどうか。	町 長

4	指宿 秋廣	1 新型コロナウイルスの対策について	1 国の景気対策で役場の負担は大変な多さではないかと予想されるが、現在の状況はどうなっているか。 2 景気対策で失業した方を一時的に雇用している自治体もあるが、本町は臨時雇用の考えはあるか。 3 4月27日の全協で出された意見は検討されたか。その経緯はどうであったか。 4 いろいろな商品券が発行されることになっているが、商品を提供した方々の負担はあるか。 5 台風や豪雨など避難する場合の対策はどう考えているか。 (第五部の消防団詰め所を含む) 6 今後町民に福祉など直接のサービスの影響はどの程度と考えているのか。	町 長
			7 学校の授業等の影響はどの程度だったのか。平常時になるまでの期間はどうか。	教育長

5	福田 新一	1 自治公民館と町役場の関係	1 自治公民館加入率の現状をどう捉えるか。 2 防犯灯電気料金に対し補助金を交付できないか。 3 ゴミステーションの維持管理にどのような苦情が入っているか。 4 個人的にゴミステーション設置しても回収可能か。事例があるのか。 5 転入時の自治公民館への連絡はあるのか。加入案内は。 6 自治公民館加入を促す案内を町役場より指導できないか。	町 長
		2 新型コロナウイルス感染症対策（新しい生活様式の実践）	1 今回、放課後児童クラブで取られた感染拡大防止の措置とは。 2 各児童クラブの環境チェックはされたのか。 3 梅雨時期をむかえ、避難場所の対応をどう考えるか。（3密を避ける環境になっているか）	町 長
		3 ふるさと納税の取組強化	1 ふるさと納税の本質とは。 2 ふるさと納税額受入額の推移と目標額は。（資料要） 3 目標額達成への具体策は何があるのか。 4 本町の特徴をアピールした体験学習（体験チケット）を返礼品にしてはどうか。（陶芸、農業体験、郷土芸能、ヤマメ釣り、民泊等）	町 長

6	池邊 美紀	1 新型コロナウイルス問題における影響と対策	1 経済対策。みまたん事業者応援給付金の予定数と申請を受けた事業者数。期間の延長をすべきではないか。 みまたん事業者応援給付金の第2弾が必要ではないか。 今後、プレミアム付商品券の発行を早急に行い地域の経済再建を後押しすべきではないか。 2 小中学校について。授業の遅れや、習熟度の確認をどのように進めていくか。 休業時のタブレットの活用はどうであったか。 今後の課題としてオンライン授業を検討すべきではないか。 今回の休業により不登校が増えるのではないかということもいわれるがその対策は。 国のほうで第2次補正予算のなかに学校の整備にかかる予算が入っているが、三股町では今後どのような整備を考えているか。	町 長
		2 役場駐車場のラインについて	1 普通自動車の大きいバンタイプやオフロード車も多い現在、駐車場の間隔が狭いと乗り降りで支障をきたす場合がある。高齢者にも優しい2重ラインにすべき。	町 長
		3 ネットリテラシーについて（SNSの誹謗中傷問題）	1 社会問題化しているSNSによる誹謗中傷問題。行政として職員へのネットリテラシー指導は行っているか。 学校教育現場ではどのように教育しているか。	町 長
		4 住民票など申請書における認印について	1 窓口の申請書類で認印が必要であるが、なぜ必要なのか。 省くことはできないのか。 窓口申請書類をダウンロードができるようにしてはどうか。	町 長
		5 マイナンバーカードと、証明書等のコンビニ交付	1 特別定額給付金で、全国でマイナンバーカード普及率が上がったが、三股町の普及率と数はどのようなものか。 各種証明書類のコンビニ交付は、予算の関係で、三股町は現在はないが、今後どのように考えているか。	町 長

7	堀内 義郎	1 新型コロナウイルス対策について	1 事業者支援について ① みまたん事業者おうえん給付事業の現状（申請者数、受理された件数、業界別）はどうか。また、町独自で第3弾の緊急支援策に打ち出したいとあるが、具体的な取り組みはどうか。 2 農業者支援について ① 和牛の販売不振による子牛の価格低迷が続いているが、本町として繁殖農家における支援、特に肥育農家における支援は緊急性があると思うが、本町としての対策はどうか。 ② 農畜産物の価格低下や販売不振の支援として、県外へ向けての贈答品による支援は考えられないか。 3 小中学校の対応について ① 学校生活や特に登校時の暑さ対策について、新しい生活様式に沿った熱中症への対策は取られるか。 ② 長期休暇に伴い、オンライン学習の整備が早急に必要と言われているが、ICT整備の進捗状況と、今後の活用についてはどうか。 4 災害時の対応について ① 避難所における対策として、3密を避け「分離避難」をすすめるため、屋外でのテント泊や車中泊（特に大規模災害時）は手段とならないか。また、その場合の安全な避難場所の確保は考慮できないか。	町 長
---	-------	-------------------	--	-----

8	楠原 更三	1 新型コロナ対策について	1 本町オリジナルの施策にはどのようなものがあるのか。 2 ゴミ出しのルール周知徹底方法〔ゴミステーション・資源ごみ集積所〕 ① エコフィールドの活用方法とその実態。 ② ごみ回収指導員・団体への安全指導の予定 3 行政として学校教育に支援できること。 ① 三股の教育としてどのような支援が考えられるか。 ② 地域と連携した取り組みには、どのようなものを想定しているのか。 ③ ICT環境が活用されたのか。	町 長
		2 三股らしさについて	1 回覧用の五本松交流拠点基本構想パンフレットから ① これまでは三股らしさをどのように捉えてきていたのか。 ② 新しい「三股らしさ」とは、どのようなことなのか。 ③ 『あいことば』の部分とこれまでの協働のまちづくりとの関係は。 2 4月号でリニューアルされた広報みまた「町の生い立ち」が、5月号で掲載されていない理由は。	町 長
		3 本町の魅力化について	1 長田峡成因の看板設置の進捗状況 2 梶山城跡調査整備検討委員会の今後の予定。	町 長

9	上西 祐子	1 新型コロナウイルス感染症対策の取組について	1 みまたん事業者おうえん給付事業 今回どういう事業者の相談が多かったのか。また、5月末現在どのくらいの方が給付を受けられたのか。件数と金額を伺う。 2 家賃補助事業 何件位の要望があるのか。 3 医療 福祉従事者応援事業 病院や介護事業所など影響があると聞くが、経営などの相談は聞いているのか伺う。 4 特別給付金について 今回の給付は世帯主に対して給付されるとあるが、世帯主が行方不明、また、施設入所者（一人暮らし）、自分で手続きできない方、DVなどでもらえない人などの対応はどうなっているのか。	町 長
		2 いろいろな危機、災害などにおける人的支援体制について	1 4月の人事異動情報によると、新規採用1人、退職者7人、再任用4人となっている。今回のコロナ対策で職員は5月の連休も仕事、夜もおそくまで残業をしていると聞く。 正規職員の人数増を図るべきだと考えるが、町長の考えを伺う。	町 長
		3 貧困対策について	1 社協で行っている「どうぞ便」や「個人小口貸付」が大幅に増えたと聞くが町の支援はどうなっているのか	町 長
		4 会計年度任用職員の給料日の変更について	1 給料日の変更の理由は 2 変更日の通知が遅くなった原因は	町 長

三股町告示第62号

令和2年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月2日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和2年6月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第2回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和2年6月8日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第29号から議案第55号までの27議案、報告4件及び陳情1件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決（議案第55号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第29号から議案第55号までの27議案、報告4件及び陳情1件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決（議案第55号）
-

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10 番 上西 祐子君
11 番 重久 邦仁君	12 番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和2年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、田中議員、6番、池邊議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る6月2日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和2年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について10件、条例の制定1件及び改正4件、平成、令和2年度補正予算4件、人事案件6件、その他2件の計27件と、このほか報告4件、陳情1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会にお

いて慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月22日までの15日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会に提案される議案のうち、議案第48号から第53号までの人事案件6件については、委員会付託を省略し、最終日の全体審議で措置することとし、第55号議案につきましては、本日全体審議で措置することに決定しました。

また、意見書案2件が提出されており、本日の全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月22日までの15日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第48号から第53号までの人事案件6件については、委員会付託を省略し、最終日の全体審議で措置することとし、第55号議案につきましては、本日全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、決定いたしました。

日程第3. 議案第29号から議案第55号までの27議案、報告4件及び陳情1件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第29号から議案第55号までの27議案、報告4件及び陳情1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和2年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号から議案第33号までの5議案については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第29号「三股町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第201回通常総会において可決され、令和2年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したところであります。

今回の改正は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合において、現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行ったものであります。

次に、議案第30号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げ、減額の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げたものであります。

次に、議案第31号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、農業集落排水事業の使用料の算定において、基本料金及び定額の料金の2分の1の額について端数処理方法を明記するため、条例の一部を改正したものであります。

次に、議案第32号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき予算の調整を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額108億7,725万3,000円から歳入歳出それぞれ3億8,058万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,666万5,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定による特別交付税2億1,027万7,000円などを増減額補正したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により文化会館使用料などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により保育所等整備交付金及びプレミアムつき商品券事務費・事業費補助金などを増減額補正したものであります。

繰入金は、充当事業の減により、ふるさと未来基金繰入金などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について財政調整基金及び公共施設等整備基金繰入金の取崩し額を減額補正して基金の確保を図ったものであります。

諸収入は、実績によりプレミアムつき商品券購入代金などを増減額補正したものであります。

地方債は実績により、畑地帯総合整備事業などを減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、一般管理費の雇用契約職員委託料ほか979万4,000円、企画費のふるさと納税推進事業業務委託料ほか2,106万7,000円などを減額したものであります。

民生費は、プレミアムつき商品券換金委託料ほか1億2,937万8,000円、児童福祉総務費の子ども医療費1,616万3,000円などを減額補正したものであります。

衛生費は、環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金811万9,000円などを減額補正したものであります。

農林水産業費は、農地費の畑地帯総合整備事業負担金1,667万1,000円などを減額補正したものであります。

商工費は、企業立地促進事業補助金500万円などを減額補正したものであります。

土木費は、道路補修委託料ほか320万3,000円などを減額補正したものであります。

教育費は、小・中学校費の要保護及び準要保護児童生徒援助費合わせて593万6,000円、中学校費の三股中学校太陽光発電設備設置工事433万4,000円などを減額補正したものであります。

諸支出金は、寄附金の実績によりふるさと未来基金積立金3,954万9,000円などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について財政調整基金及び交流拠点施設整備基金などを増額補正し、基金の確保を図ったものであります。

予備費は、収支の調整額1億141万2,000円を増額補正したものであります。

第2表 地方債補正については、実績により限度額を変更するもので、畑地帯総合整備事業（高才第1地区）など減額変更したものであります。

次に、議案第33号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額30億6,889万7,000円から歳入歳出それぞれ4,219万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,669万8,000円としたものであります。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税、国庫支出金を増額補正し、県支出金、繰入金

を減額補正したものであります。

また、歳出の主なものとしましては、保険給付費を減額補正し、予備費を増額補正したものであります。

議案第34号から議案第37号までの4議案については、去る4月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を得ようとするものであります。

まず、議案第34号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として計上した令和2年度補正予算（第1号）のうち、緊急性を要する特別定額給付金事業等に対する経費及び町独自の事業者支援策等に要する経費について、所要の補正措置を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額108億円に歳入歳出それぞれ27億7,432万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,432万3,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は特別定額給付金事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金などを増額補正したものであります。

県支出金は、保育対策総合支援事業費補助金を増額補正したものであります。

繰入金は、町独自の施策を実施するための財源として、財政調整基金繰入金を増額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費は、特別定額給付金事業及び小中学校児童生徒学習支援事業などに要する経費を増額補正したものであります。

民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業及び保育環境改善等事業補助金に要する経費を増額補正したものであります。

商工費は、みまたん事業者おうえん給付金事業及び三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃補助金などに要する経費を増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額39万7,000円を減額したものであります。

次に、議案第35号「三股町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が、第201回通常国会において可決され、令和2年4月30日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例等の一部を改正する条例を4月30日付で専決処分したところであります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるため改正を行ったものであります。

次に、議案第36号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、被用者保険本人の後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険に加入した旧被扶養者に実施している国民健康保険税減免について、当分の間を対象としている応益保険料の軽減を「資格取得後2年を経過する月までの間」としたものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行おうとしたものであります。減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものであります。

次に、議案第37号「三股町介護保険条例第9条第2項の特例を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことなどにより、三股町介護保険条例第9条第1項第6号に該当する者が介護保険の減免を受けようとする場合は、同条例第9条第2項の規定中「当該年度の8月1日から8月末まで」とあるところを、「令和2年7月1日から令和3年5月末日まで」と読み替えることについて令和3年5月31日を期限とする条例を制定したものであります。

次に、議案第38号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスの感染拡大策により影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、去る5月15日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を受けようとするものであります。

歳入歳出予算の総額135億7,432万3,000円に歳入歳出それぞれ713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億8,145万4,000円としたものであります。

まず、歳入について、ご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正したものであります。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

商工費は、未就学児を育てる世帯への支援を行うとともに外出自粛による影響の大きい地元飲食店を支援するため、食事券用商品券を発行し給付を行う事業に要する費用を増額補正したものであります。

次に、議案第39号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、中央テニスコートの使用料の単位を利用者の利便性に配慮して1時間単位から30分単位に改正するものであります。

次に、議案第40号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年8月から改正される県の重度障がい者（児）医療費公費負担事業に合わせて、通院医療費の給付方式を現物給付とし、自己負担額を月額1,000円から1医療機関500円に減額し、通院及び入院医療費を合わせて1,000円を超えた場合は、その差額を償還払いとするものです。

また、令和2年11月から重度心身障害者医療費助成の拡充を行うに当たり、20歳未満の通院及び入院医療費を無料にし、さらに、三股町子ども医療費助成に関する条例、三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例及び三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例に重複して助成の対象となる者の資格及び助成金の受給に関する取扱要綱の制定に伴い改正するものであります。

次に、議案第41号「三股町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年自治法等改正法により定められた、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し（令和2年4月1日施行）において、近年、住民訴訟による首長や職員に対する多額の損害賠償額に対し、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責することを条例に定めるものであります。

次に、議案第42号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第43号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」については関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、三股町子ども医療費助成に関する条例、三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例及び三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例に重複して助成の対象となる者の資格及び助成金の受給に関する取扱要綱の制定に伴い改正するものであります。

次に、議案第44号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額１３５億８，１４５万４，０００円に歳入歳出それぞれ２億７，４５０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３８億５，５９６万３，０００円とするものであります。

まず、歳入について、ご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億１，９３０万４，０００円など増額補正し、内示により社会資本整備総合交付金２，３２３万２，０００円を減額補正するものであります。

県支出金は、ＨＡＣＣＰ等対応施設整備緊急対策事業補助金６，５８３万１，０００円、大径原木加工施設整備事業補助金５，０００万円などを増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整基金繰入金を７，０００万円減額補正するものであります。

諸収入は、県プレミアムつき商品券購入代金１億５０万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年４月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

民生費は、障がい児施設給付費４６４万１，０００円、施設型給付費４０６万７，０００円などを増額補正するものであります。

衛生費は、都城夜間救急病センターの発熱外来対応経費として、初期救急事業負担金２５０万円を増額補正するものであります。

農業費は、三股町肥育牛経営安定対策事業補助金１，０００万円、大径原木加工施設整備事業補助金５，０００万円などを増額補正するものであります。

商工費は、ＨＡＣＣＰ等対応施設整備緊急対策事業補助金６，５８３万１，０００円、県プレミアムつき商品券換金業務委託料ほか１億３，３１９万４，０００円などを増額補正するものであります。

土木費は、内示により勝岡蓼池線舗装補修事業４，５００万円を減額補正し、病院通線歩道整備事業１，１３６万５，０００円などを増額補正するものであります。

消防費は、コミュニティ助成事業補助金２００万円を増額補正するものであります。

教育費は、三股町学校教育ＩＣＴ活用研修業務委託料１３２万円を減額補正し、小中学校のＧＩＧＡスクール端末整備事業リース料１２９万９，０００円、コミュニティ助成事業補助金２３０万円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整及び新型コロナウイルス感染症対策に備えるため、１，０２６万

9,000円を増額補正するものであります。

「第2表 債務負担行為補正」については、GIGAスクール端末整備事業を追加するものがあります。

「第3表 地方債補正」については、病院通線歩道整備事業ほか2件について事業費の補正により、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議案第45号「令和2年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,685万5,000円から歳入歳出それぞれ201万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,484万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の減額補正を行うものであります。

次に、議案第46号「令和2年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億3,695万2,000円に歳入歳出それぞれ157万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,853万円とするものであります。

歳入については、国県補助金及び一般会計繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うほか、保険者機能強化推進交付金の評価加算に必要な資格取得研修費を増額するものです。

次に、議案第47号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億5,946万7,000円から歳入歳出それぞれ149万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,797万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額補正し、歳出については、4月の人事異動に伴い人件費を増減額補正するものです。

次に、議案第48号から議案第53号の「三股町農業委員会委員の任命について」、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会制度の改正に伴い、令和2年7月20日からの新たな農業委員会の農業委員について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定及び三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年12月

27日条例第28号)に基づき、農業委員6名の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、6名の農業委員の選考につきましては、三股町農業委員会委員及び三股町農地利用最適化推進委員選考委員会の答申を受けて、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について」、ご説明申し上げます。

本案は、現在日本下水道事業団との間で締結している、三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定におきまして、予定概算事業費に変更が生じたので、基本協定の一部を変更する協定を締結しようとするものであります。

基本協定の一部を変更する協定の締結については、去る5月18日に、9億900万円で仮協定したもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号「財産の取得について」、ご説明申し上げます。

本案は、6つの小学校に令和2年度小学校用指導用デジタル教科書を一括して購入し配備するものです。

指導用デジタル教科書の購入につきまして、去る5月12日に指名競争入札を実施し、入札の結果、有限会社都城金海堂が、922万8,868円で落札しました。

契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、27議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出いたしております。

報告第2号「令和元年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の令和元年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 議案第48号から議案第53号の三股町農業委員会委員の任命について、補足説明いたします。

議案第48号につきましては、溝口良信氏、長田在住の方でございます。

議案第49号につきましては、小倉休幸氏、新馬場在住の方でございます。

議案第50号につきましては、上水広志氏、樺山在住でございます。

議案第51号につきましては、内村介貞氏、蓼池在住でございます。

議案第52号につきましては、馬渡芳文氏、宮村在住の方でございます。

議案第53号につきましては、下石昭廣氏、樺山在住の方でありまして、全員の方が再任となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 議案第55号「財産の取得について（令和2年度小学校用指導用デジタル教科書購入）」につきまして、補足説明をさせていただきたいと思います。

本案は、6つの小学校に指導用デジタル教科書の購入につきまして、去る5月12日に指名競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産取得について落札したと物品購入契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

資料を御覧ください。

入札には、6社を指名しましたが、うち2社は辞退でございました。

内容につきましては、辞退届でございます。

4社が入札に参加し、その結果、予定価格1,132万5,600円に対し、落札価格922万8,868円、落札率は81.49%で、有限会社都城金海堂が落札したところでございます。

工期は、令和2年7月10日までとなっております。

以上、補足説明を終わりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 次に、陳情第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

内村議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について、趣旨の説明を申し上げます。

本年4月に、改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙をなくし、健康影響が大きい子供、患者等への配慮、施設の種類、場所ごとに応じた対策といった基本的考え方が示されました。

改正の主な目的は、受動喫煙を受けたくない人を保護することではありますが、禁煙を求めるものではありません。

したがって、喫煙者の排除になつてはならないため、非喫煙者とたばこ税を納めている喫煙者がお互いを尊重し共存できる分煙環境の整備が必要であります。

たばこ税に着目しますと、国、地方合わせて年間約２兆円が使途の間われない普通税としての財源になっており、本町においても、年間約１億２，８００万円の税収があり、貴重な財源となっております。

本年１月に総務省自治税務局から発信された令和２年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項では、改正健康増進法を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や駅前商店街などの場所における屋外分煙施設の設備等が考えられ、こうした取り組みは、今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、分煙施設整備のために積極的に地方のたばこ税の活用していただきたいと記載されました。つきましては、たばこ税を活用した分煙環境整備は妥当な方向性と理解することから、より快適な公共喫煙所等を整備すること、国に対しては、国たばこ税を活用した分煙環境整備に向けた制度の設備を要望するために意見書を提出しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明、終わります。

日程第４．質疑・討論・採決（議案第５５号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第４、議案第５５号「財産の取得について（令和２年度小学校用指導用デジタル教科書購入）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑の回数は全体審議では５回までとなっています。

質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっています議案第５５号についてお伺いをします。

説明資料の中で２社は辞退しているわけですが、上の２行については所在地が分かるんですが、２つの次の２つについては、所在地が分からない。もう１点。

書店とつく以上は三股にも書店あったかなというふうに思っているんですが、そういう、この基準ですね。それは、何で、こういうふうになったのか、２点よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、今回入札に参加していただきました書店の所在地でございますが、申し訳ございません。

資料のナンバー１、ナンバー２につきましては、ナンバー６ですね、つきましては、都城市管内の書店でございます。

それと資料のナンバー３、ナンバー４、ナンバー５の３つの書店につきましては、宮崎市の書店でございます。

当初６社ということにしたのは、つきましては、都城・北諸管内の書店としては、３社では乏

しいということで、宮崎市、宮崎県内の書店ということで、6社指名をさせていただいたところでございます。

それと、あと、書店につきましてですけれども、三股にも書店はございますけれども、このデジタル教科書、これの取扱いについては、難しいものというところで、今回三股町の書店は入れていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） そぐわないということだったので、お聞きしますけれども、そういう明快な基準みたいなのがあって、それによって、そぐわない。例えば、土建やったら、Aランク、Bランク、いろんなのがあって、そぐわないことになるわけですが、それは、物差しというのはあった上で、そぐわないということになったのかどうか。ただ、規模が小さいからそぐわないということになったのか、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回の小学校指導用デジタル教科書、この仕様書なんですけど、この中身について、町内の書店では取扱いができないというところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） よろしいでしょうか。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ここに出ています指導用デジタル教科書ということで、一言で済んでいるんですけど、もうちょっと、どういうふうなものなのかというのを簡単に説明していただけないか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、教科書なんですけど、5年ぶり、小学校のまず教科書が改訂になって、今回教科書を購入することになったわけです。その教科書、子供用は国から無料で配布されます。教師用の指導用教科書は町が購入しなければならないということです。指導用の教科書、これについては、もう価格が決まっております、どこで買っても一緒ということで、指定業者側から購入しました。今回、それとは別に教材というのが必要なんです。教えるいろんな地図とか、掛図とか、いろんな教材必要なんですけど、これが今まででしたら、約2,500万円、4年間使うんですけど、2,500万円ぐらいかかっております。三股町の場合、先生たちが皆さんタブレットを持っていますので、何とか安くできないかということで、このデジタル教材は、教科書の中にそういうのが、いろんなコンテンツというか、掛図とか、資料なんかが全部入っています。学校単位で入れていけば、それをみんなで使えますので、約800万から900万ぐらい購入費は下げられるということで、今回初めて、このデジタル教科書を購入することになりま

した。

ただ、定額と思っていたんですが、これについては、安くできるというのが分かったので、急遽入札ということで、今回初めて分かりましたので、入札にかけた。1冊当たり大体7万ぐらいなんですが、6校分ですね、150冊買いますので、大きな金額になるということになりました。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、議案第55号に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時52分休憩

〔全員協議会〕

午前10時54分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時54分散会

令和2年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和2年6月11日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10 番 上西 祐子君
11 番 重久 邦仁君	12 番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前10時10分開議

○議長（重久 邦仁君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症対策のため、最前線で戦ってくださっている全ての方々に感謝申し上げます。また、亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

そして、感染対策のため、自粛を貫いてくださった町民の方々へ感謝申し上げます。

質問事項1、子宮頸がん予防ワクチンについてです。

子宮頸がんは子宮の入口部分にできるがんです。年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの女性が亡くなっております。若い女性が罹患することが多く、妊娠とともに病気が発覚したり、子育て中の女性が幼い子供を残して亡くなっております。そういうことから、マザーキラーとも呼ばれている怖い病気です。この子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスHPVというウイルスで、性交の経験がある女性の80%が50歳までに感染を経験すると言われております。日本女性の70人から80人に1人が発症する病気です。

現行のワクチンは子宮頸がんの3分の2以上を防ぐことができるので、毎年2,000人の命を救い、また多くの人たちの後遺症を防ぐワクチンと言えます。HPVワクチンの情報提供はどのように行われているのでしょうか。

あとは、質問席にて行いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。子宮頸がん予防ワクチンについて。HPVヒト

パピローマウイルスワクチンに関する情報提供はどのように行っているかの質問について回答いたします。

HPVワクチン、子宮頸がん予防ワクチンは平成23年度より任意接種として開始し、平成25年4月からは予防接種法に基づく定期接種として12歳から16歳の女性を対象に1人3回全額公費で受けられるようになりました。しかし、ワクチン接種後に重篤な副反応の報告が相次いだことにより、厚生労働省から副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨を差し控えるとの勧告を受け、同年6月より積極的な勧奨を差し控えております。

現在も国の厚生科学審議会、予防接種ワクチン分科会、副反応検討会におきまして、検討しておりますが、まだ因果関係について明確な結論は得られていない状況となっております。

HPVワクチン子宮頸がん予防ワクチンの情報提供については担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） HPVワクチン子宮頸がん予防ワクチンに関する情報提供についてお答えいたします。

HPVワクチン等の定期接種につきましては、予防接種法に基づき、接種対象者や保護者に対して、接種を受けるよう勧奨しなければならないものとしています。本町では対象年齢や接種回数、医療機関名等を記載した予防接種カレンダーや町ホームページで情報提供を行っております。以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 子宮頸がんを予防するためには定期検査、受診が大事です。それ以上に大事なのは、子宮頸がんHPVワクチンの定期接種であります。現在、新型コロナウイルス感染症のワクチンをみんなが待ち望んでいます。しかし、子宮頸がんHPVワクチンはあるにもかかわらず、接種していない。それは、2013年4月に定期接種が開始され、副反応の頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に干涉すべきではない、積極的な接種勧奨の一次差し控えが決定した経緯があります。先ほど、町長が言われたとおりです。

しかし、6月14日にはヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、対象者等へ周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ることと厚生労働省からは通知されています。ワクチン接種の副反応について、正しく理解し、適切に判断できるよう、有効性とリスクなどに関する情報を対象者に確実に届けることが重要です。

定期接種対象者への通知はどのように行われているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 定期接種対象者への通知についてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの予防接種開始当初は接種を促す文書や受診表などを対象の方に送り、積極的に接種を呼びかけておりましたが、現在積極的な接種勧奨を差し控えている状況でありますので、このような積極的な接種勧奨は行っていないところでございます。しかし、電話相談や窓口での相談では定期接種として子宮頸がん予防ワクチンの接種ができることや、子宮頸がん予防ワクチンの有効性と接種による副反応が起こるリスクを説明しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 今言われたように、窓口とか電話で相談を受けているということですが、その中でどれくらいの方が接種されているのでしょうか。定期接種の現状はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 定期接種の現状について、お答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種の実績は、任意接種が始まった平成２３年度は９９人、平成２４年度は２２９人、積極的な接種勧奨の差し控えた勧告後である平成２５年度は１００人、平成２６年度から平成３０年度はゼロ人。令和元年度、昨年度は２人となっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） ２０１８年１月には情報提供のリーフレットが作成されましたが、昨年８月に行われた厚生労働省の副反応部会のアンケートでは、対象年齢の助成８２．５％、その母親８７．７％がリーフレットを見たことがないという結果がでております。２０１３年６月に国は定期接種の積極的な勧奨とならないよう留意することと勧告が出され、ほとんどの自治体がＡ類定期接種のワクチンであるにもかかわらず、個別通知を行わなくなりました。適切な情報を対象者に届けられていたかどうかということに関しては、町として取り組みはどうでしたか。お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 厚生労働省からきております「ＨＰＶワクチンの接種を検討しているお子様と保護者の方へ」の資料が町のほうに届いておりますが、現在のところ、これを積極的に使ったの周知はしていないところであります。先ほど申しましたように、相談があった方には説明をするところですが、町のほうが積極的な情報提供は今のところはしていないところで

す。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 先ほど言いましたように、２０１３年に接種後に体の傷みや運動障害など多様な症状が報告されたことにより、２か月後には積極的な接種勧奨の差し控えとなり、一時は７０％あった接種率が１％未満にまで激減をしています。この状態が既に６年以上も続いています。ＨＰＶの感染を予防するためには、このＨＰＶワクチンを接種するということが有効であり、海外の調査ではワクチンの導入により感染率が激減されたとされています。現在、世界７０か国以上で国のプログラムとして定期接種の対象となっており、さらにオーストラリアなど１１か国では感染源となる男性も接種対象となっているようです。子宮頸がんＨＰＶワクチン接種についての正しい理解を図り、定期接種の積極的な告知を行うべきだと考えますが、現状を踏まえて今後の町の取り組みをお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今後の取り組みについてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種は現在積極的な勧奨が差し控えられておりますが、接種希望者にはワクチンの効果や副反応、接種後の注意事項等について説明をしております。現時点においては、国の方針変更がないことから、引き続き積極的な勧奨を控えつつ、国の動向を注視してまいります。

また、子宮がんの早期発見、早期治療を目的として、２０歳以上の人を対象に年に１回の子宮頸がんの健診を勧奨しております。２１歳の方には子宮頸がん検診の無料クーポン券の個別通知を行っているところでございます。子宮頸がんの検診を定期的に受けることで、がんになる過程の異常、異形成やごく早期のがんを発見し、経過観察や負担の少ない治療につなげることが出来ますので、今後も検診の受診、勧奨を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 世界保健機構ＷＨＯや世界産科婦人科連合からＨＰＶワクチンの効果と安全性を再確認するとともに、日本の状況を非常に危惧する声明も出されています。また、名古屋市の中学３年生から大学３年生相当の女性、約７万人を対象とした疫学調査でも、ワクチンを接種していない方にも副反応と同じような症状を呈する人が一定割合存在するとして、因果関係は認められていないとの情報も出ています。厚生労働省は定期接種となっている小６から高１の女子のいる家庭にワクチンの効果やリスクなどを知ってもらうためのリーフレットを個別に送る方針を専門家の検討部会で示したと聞いております。

本町においてHPVワクチンの正しい情報を町民にお伝えし、家庭で話し合い、自分で決めることのできる環境をつくるべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 厚生労働省からきておりますお子さまと保護者のためのリーフレットは現在積極的に周知はしていないところなんですけど、このリーフレットを役場とか健康管理センター等の窓口において、このリーフレットのほうにワクチン接種の意識効果や副反応のことが詳しく書かれておりますので、これを見ることで定期接種として子宮頸がん予防ワクチンがあることを知ってもらい、効果とリスクで接種するかどうかはご本人、家族、保護者の方の判断になりますので、そういうもととなるものを窓口において情報提供することはできると思いますので、そういった方法等を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 子宮頸がんは唯一予防できるがんです。命を守るため、接種対象者に確実に情報を届け、選択肢を提供するため、対象者に個別送付を行っていくべきではないでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 個別送付につきましては、現在積極的な勧奨を差し控えているという状況でありますので、個別通知については差し控えたいと思っております。ただし、定期予防接種であって、希望すれば子宮頸がん予防ワクチンを受けるということは、そのことは、そういう情報は伝えていきたいと思っておりますけれども、個別通知は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 周知不足に危機感を感じた自治体独自の取り組みも広がりつつあります。茨城県ですかね。龍ヶ崎市はこういう感じでリーフレットと一緒に個別発送をされているそうです。周知不足により、もし対象者に何かあったとき、周知をしなかった自治体に責任を追及されるのではないのでしょうか。周知徹底し、個別での通知をしていただければ接種する、しないはご家族で判断していただくべきと考えます。

続きまして、質問事項2、新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症の恐れに直面する中、医療や介護、障害福祉サービスの従事者の方々は使命感を持って業務に当たってこられました。訪問やデイサービスなど、在宅介護の現場では感染リスクの高さから未だ緊迫した状況が続いているようです。淑徳大学教授が5月4日から17日の期間、在宅介護の関係者約500人を対象に行った調査では、介護サービスの利用を控えている高齢者に機能低下

が見られるとの回答が6割に上った。感染と機能低下による重度化のリスク、利用者はその両方を抱えていると指摘されています。

そこで、介護現場の現状を把握され、本町ではどのような支援を行われたのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 介護現場の現状を把握され、どのような支援をされたのかについてお答えいたします。

高齢者支援課では新型コロナウイルス感染症対策としまして、感染拡大が懸念されます高齢者介護施設及び居宅介護支援事業所に対し、本町で備蓄しているマスク1,500枚、県から2回に分けて送付されたマスク1万8,000枚、株式会社都城北諸地区清掃公社から寄贈されたマスク1,200枚、合計2万700枚を町内68カ所の高齢者施設や事業所に4月13日からと5月14日からの2回に分けて配布したところであります。

また、4月15日には厚生労働省から送付された再利用可能な布製マスク300枚を通所介護及び訪問介護事業所に配布し、事業所を通じて利用者の方々へ配布していただくよう依頼したところであります。

さらに、本庁独自の取り組みとしまして、三股町新型コロナウイルス感染症医療福祉従事者応援金を医療施設及び介護施設や事業所60カ所、各施設ごとに5万円ずつ町単独の支援金として配布することを決定し、5月12日付け文書にて各施設に通知し、現在支給が始まっているところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 全国介護事業者連盟の調査では影響を受けていると回答をした事業者で通所介護82%、訪問介護31%となっていました。現場ではケアマネも自宅訪問を控える中で、情報が止まってしまう、スタッフ感染時の対応や子供の休校に伴う人手不足などの課題があるようです。今回、介護現場や在宅介護へ適切な支援はできていたのでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 介護現場や在宅介護へ適切な支援はできたのかについてお答えいたします。

非常事態宣言が解除され、6月1日から県境をまたぐ移動の自粛も解除されましたが、そのことによる第2波、第3波の感染拡大も懸念されています。高齢者への感染リスクは極めて大きく、重症化する確率も大変高いものとなっています。介護現場では、高齢者への新型コロナウイルス

感染を回避するための懸命な努力が行われており、感染防止に必要なマスクや消毒液などは毎日消費するものであり、不足することが予想されます。本町としましても、先ほど申し上げましたとおり、各事業所へ不足しているマスクの配布や町独自の応援金の支給を行っているところですが、今後も介護施設や事業所と連携し、感染防止に向けた継続的な対策を行っていきたいと考えております。

また、在宅介護におきましては、居宅介護支援事業所や包括支援センターのケアマネジャーが通常は自宅を訪問したり、担当者を集めて会議を行っています。新型コロナウイルス対策として、利用者宅への訪問をなるべく控え、電話等による状況確認で対応することもよしとするものとし、担当者会議もメールや電話、FAXにより情報交換を行い、3密を避ける工夫を行うよう、文書により通知したところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 今回現場での状況をお聞きすると、ヘルパー業務は社会的距離は保てない、高齢者は聞こえづらいため、耳元で話をし、入浴介助では密にならないわけにはいかないです。実際、感染が起きた地域ではヘルパーの訪問の拒否やヘルパーが訪問することをためらった事例もあるようです。ある事業者では経営は厳しいが、感染防止の対策を続けなければならないと窮状を訴えておられ、マスクなどの衛生物資の調達にかかる費用も大きな痛手になっているようです。

今後、町内に2波、3波がくることを想定して、対策が必要と考えます。現場で必要な使い捨て手袋、ビニールエプロン、クールマスク、消毒用エタノール、ゴーグル、体温計、手洗い石鹸など、備蓄が必要ではないかと考えます。また、介護現場での感染症対策指導が厚生労働省から発信されていますので、ヘルパー事業所にDVDを配布するなどされてはいかがでしょうか。今後の対策はどのように考えておられますか。お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 今後の対策はどのように考えられているのかについてお答えいたします。

町内や近隣自治体で新型コロナウイルスの感染が確認された場合を想定し、介護施設や事業所と高齢者支援課、県が連携し、感染対策マニュアルの作成や感染防止のための情報共有に努めています。外部からウイルスを持ち込まないため、家族や関係者の面会制限を設けたり、施設内に入出入りする職員、業者については検温、マスクの着用、手指消毒など毎日の管理体制の徹底を行っており、熱がある職員や感染の疑いがある職員については自宅待機を行い、感染防止に努めているところでございます。

また、介護施設において新型コロナウイルスの感染疑いが出た場合に備え、介護施設の各床間に間仕切りや壁等を設置し、ほかの利用者と空間的に分離、遮断する改修経費について支援する国の補助事業である地域介護福祉空間整備等施設整備交付金について、各介護施設へ通知したところです。在宅介護につきましては、通所介護や訪問介護、訪問看護について、一時業務を休止するところもありますが、検温、マスクの着用、消毒、ソーシャルディスタンスなど、基本的な感染対策を行い、業務を行うこととしています。新型コロナウイルス感染を食い止めるために、今後はこれまでになかった新しい生活様式への取り組みが必要となると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 先ほど申しましたように、ソーシャルディスタンス、とれない環境にあります。その辺をまた考えていただけないでしょうか。

介護現場は慢性的な人手不足ですが、今回、外出自粛でヘルパーの存在の重要性を改めて感じているところです。ヘルパーや職員が感染防止策を講じながら、利用者の体調管理も担っています。在宅医療体制の強化も含め、事業者や従事者がサービスの継続を安心してできることが大切です。緊急で対応する場合の訪問介護員の人員配置基準の緩和を国に求めるとともに、本町で感染防止対策のために必要となる経費に対する補助金の創設を考えていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 介護サービスにおいて、新型コロナウイルス感染疑いの発症が１番懸念されるのが通所介護、いわゆるデイサービスであると言われております。車による利用者の送迎や入浴、食事の介助、レクリエーションなど、密に接する機会の多いサービスが感染拡大の要因となっています。４月７日、政府は緊急経済対策を発表し、感染リスクの高さから通所サービスが休業要請を設けることも想定して、特例ともいえる支援策を盛り込んでいます。例えば、デイサービスにおいて訪問介護ヘルパーなど代替サービスを提供できるようにする施策もその１つです。そのために必要な経費や介護訪問のヘルパーとの連携に対する補助を行うことも決められ、デイサービスが訪問サービスを行う際に、通常は必要となるサービス担当者会議の実施も不要とされたところであります。本町としましても、事業所や介護施設、県と情報交換を行いながら、不足する物資への支援、対応への協議に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） そういう事業者の負担になっている衛生面の購入に対する補助金を考えていただければと思って提案したところでした。本町も事業者の相談を我がこととして、

ともに悩み、ともに考え、ともに乗り越える姿勢を見せていただきたいと思います。新型コロナウイルスがもたらした危機を乗り越え、人類、社会がより発展していくための道しるべとして国連のSDGs、持続可能な開発目標が掲げる理念が改めて注目されています。第二次世界大戦以来の最大の試練と言われる危機の中を誰も置き去りにしない三股町を築いていきたいと思いを。よろしくお願いします。

続きまして、歯科保健対策についてお伺いいたします。

今回の新型コロナウイルス対策で学校休校に伴い、先生方に置かれましては大変なご苦勞があったと考え、対応に感謝申し上げます。6月4日から10日までの1週間は虫歯予防の日と言われています。厚生労働省、文部科学省、日本歯科協会など、歯の衛生週間を実施しています。新型コロナウイルスの流行により、フッ化物洗口による飛沫で感染リスクが高まるかもしれないとの危惧から地域によっては学校においてフッ化物洗口の実施を止めるほうがよいのではないかという心配の声が聞かれます。日本口腔衛生学会からは次のような発表がありました。学校が休校になっている場合は、自宅で生活している児童がストレスや生活の変化によって、腐食を含む歯科疾患に罹患しやすくなることが危惧されます。また、登校を継続している学校であっても、実施しているフッ化物洗口を中断した場合、腐食罹患状況の悪化を招く可能性が高まります。本学会としては、現在の状況を鑑みますと、一時的な中断はやむを得ない地域もあると思います。しかし、事態が収束したら早急に再開することを強く勧めますとのことでした。昨年、6月議会の私の一般質問で教育長からは今後とも他市町村におけるフッ化物の洗口の実施状況、それに伴う有病率の推移等を注意してまいりまして、その結果によって保護者、学校関係者に対するフッ化物洗口に対する意見調査を行うことも検討する場合もあろうかと考えておりますとの答弁をいただきましたが、アンケート調査の結果分析はどのようになったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） それでは、アンケートの分析結果についてお答えいたします。

まず、児童生徒のアンケートについてであります。平成30年12月に町内の小学1年生、3年生、5年生の929名、中学1年生及び2年生の474名、合計1,403名を対象にアンケートを実施いたしました。結果としましては、小学生の3割、中学生の1割が朝の歯磨きをしていないことが分かりました。また、歯科検診後に虫歯や歯の異常があったときに、歯科医院へ行くと回答した児童生徒は8割でしたが、実際の治療率は7割程度に留まっております。治療に行かない主な理由としましては、保護者の都合や痛みがないからといったものが多く、これらのほかに中学生では部活動があるからといったものが多く見受けられました。次に、保護者のアンケートについてであります。アンケートを実施した児童生徒の保護者でPTAの戸数にはなり

ますが、1,167名を対象として実施いたしました。歯磨きをしているかの声掛けをしていない保護者が小学生で2割、中学生で3割という結果でありました。また、小学校入学以降も子供たちの仕上げ磨きを継続している保護者は3割程度に留まっていました。さらに、虫歯等になった場合に、歯科医院へ連れて行くかという問いに対しては約1割の保護者が「いいえ」と回答しており、その理由としては仕事が忙しい、経済的な負担が大きい小学生で6割、中学生で5割に上りました。

平成30年に実施したアンケートでは対象者を抽出しておりましたが、今年度2月に全小中学校の保護者及び教員を対象としてアンケートを実施いたしました。今回の質問の内容には、フッ化物洗口に関するものを入れて実施したところでございます。保護者の調査では、いずれもPTA戸数ではありますが、小学校1,345名、中学校743名にアンケート配布し、小学校で1,077名、中学校で630名から回答をいただき、教員については173名から回答を得ました。その中で、「フッ化物洗口をさせたくない」と回答していたのは、小学生の保護者が392名、全体の36%に当たり、中学生の保護者では182名、全体の29%という結果になりました。そのうち、フッ化物洗口に関する知識のある人は小学生の保護者で139名、全体の22%に当たり、中学生の保護者では271名、全体の25%という結果になりました。

次に、教員についてであります、「フッ化物洗口を実施したい」と回答したのは21名、全体の12%。一方、「実施したくない」は87名で、全体の50%。「分からない」と回答したのは65名、38%という結果になりました。また、学校において、フッ化物洗口をとり入れた際の不安の有無について尋ねたところ、133名、全体の78%があると回答しており、その主な理由といたしまして、希釈液の作り方管理、児童生徒の誤飲、フッ化物洗口を行う時間の確保といったものが挙げられておりました。

今回のアンケート調査からフッ化物洗口に関する知識が不十分であると。また、教員の抱える不安の大きさ等が顕著になっています。さらに口腔ケアの基本である歯磨き習慣が児童生徒には身につけていないことも明らかになったところでございます。

以上、アンケートの結果をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに、フッ化物洗口の結果としては厳しい状況ですが、その情報を県ではこうやってパンフレットを出されていますよね。いろんなパンフレットを出されています。県の取り組みとしては、フッ化物洗口で虫歯をなくしていこうという取り組みになっています。平成30年度に保育所、認定こども園、幼稚園においては、フッ化物洗口に取り組む市町村は26市町村中25ですが、小学校になると15市町村、中学校は14市町村となっております。第二宮崎県歯科保健推進計画の目標である、12歳児1人平均虫歯数は平成30年度

1.03本でした。県の平均値を下回っている市町村はほとんどフッ化物洗口を実施しております。ちなみに、三股町は26市町村中23番目で虫歯数が多くなっているようです。この結果を見ると、対策は必要だと思いますが、今後どのような対策が必要と考えられていますか。お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今後の対策についてであります。先ほどのアンケート調査では「歯と口の健康のためにどんなことが大切だと思うか」という質問も行っております。その結果、児童生徒自身、そして小中学生の保護者はいずれも歯磨きとの回答が最も多く、次いでおやつとり方などの食生活と続いております。児童生徒及び保護者は共通して歯磨きの習慣づけと食生活の重要性を強く感じているものと判断いたしました。

そこで、児童生徒を対象とした取り組みといたしましては、養護教諭を中心となって、歯と口に関するクイズ形式の掲示物を作成したり、歯と口の健康かるたを作成したりするなどして、児童生徒が歯科保健に対する関心を高められるよう指導をしてまいりました。

また、歯科衛生士による染め出し実験を行いまして、磨き残しがあること、そして正しいブラッシングの仕方を指導していただきました。さらに、本町では全小学校において、平成28年度から11月8日のいい歯の日にちなみまして、ハッピー全校宿題の日として、保護者に子供たちの虫歯や歯磨きの状態、口の中の状態を観察してもらうことを宿題とした取り組みを行っております。この宿題の目的は子供たちの口腔ケアに関する意識の向上や治療や受診のきっかけとすることであり、今後とも粘り強く児童生徒への指導を行ってまいります。

本町ではご承知のとおり、こども医療費助成による自己負担1,000円で治療が受けられ、また経済的な困難さがある家庭に対しては就学援助制度により医療費助成も行っております。忙しいから通院させられないといった家庭の個々の事情はあると思いますが、そのことが医療ネグレクトといった事態にならないようにしていかなければなりません。そのためにも、福祉保健関係部署との連携した個別対応や口腔ケアに関する様々な情報を発信しながら保護者への啓発を図ってまいります。健康増進を図ることは公衆衛生学上では集団かつ組織的に行うことが効果的です。しかし、そこに関係するものが共通認識であることは必要不可欠であり、学校だけで行えるものではありません。今回のような学校の臨時休業等、不測の事態の際に、子供や家庭が対応できないといったことにならないようにしていかなければなりません。子供の生きる力を育むために家庭と学校が連携を強化させていく必要がございます。先ほども述べましたけれども、児童生徒及び保護者に対して、歯磨きの習慣づけや正しい歯磨きの仕方を身につけさせたり、口腔ケアに関する情報を発信したりするといった基本的な取り組みをしっかりと定着させた上で、その時々での課題に応じた対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（１番 田中 光子君） 前回もでしたが、ここ何年もこの県内での悪い成績、何年も同じことを繰り返して虫歯が多い三股町ということになっていますよね。これを打開するには、今までと同じような。確かに歯磨きは大事です。毎日のブラッシングとともに、フッ化物洗口をすると、１、２年では結果は出ません。けど、３、４年経つと、ほかの市町村、県の平均値より低い市町村は何年も前からフッ化物洗口をされています。ということで、ブラッシング、皆さんどうですか。家で歯磨き、何分ぐらいされますか。ブラッシング、なかなか無理だと思います。私、実は、部分入れ歯がありまして、それを磨くのもやっぱりしっかり磨いているようでも付いているんですよね。黒くなるんです。洗浄剤に浸けるんですけれども。でも、口は洗浄剤に浸けれませんよね。でも、このフッ化物洗口は週に１回だけなんです。確かに先生はお忙しい中、負担はかかると思います。三股町で従事していただいている先生は三股町だけで勤務されているわけではありませんね。ほかの都城市に転勤もあると考えます。都城市ではフッ化物洗口しています。ということで、子どものことを考えるのなら、先行き、年老いたときに歯が残っている８０２０運動ですね。そういうときに、本当に小学校のときに、あれだけフッ化物洗口をして歯を残してもらってよかった。私の子供のころは歯を抜くのが多かったので、ほとんど歯が８０２０まで届かなと心配しています。本当にフッ化物洗口、ほかにいい方法があれば考えていただきたいと思っています。

これで、質問は終わります。以上です。

○議長（重久 邦仁君） これより、１１時１０分まで本会議を休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位２番、内村議員。

〔８番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（８番 内村 立吉君） 発言順位２番、内村です。

今は新型コロナウイルスとの戦いであります。世界保健機関から宣言が出されたのが３月１１日であるそうです。ちょうど９年前の東日本大震災と重なるそうであります。経済的打撃は９０年前も大恐慌以来とされております。コロナ戦争との言葉も出ております。本町におきましても、緊急経済対策推進室を設けまして、担当課は休日返上で事務対応に多忙を極め、御苦勞を

いただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスとの戦いは長期戦を覚悟しなければなりません。患者の命を守る医療従事者に加えて、住民の対応に当たる自治体職員の負担も増えておると思っております。自治体の業務はコロナ対応だけでなく、貧困家庭や高齢者の支援など多岐にわたると思います。優先度を極めて、できるだけ住民サービスの質を落とさないようにすることが重要ではないかと思えます。

今回、通告いたしました質問につきましては、新型コロナウイルスについて、主に質問していきたいと思えます。

まず、本町における国の給付金、交付金の内容はどのようなものであるかということに伺っていききたいと思います。後は、質問席にて質問をしていききたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町における国の定額給付金、交付金事業の内容はどのようなものであるかということについて回答いたします。

新型コロナウイルス緊急経済対策の1つである特別定額給付金事業、1人当たり10万円の給付に関する状況について、ご説明申し上げます。

4月30日の国の補正予算成立後、1階ロビーに相談窓口、作業窓口を開設し、システムの稼働とともに給付金の案内発送準備を行い、5月11日に対象世帯1万1,436世帯、2万6,054人に発送を開始したところでございます。6月5日現在における給付状況についてご報告申し上げます。皆さんには別紙の方を御覧いただきたいと思います。

給付対象世帯数1万1,436世帯で2万6,054人。給付予定金額は26億540万円。給付については5月19日に開始し、給付済み世帯数は1万641世帯で、対象世帯の93%。給付済み金額は24億6,130万円で、94.4%であります。受付済み世帯数は1万1,502世帯で、97.9%であります。今後は、未申請の世帯、234世帯に対し、6月中旬をめどに申請勧奨の文書発送を行うとともに、未申請者に対する確認作業を進め、場合によっては関係部署との連携を図りつつ、適切に給付事務を進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、町長からいろいろと答弁がありましたけれども、特別定額給付金につきましては、事業の概要ということでこういう資料が皆さんに回覧板で回ってきました。そして、今日はこういうふうな資料を提出してまいりまして、説明会がありました。今、説明があったわけですが、特別定額給付金につきましては、やっぱり障害者とかいろんな方がいらっしゃると思います。体が不自由な方とかですね。その方につきましては、公民館長とか民生

委員でも代理ができるというようなことが書かれているようであります。その中でやっぱり末端まで、やっぱりパーセントも受付世帯数、パーセント、給付世帯数、非常にパーセント上がっているようであります。皆さんにですね、届くような対応といいますか、そのようなことをしていただければと思います。皆さんに、末端までできるだけそういう対応をしてもらいたいと思います。そのようなことに対しまして伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ただいま町長のほうから、状況等について報告があったところでございますが、一応特別定額給付金につきましては、各自治体、文書の発送から3カ月以内までが申請受付期間となっております。三股町の場合は、8月12日の消印、郵送の場合は。これをもって、これまでに申請をしていただければ受け付けできるというような状況になっています。それから、先ほど町長のほうからありましたとおり、今現在6月5日時点で、確認できていない、申請されていないのが234世帯ということでございますので、6月中旬をもってこの残りの世帯については再度発送いたしまして、もう1回申請の意志の確認をしたいと思います。また、DV、そしてそういった申請のできないような状況はあるかもしれません。そういったことにつきましては、それぞれの関係部署とも連携をとりながら、訪問をしたり電話を連絡をとったり最後まで1人も漏れがないような確認作業を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 234世帯が未だまだされていないというような状況ですけれども、これからそれぞれ訪問してまでそういうふうに配慮しながらやっていきたいということですので、是非お願いしたいと思います。

続きまして、臨時交付金になりますけど、みまたん事業者応援給付金事業と家賃補助事業について、申請方法はこれの中に入っておったわけですが、一緒ですね、申請方法。対象者とか。その中で、厳密にはしないというようなことが書かれておりましたけれども、その中で、受理されなかった人の理由。主な理由というのはどういうものがあるか。そして、また、この事業者の給付金の事業と家賃補助金事業につきましては、受付の期間が5月31日までと8月31日までとなっているわけですね。これが。この日にちの何で違いがこういうふうになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） みまたん事業者おうえん給付金、まずはこちらのほうからお答えしたいと思います。

こちらのほうは、昨年の1月から5月までの月と今年の2月から5月までの月のどこかの月と比

較して15%以上売り上げが落ちているところに対しまして、一律10万円の給付を行うものでございます。こちらのほうの受理できなかったものにつきましては、当然15%までに達していなかった事業者になります。そういったところが1、2件はあったかと思いますが、ほとんどの申請者に対しまして、受付をしたところでございます。あと、家賃の給付金というか補助金につきましてですけども、こちら条件は一緒に15%以上の売り上げの落ち込みのところにと月2分の1、上限5万円で、3か月ですから上限15万円になりますがそちらの補助をするわけでございますけれども、こちら条件は一緒に15%に満たなかったところの事業者の受理をしておりません。そちらで受付期間が違う点につきましては、おうえん給付金のほうは5月までの企画になりますので、一応5月末まで。この理由といたしましては、できる限り早くですね困窮されている事業者の方々の手元に現金を届けたいという理由から、早めに申請をしていただくということから5月31日までとしております。家賃のほうですけども、家賃のほうは3か月となっておりますので、4、5、6、もしくは、5、6、7のお家賃の補助ということになりますと、やはり8月末までということで締切日を違えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それぞれ要項に合わなかった、15%売り上げがあわなかったということですね。分かりました。

その中で、教育関係にいきます。新型コロナの関連でやっぱりN T Tのデータ情報分析の中で子供のやっぱり感情やら心の揺れが解説されたというようなことがデータに表われているということでもあります。やっぱり2月から、3月、4月とって、最初は嬉しかった、楽しかったがあったけど、不安とか心配とかどんどんどん変わってって、5月に入って学校が再開されることによって、友達と会えるということで楽しくなったとかそういうようなことが書かれているようであります。新型コロナウイルスの影響で全国の小中学校が休校になりまして、分散の登校が始まり、学習の遅れを取り戻すためいろんなことが検討されております。その中で、今現在は国とか県とかの動向をみながら本町としてもやっていくのではと思っています。本町につきましても、独自の支援事業もあるようであります。子供が長期間外出自粛など普段と違う環境に置かれている状態でした。学校でのストレスの兆候とか対処法ということで伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

思い返しますと、2月27日、内閣総理大臣からの全国一斉臨時休校要請を受け、3月2日から町内の各学校も臨時休業といたしました。児童生徒はもとより、教職員も十分な心の準備がで

きないままでの臨時休業開始となり、その時点では終わりが見えない中で教職員が児童生徒の心身を大変危惧しておりました。そのために、3月中に3日間の登校日を設定いたしまして、児童生徒の心身の状態把握を行いました。心身の不調を訴える児童生徒は認められませんでした。各学校においてはホームページ等を活用し、家族でできる運動や学習についての情報を提供したり、教職員がメッセージを発信するなどして、児童生徒の精神面での安定が少しでも図られるよう取り組んでまいりました。4月7日から4月21日までは学校再開しておりましたので、生徒を対象にしたコロナアンケート等を実施し、状態を確認、把握をしたところ、特に気になる児童生徒は認められませんでした。新学期開始とともに学校再開となったことで児童生徒及び教職員は気持ちも新たにすることができたようです。

しかしながら、全国を対象とした緊急事態宣言を受け、4月22日から5月10日まで再び臨時休業としたため、教育委員会といたしましても、児童生徒の心身の状況は非常に懸念したところでございます。同時に、保護者の皆様のストレスも想定されるところでございました。そのため、教育委員会及び各学校では5月7日に各ご家庭に対しまして児童生徒の学習面や精神面での心配事に対する相談窓口について案内をしたところです。さらに、5月11日から15日の分散登校期間中でございますけれども、町内の児童生徒を対象に臨時休業期間の長期化に伴う心身の状況把握のためのアンケートを実施いたしました。その中には友達に会えないこと、新型コロナウイルスに感染するのではないかとといった不安や家庭内の不和がストレスといったことを訴える児童生徒が複数名おりました。友達関係につきましては、学校再開後においても定期的に実施しているアンケート等を活用するなどして見とどけと支援を継続してまいります。また、未知で目に見えないウイルスに対する不安や恐怖につきましては、新しい生活様式など感染予防の情報を示したり、文部科学省の資料等を活用した具体的指導を児童生徒の発達の段階に応じ6月中に実施することとしております。

家庭内の不和等、児童生徒の家庭環境の課題につきましては、関係部署と連携を図りながら適切に対応してまいります。

今後も子供は大人が考えている以上に過敏で不安になりやすいこと。教職員及び保護者がともに理解し、安心感を与えることを基本としながら児童生徒の発信する言動を注意深く見守り、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今いろいろと親と子供は精神面でちょうど進学をする段階の子供とかいらっしゃるわけですから、夏休みがどうのこうの、いろんな催しをを中止するとかいろいろありますけれども、やっぱり教育については家庭ばかりじゃなくて、学校ばかりじゃなく

て、家庭と地域みんなで取り組んでいかなければいけないというようなことを前から言われておりますけれども、やっぱり学習につきましては、家庭では限界があるというようなことが言われております。学校に行ったら子供は先生と対等に向かい合って面と向かい合って、こうやって話をするわけであります。やっぱり先生というのは子供のしぐさとかいろんなことを見たときに、いろんな目の動きとか落ち着きがないとか、そういうことが判断できるのではないかと思います。やっぱりそういうようなことで、いろいろ難しいですけども、みんなで取り組んでいかなければならないんじゃないかと思っております。

その中で、私もいろいろ調べてみましたけれど、学校安全教育研究所の代表という方が、学校は子供が自ら生命、安全を守るための教育をする責務を負うと言っています。そして、完全教育は病気を予防し、健康な生活を送るための健康教育の一環。生活習慣病の教育と並ぶ柱。健康教育は学校の安全を保つ危機管理との両輪をなすということが書かれておりました。学校というのは大切じゃないかと思っております。

以上で、ここにつきましては、質問を終わります。

次にいきます。先ほど、1番の議員の方が介護関係のことで質問なされましたけど、新型コロナウイルス感染に怯える介護現場を取材した人の話で、感染すれば重症化しやすい高齢者を抱え、休業したその点とくが正しかったか答えがなく、ずっと考えていたということであります。疲れきった表情に命を支える現場の緊張感が伝わってきたと。何とか踏ん張る職員らに心無い言葉を浴びせる人もいた。クラスター発生はこの施設か。何で営業しているんだと。クレームが相次いだという。不安を抱く職員の気持ちをさらに追い込む言葉に強い憤りを感じた。どこの取材先でも地域の高齢者のためにと思っているというようなことを聞いたということであります。

目に見えないウイルスとの戦い、できるだけのことをしたいと奮闘する姿、誰もが経験したことのない事態だからこそ、みんなで協力しなければいけないという言葉がありました。

そのようなことで、介護を脅かすコロナと言われております。3密と言われる環境ですね。介護現場は最も避けるのが難しいといわれています入浴、食事、介護施設、介護サービスが混乱をまねいているんじゃないかと思っております。その中で、高齢者の孤立が危惧されます。対処法ということで伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 高齢者の孤立が危惧されるその対処法についてお答えいたします。

高齢者の独り暮らしによるひきこもり等を予防するために実施しています介護予防教室、体操教室やふれあい・いきいきサロンへの支援、軽度生活支援事業等が新型コロナウイルス感染症の影響により事業が制限され、高齢者の認知機能や体力の衰えが心配されています。しかし、高齢

者が新型コロナウイルスに感染した場合、重篤化や死亡の確立が大変高いことから、感染回避をするために自宅待機をすることはやむを得ない対応であると考えます。

そこで、町地域包括支援センターでは、「体操教室が休みのときにするといいこと」というチラシを作り、4月以降体操教室に参加している方々に配布しています。まず、友達や家族と電話でお話をする。家の中で運動をする。たまには散歩する。その他、自分で実践している運動や活動をするなど、自宅での過ごし方について説明しています。体操については、「はんとけん体操」と題して、イラストを使った資料を添付し、健康カレンダーや新型コロナウイルス対策など様々な工夫を凝らしたパンフレットとなっております。

5月21日に全国の緊急事態宣言が解除され、本町でも休止していた足元元気教室を6月から再開したところです。また、ふれあい・いきいきサロンについては社会福祉協議会を通じて、各サロンに消毒液を配付することを通知したところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） やっぱり高齢者は足腰が弱ってきますから、飲み込む力とかやっぱりありますから、いろいろ対処法をやっているといことですので、なかなか難しいですけど、これはですねやっぱり。そういう今、催しをやっているということですので、福祉は非常にまぎらわしくて難しい状況であります。やっぱりそういうふうに末端まで続くような配慮をいただければと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、本県本町は基幹産業は農畜産であります。最も厳しい影響が出ているのが牛肉であります。インバウンドですね、訪日外国人の上限、外出自粛に伴う飲食店の消費低迷で枝肉は、下落しております。宮崎牛を含む、A4、A5等級の在庫はだぶつき事業者には出荷できない牛もいます。出荷しても赤字であり、経営が苦しい、連動して子牛価格も急落しております。このままだと破産する農家も出てくるんじゃないかと思っています。現在、肥育農家が出荷しているのは、2年前子牛が80万台のときの導入したときの牛であります。肥育農家の資金繰りが悪化しまして、悪化すれば、導入意欲が減りまして、まだまだ子牛価格が下落するんじゃないかと思っております。そういうような中で、1頭につき30万とか赤字が出るとか、それ以上とか。非常に資金をそれに打ち込んでいますからですね、そういうのが出ております中で、肉用肥育牛経営安定基金制度、牛マルキン制度というのがあります。そういうことに対しまして、伺っていきます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 肉用牛経営安定交付金制度（牛マルキン）について回答いたします。

この制度は畜産経営の安定に関する法律に基づく制度でございます。標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛生産者の経営におよぼす影響を緩和することを目的としております。制度の仕組みといたしまして、月毎に標準的販売価格（粗収入）と標準的生産費（生産コスト）を算出しまして、粗収入が生産コストを下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付する制度でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 肥育経営の粗収益が生産費を下回って9割が補填されるというようなことでありますけれども、実際の生産費の負担金は実際の7割と言われている、実際はですね。それで、やっぱりマルキンばかりでは、とてもじゃないけどうめあわせはできないと言われております。その中で、対象になっている牛は何月からか。そしてまた、その都道府県別で交付単価が違います。1番大きいところはですね、兵庫県が29万5,400円ですね。宮崎県が17万1,700円あります、鹿児島が19万6,000円。その中で、本県本町における給付金の金額っていうのはわかりますか、どのくらいか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 2月販売分から交付金対象牛に適用されまして、4月に2月出荷分の牛が1万4,527円一头当たりの単価となっております。また、町内の59頭がこの対象となっております。3月が5月に交付されまして、単価が17万1,711円、先ほど内村議員が言われた県内の単価ですね。こちらのほうが適用されまして町内63頭に適用されているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 5月は平均17万1千幾らですね。この中で、持続化給付金というのがあるわけですが、いろいろと畜産物にやっぱり事業をやっている人に対しまして、やっぱり補助金が出るわけですが、今、国のほうでもいろいろいわれているようですが、なかなか難しい状況であるわけですが、このことにつきまして伺いたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、国が行う事業であります持続化給付金についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響で売上高が大幅に減少した中小法人等に最大で200万円、フリーランスなどを含む個人事業主に最大で100万円を支給するもので、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金でございます。対象者としましては、今年の1月から12月ま

でのある月の収入が昨年の同月と比較しまして半分以下、50%以下でございます。に、減れば、給付対象となります。この条件を満たしていれば、昨年の事業収入について税務の申告をしている必要がございますけれども、農業者も対象となります。申請方法につきましては、ウェブ上での電子申請を基本としておりまして、国への機関へ直接申請がなされております。そのため、申請数等においては、町のほうで把握できていないところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） このことにつきましては、なかなか状況としても難しい要件でありまして畜産農家に対しましてもこれは、なかなか難しいんじゃないかと言われております。金額が大きいからですね、やっぱり半分といっても素牛価格も大きいです。なかなか難しい状況じゃないかと思います。

その中で、次にいきますけど、経営体質強化の取り組みということで、畜舎改善、経営分析、血液分析、肉質分析、飼料分析ということがあります。このようなことに対しまして伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 経営体質強化を図る取り組みということについてお答えいたします。

国が一次補正で肥育牛経営強化計画を策定した肥育経営体に対し、出荷頭数に応じた奨励金を交付するものであります。肥育牛経営強化計画は経営体質強化のため、目標年度と成果目標を設定して達成を目指すもので、作成に当たっては次の5つのいずれかの取り組みを含むものでございます。1番目が飼料分析、飼料中のエネルギー量、たんぱく量などの分析などにより効率的な飼料給与方法を把握し、肉質向上や増体等を図るものでございます。2といたしまして、血液分析は、血中のビタミン、総コレステロール量などの分析等により、飼料摂取状況を把握し、肉質向上や増体などを図るものです。3、肉質分析は超音波画像診断装置を用いた肉用牛の生体肉質分析、またはオレイン酸等枝肉分析などにより、飼養牛の肉質を把握し、飼養管理方法の改善を図るものでございます。4、畜産の環境改善は換気、暑熱対策、敷料改善を行い、効率的な肉質や増体の向上、疾病発生率の低減を図るものでございます。5、経営分析は財務分析の実施や経営コンサルタントの指導を仰ぐことにより、経営向上力の向上を図るものでございます。奨励金はこれら5つのうち2つ以上に取り組む場合に2万円、1頭当たり枝肉価格が前年同月比で30%下落した場合、かつ、3つ以上に取り組む場合に、1頭当たり4万円。枝肉価格が40%下落した場合、かつ、3つ以上に取り組む場合に5万円、1頭当たりが交付されることとなっております。事業実施期間は令和2年4月7日から令和3年3月末まででございます。この事業の

窓口はＪＡ都城等でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） はい、分かりました。

続きまして、町独自の支援事業ということで伺いたいと思います。予算が一応計上されていましたが、伺っていききたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町独自の支援事業につきましては、肉用牛経営安定交付金制度、牛マルキン制度の残りの１割の２分の１を１頭１万円を限度額として、助成する制度でございます。本国会に予算を計上しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。また、県と町で経済変動・伝染病等対策資金利子補給補助金も今回コロナ対策として取り組むこととしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） １頭につき１万円助成金ちゅういうことですね。結局肥育現場は今子牛が高いから肥育だけじゃなくて、一貫経営をやっているところもありますよね。今ですね、繁殖から子を生ましては、自分とこでそのまま、こういうところもあるわけですね。そういう方も、そういう、飼育だけじゃなくて繁殖からやっていますから。そういうことですね。その中で、それと資金繰りはやっぱり牛もですよ高い牛を買って、そうやってしておく。ねごろ感があってそれぞれその牛を作り上げる人、それぞれ技術を持っている人がいらっしゃるわけですね、素晴らしい技術を持っている人。それはやっぱり企業秘密と一緒にですから、なかなか教えないんですけど。肥育に対しては初期的な段階、中期的な段階、仕上げの段階と、いろいろありますからね、そんな形でやっぱり資金繰りで導入でやっていらっしゃる方、個人の自己資金でやっている方、やっぱりそういう方がいろいろいらっしゃいますからですね。そこいらへんもいろいろ検討しながらやっていただけたらいいんじゃないかと思っております。ちょっと聞かせてください。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど、説明しました県と町で経済変動・伝染病等対策資金利子補給補助金ですね。こちらのほうが昨年まで３００万円までの限度額というところを１，０００万円まで引き上げて、その５年間分の利子を町と県のほうで利子補給して無利子にしていくという制度を今回取り入れてる予定としております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、小中学校が再開する中で、新型ウイルスの影響で在庫が積み上がる牛肉といわれています。学校給食に活用する動きが出てきております。売り先がなくて、販売が滞留している和牛肉の冷凍在庫が当初の推計によりますと、４月末時点で６，０００トン以上になると言われています。在庫解消へ様々な取り組みがなされているようであります。その中で、学校給食への牛肉のあとおしが言われています。学校給食で牛肉が提供される流れについて、農水省が都道府県に補助金を出しております。都道府県は畜産担当課がですね、食肉流通業者から教育委員会と連携をとって、市町村はメニューを使用時期を検討して、要望をまとめて、都道府県に要望する。食材として、小中学校に牛肉を使った学校給食提供。全国で１７都道府県が実施しております。このほか、２５府県がする予定ということでもあります。宮崎県におきましても、５月の時点で５市町村が小学校に提供するといふことが言われています。本町として、これらのことに対しまして、取り組むような事はないか伺いたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 学校給食に牛肉などに取り込むことについてお答えをします。

県産牛を活用した学校給食提供につきましては、３回を上限として県より希望調査がございました。これを受けまして、本町では毎月の献立を作成している栄養教諭と協議をいたしまして、１０月、１１月、１２月に宮崎県産の黒毛和牛を合計で３９０キログラム活用したいと回答したところでございます。なお、牛肉以外にも地鶏などの調査がありましたが、提示された条件で納入できる業者がなかったため、希望は今回出しておりませんが、これについても引き続き検討したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（８番 内村 立吉君） ありがとうございます。

牛肉も他の地鶏もするということで地元産の消費拡大というようなことでやっておりますから、農畜産物がやっぱりいろいろはけていない状況でありますから、溜まっている状況でありますからですね、そういうようなことで、取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。都城市はこの前新聞に載っておりましたけど、都城市、三股町は一体ですね、圏域だからですね、やっぱりその中で肉用牛に対しましては、今年も、去年ですか全国で１位でありました。農業生産価格は全国で２位でありました。その中でやっぱりそしてまた肉牛が全国和牛共進会でも日本一になったこともあります。ということで、やっぱりそういうことになれば取り組みということが新聞にでも載れば、なればますますいい形になっていくんじゃないかと思っております。そのような取り組むということでよろしくお願ひします。

その中で、最後になりますけど、畜産の新規就農者ということで畜産クラスターと言うんですけど、このようなことに対しまして審査基準、申し込み者あれば審査基準はどのようになっているかということも伺っていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産クラスター制度につきましては、畜産農家をはじめ、地域の関係者、JA都城、行政、県機関が連携集結し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことであります。畜産クラスター事業は3つの事業内容、施設整備事業、機械導入事業、調査実施推進事業で構成されております。審査基準につきましては、畜産クラスター事業の事務局は都城農協であることから、都城農協が土地の確保、資金計画等の内部審査を行いまして基準を満たした案件を協議会に諮って県行政で審査しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 何で私がこういうことを言いますかと言いますとですね、畜産をはじめからですね倒産している人をいっぱいみているわけです。倒産している人をたくさん見ているからですね。やっぱり若いときはそういう良い話しばっかり聞こえてきて、そういうことで始めるわけですね。子牛、牛うし、畜舎も建てる時に借入れをして、牛も借入れをして、そうした時に。繁殖を始めるときに、3年かからないと子牛はでないです。約3年ですね。3年ないと子牛はでないです。それが出るか出ないかは何十%。10頭のうち70%ぐらい。そういうこともありますからですね。やはり、始める時に、1人畜産クラスターじゃなくて、個人で畜舎を建てて始める方もいらっしゃいます。そういうことをやっぱり行政として指導的な立場にあるわけですから、そういうことをですね。やっぱり前、鹿児島県の大隅町の月野団地があったんですけど、あそこの人達が夢をもってみんな、いろんな方があそこに畜産団地を構えてられて、ほとんどの方が倒産ですね。そういうこともありますから、非常に畜産は厳しいですからですね。そういうことをふまえて行政としていろいろと甘いじゃなくて、厳しい助言をしていただければいいんじゃないかなと思っております。

以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） これより、13時まで本会議を休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、堀内和義議員。

〔２番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（２番 堀内 和義君） 発言順位３番、堀内和義です。通告してまいりました３件について、質問をさせていただきます。

先々週に右耳が突然、突発性難聴になりまして、全く聞こえなかったんですけども、最近は少し良くなりました。一般質問ができるのかなということで、心配したんですけども、今ちょっと補聴器をつけていますので、若干ですね聞こえにくいところがあります。それで、もし、聞こえにくいときは、再度、また、お願いしますんで、そのときはご了承いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

今回は、蓼池かくれ念仏洞の整備保存について、町内における防災組織・リーダー育成について、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内の農畜産業への影響について質問してまいります。

まず、蓼池かくれ念仏洞ですが、蓼池かくれ念仏洞は、国道２６９号線の蓼池信号を山之口方面に向かいますと３００メートルぐらい行った国道の南脇にあります。平成元年１１月３日に、町の指定文化財の史跡となっております。三股町文化財保護条例の第６条第１項に、町の区域内にある文化財のうち、重要なものを町指定史跡に指定することができるとなっており、町内５件のうち、一つに指定されており、改めて貴重な文化財だと感じているところでもございます。

旧薩摩における一向宗禁止政策は、慶長２年、当時の薩摩藩主島津義弘によって、禁止が始まったとされ、以後、明治９年９月の信仰の自由発布までの３００年間続いたとされております。

違反した者は、投獄、流罪、死刑等、重く処罰されていたが、門徒は人目を避け、山の中や洞窟の中で密かに法座を開いて信仰を続けていたとされます。

以前、地区の古老に聞いた話では、かくれ念仏洞で法座をするときは、見張り役人の見張り役を立て、役人が来た時には素早く知らせ、難を逃れていたとも聞いています。

当地域では、洞窟を「ガマ」と呼んでおり、自分たちが小学生の頃はガマの中も広くて、周りにはドングリの大木もありました。その中で、よく遊んだんですけども、木に登ったり、ガマの中に行って遊んでいた記憶があります。

今では、当時の面影はなくなり、ガマは入り口を確認できるほど小さくなっていますが、貴重な文化財ですので、先祖の信を後世に伝えるためにも、しっかりと整理し、保存しなければなりません。

町指定文化財としての位置づけ、また、町として、どのようなものとして、捉えられているのか。また、どのように保全していくのか、お伺いをします。

あとの質問については、質問席から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 堀内議員の質問にお答えいたします。

この蓼池かくれ念仏洞につきましては、ご質問にあったとおり、三股町文化財保護条例に基づき平成元年11月に町指定文化財としたものでございまして、町の指定文化財5つございますが、都城島津三代北郷兄弟の墓、樺山どんの墓、日州梶山番所跡、日州寺柱番所跡、そして、蓼池かくれ念仏洞ということで、町の中の文化財といたしましては、やはり、鹿児島藩が浄土真宗の信仰を禁止していた中で、信者が信仰を守るための形態の一つとして、ガマの中で活動する、いったということで、後世に伝えていくべき、貴重な文化財だと考えております。以上でございます。

それから、保存整備につきましては、後ほど課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 資料を頂いているんですが、これについては、また堀内議員が使われると思いますが、蓼池かくれ念仏洞は、指定しました当時、奥行が3メートル40センチあったそうでございます。国道269号線、通行する車両の振動等による崩壊のおそれがあることから、内部に土のうを入れるなどして、対策をこれまで行ってきたところでございます。

ただし、念仏洞は奥まで続いておりますので、空洞を完全に埋めることはできなかったことから、近年、洞窟の天井では崩落し、入り口の階段やブロック塀が傾むいているというような状況でございます。

実は、まだ、ちょうど写真がありますのでお借りします。この正面ですね、正面写真の入り口があるんですが、あそこ、通行するだけじゃ、なかなか、ここ崩壊するというのが見えていなかったわけですが、今回地域の方々が日頃から、草刈りとか、そういう管理していただいている関係で、この状況を教えていただきました。日頃から管理していただいている皆さんに対して改めて感謝申し上げたいというふうに考えております。

この状況を現地確認したところ、入口階段とか、西側のブロック塀についても補修が必要というふうに考えましたので、史跡をですね、価値を、損することなく、現状維持と復元のバランスを考慮しながらしていく方法を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 私自身も同じ地域内にあるということで、先ほど言いましたように、小さい頃からの遊び場ということで、大変見慣れていまして、蓼池かくれ念仏洞に対する認識、関心が余りなかったような気がいたします。しかし、私も蓼池自治公民館長を引き受けまして、念仏洞の清掃なり、また、管理をしていく中で、地域の宝だなというふうに感じまして、地域の大事な文化財でもあるということで、強く感じてきましたので、今回も町の指定文化財ということにさせていただいたということについては、蓼池区民を代表して、感謝、お礼を申し上げるところでございます。

ただ、今の状況としては、非常に保存状況が悪いということでございます。除草等については、年四、五回、公民館役員で実施しておりますけども、私が一昨年公民館長をしたときには全く陥没等の異常はなかったんです。昨年の館長も特に異常を感じなかったと言っておりますので、急に陥没、崩壊が始まったようでございます。

口頭で説明してもいいんですけども、せっかく写真を撮ってきましたので、見ていただきたいと思うんですが、念仏洞行っても、なかなか皆さん方、ご存知ない方が多いんですよ。なんじやろうかいと。そこを通る方が看板を見て、これがかくれ念仏洞かということですので、皆さんも、壊れたところを重点に写しておりますけれども、こういうもんだよということで、せっかくの町の文化財ですので、認識をしていただきたいなというふうに思っております。

まず、資料の１ページの右、正面、左上が正面から見た全景でございます。

それから、右上が陥没して階段が壊れ、今、危険な状態であります。

それから、左下が壊れかけた境界のブロック塀です。それと右下が念仏洞ですが、洞窟が埋まりまして、昔の面影はなくなりました。ただ、この中で念仏を唱えたというのは確実でありますので、こういう状況であります。

それから、No. ２の写真はですね、讃誓碑という高さの約１９０センチぐらいの石碑が立っております。地域の同志者が立てた石碑で、昭和８年３月１５日の日付けとなっております。

表には、横書きで大きく「讃誓碑」、その下に縦書きで、かくれ念仏洞の由来が記されています。ただ、文字はかなり分かりづらい部分もあります。裏には同志者名が書いてありまして、最近では剥がれ落ちまして、名前が判明できない部分も多くあります。讃誓碑は、名のとおり、一向宗の信仰を守り抜いた先人をたたえ、今後も祖先の意思を守り続けることを誓うために造ったと記されております。

写真を見ていただきましたけども、入り口の階段、ブロック塀の崩壊、讃誓碑も傾きかけており、現状は極めて悪い状況でございます。

国道の脇ということで、車の通行量も、特に大型車が通りますと振動が激しく、このまま放置しますと完全に壊れてしまいます。壊れたものは元に戻りません。早急な対策が必要であると思われるんですが、いかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、普通の土地であれば、そのまま埋めてというのができるんですが、貴重な文化財でありますので、やっぱり専門の方と話をしながら、どういう形で文化財を残すのか、そして、どうやって復旧するのか、バランスを考えながら、この念仏洞については、対応を検討していきたい。

また、讃誓碑につきましては、平成１５年に刊行しました「みまたの石造文化続編」に、表の

碑文、裏の人物名を全部収録しておりますので、記録保存という点では、その措置は講じているところでございます。ただし、記念碑そのもののことにつきましては、記念碑に使用されている石自体がもろい上に、国道沿いの振動の多い場所にあるため、なかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 保存については検討すると言われたんですけども、どれぐらいの期間が必要なのか、そこあたりが分かれば、教えていただきたいんですが、今の状況がちょっと続きまして、大分長くなりますと、だんだん壊れていきますので、そこあたりのある程度の期間が分かれば、教えていただきたいと思いますが。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今のところ、予算自体がありませんので、早ければ、９月補正予算等ということで打ち合わせていますが、９月補正後も、７月ぐらいまでには、ある程度固めないと組めない状況なので、そこまでにまとまらなければ、次の１２月という形で、できるだけ、専門家の意見を聞きながら早目にまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） そういうことで、補正あたりに組んでいただけるということであれば、非常にありがたいと思います。何回も言うようですけども、１回壊れたものは元には戻りません。完全に壊れてから修復するとなりますと補修金額も高くなりますので、早目に安いうちにしていきたいというふうに思います。

それから、先ほど現状の写真を見ていただきましたけれども、入り口の階段が崩壊しております、ブロック塀も傾むいております。結構見学者も多いんです。ですから、見学者の中には年輩の方が多いです。ですから、あそこのブロックを触りますと倒れてけがをする可能性もあります。非常に危険な状態ですので、安全配慮のためにも、整備が終わるまでは立入禁止にしてはどうかというふうに思っていますけども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 現地調査を行いまして、危ない状況というのをすぐに確認できましたので、その日のうちに立入禁止の標識をつけて、ロープを張って入れない状況にはしたということになります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 早々に対応していただき、ありがとうございました。

それから、かくれ念仏洞の標柱は、ちょうどナンバー１の左上に蓼池かくれ念仏洞ということ

で立ててあるんですけども、やはり、念仏洞の由来を記した案内、説明板がないですね。確かに讃誓碑には由来が書いてあるんですけども、わざわざ、あそこを見る人はいないと思うんですよね。よっぽど興味がないとしない。それと、字も読みづらいんですが、昔の字で書いてありますんで、多分、若い人、子供は読めないと思うんです。ですから、看板がいいですね、できれば、正しくですね、正しくというか解るような説明書があるといいんじゃないかなと。せつかくの文化財ですので、価値を高めるためにも、ぜひ、説明文をつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 先ほど、この保存整備について課長が答弁したところでございますけれども、この、かくれ念仏洞が、三方が住宅に囲まれていて、空いているほうが交通量の多い国道269号ということでございますので、保存のための調査をするにしても、国道を封鎖するとか、そういったかなり大規模なものとなりますので、なかなか、あと、中の空洞がどういう状況になっているかということも調べなければなりません。さらに、地元のご希望に沿うようにしたいんですけれども、保存の仕方によっては、町指定文化財としての指定を解除しなければならないという事態も考えられます。そこで、慎重に当たるべきだと考えておりますが、当面はですね、今、議員のご質問にあったように、説明板でございます。その説明文というのが、文化財保護条例施行規則第14条でございまして、標識等の設置基準はございますけれど、それに基づき、内容を吟味いたしまして、設置したいと考えています。指定されたときの現物等の内部構造を掲示するとか、あと、讃誓碑文についても、剥がれる前のものを説明板として掲示できたらというふうに考えております。

それにつきましては、できるだけ早急にとということで、できれば、9月補正予算に向けて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ちょっと、私、分からなかったんですが、町指定文化財の解除が必要ということであったんですが、これはどういうことですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） これは、場合によってはということではございますが、文化財は現状のまま保存するのが原則でございます。そのために、今も、土で埋め戻すのではなくて、後々復旧できるように土のうを詰めているところでございます。これを大幅に手を加えて、例えば洞窟自体を、ガマ自体を掘るとかなると、現状に大きく手を加えることとなりますので、指定時の現状を変えてしまうこととなります。そういった意味で、指定時の要件を満たさなくなる可能性が

ございますので、その整備の手法については、慎重に検討しなければならないというふうに考えております。そういった意味でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 分かりました。そういうことであれば、やはり、私たち素人は分からないわけですから、専門家がそういうことで、ちゃんと調査していただくということであれば、先ほど言いましたように、早く調査、また保存についても対策をしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、２番目の質問に入りますが、町内における防災組織・リーダー育成について質問いたしますが、まず、町内における災害ボランティア団体があれば、団体数と活動内容等があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、町内におけますボランティア団体数について、まず、お答えしたいと思います。

町内には、社協が事務局である三股町ボランティア協議会に加入しているボランティア団体は２３あります。活動内容は、福祉施設訪問、環境美化、まちづくり、地域福祉、傾聴、読み聞かせなど多彩でございます。

防災に関する団体としましては、強いてあげれば、献血活動に取り組んでいる日赤奉仕団でございます。また、町内在住の消防署ＯＢが無償ボランティアで救急救命の講習活動をされていることを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 今、社協で登録してある団体が２３ということですよね。その中で、災害ボランティアに限っての団体はありますか。いろいろ災害が多いんですけども、そういう中で登録されているところはないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 活動内容としましては、防災に関する活動というか、自主的な活動についてはちょっと確認しておりませんが、非常時には、そういった協力できる団体があるかというふうには思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 災害は管内でも少ないんですけども、私もですね、以前、熊本地震や九州北部豪雨ボランティアに七、八回参加したんですけども、町内では、なかなか、そうい

うボランティア団体がないんですよね。ですから、私も友人の紹介で熊本地震のボランティアに行ったんですけども、日之影町にそういうボランティア団体がありましたので、そこに申し込みをして、熊本の西原村に行ってみいました。三股から日之影町までは結構遠いんですよね。朝4時前に車で我が家を出まして、そして、日之影まで行って、日之影からまた熊本に行くと。そして、また、日之影に帰って、それから、ボランティアに行くと汗びっしょりになりますから、汚れますので、風呂に入って食事をして帰りますと、家に着くのは12時過ぎることになるもんですから、非常にやっぱり不便だなと。やっぱり、九州北部豪雨等にも、やはり、こっちにないということで、日之影町の団体と一緒にいきまして、そのときは、ちょうど朝倉市に行ったんですけども、その後、都城市の社会福祉協議会が募集をかけておりましたので、そこで見ていきました。それと最後には、町の壮年が「行こうや」ということであったもんだから行ったんですけども、何かしら、そういう中で、本当に行きたいんですけども、1人では、なかなか行きにくいよなというのが実感でございます。身近にボランティア団体があれば、やはり、災害ですから、参加していくとですね、やはり、皆さん方、被災地の気持ちも分かりますので、そういうことですね、できれば、町内においても災害のボランティア団体をつくってほしいなと。ただ、どこが窓口になるかとなりますと、非常に難しいんですよね。これも強制はできない。ボランティアですから。そういうことで、できましたら、社協あたりが音頭を取っていただくと非常にしやすいのかなと。そして、そういう賛同者を集めれば、いいんじゃないかなというふうに思っています。

ボランティア団体については、今回はこれぐらいにしまして、またの機会に質問をしたいと思っておりますが、その中で、町内にも多くの防災士取得者がいらっしゃると思います。その取得者数と防災士の活動内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町内の防災士の取得者数についてお答えしたいと思います。

令和2年4月1日現在でございますけれども、134名の方が資格を取得されております。その中で、町のほうも、そういった防災士の育成の支援をしておりますので、その事業を活用して取得した方が92名でございます。活動の事例としましては、現在のところ、特段、防災士独自の活動等はしておりませんけれども、優良な事例としましては、今市の自治公民館ですね、そちらのほうが自主防災隊ということで、自主防災組織を結成しておられまして、そこにおきましては、11名の方が防災士の資格を取っていらっしゃいます。この方々を中心に、毎年、防災訓練、机上訓練等をしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 町内に１３４名ですか、たくさんいらっしゃるんですね。実は私も防災士なんです。これだけいるというのは心強いんですけども、なかなか、私も取得したんですけども、名だけの防災士で、いざ、災害があったときに防災士として役に立つかどうかは自信がないですね。

それと、研修会がされてないということなんですけども、一回は、夜にあったときに参加したんですけども、夜に１時間ぐらいの講師の話ですかね。講師が悪いというんじゃないんですけども、やはり、そういう中で聞くやつは机上論なんです。できたら、実践できるところで、実技を含めた研修が必要ではないかなというふうに思っています。

いざ、災害になったときに緊急を要する際にはですね、実施、実践を踏んでないと役立たない気がします。災害があってから講習しても遅いんですね。災害時には即戦力が必要なんです。ですから、普段から実践を踏んでおかないと、いざというときに役立たない。先ほど言いましたように、１３４人の防災士がいらっしゃるわけなんですけども、全員集まっての講習会というのは、なかなか難しいと思います。皆さん、それぞれ仕事もされているわけですから、大勢は無理ですけども、少人数でも核となるリーダーを育成しておけばですね、現場では十分指揮ができます。そういうことで、先ほど申し上げたんですけども、やはり、熊本地震、九州北部豪雨のボランティア団体には、やはり、指導力のある統制力のあるリーダーが数名いましたんで、初めて参加する人でも安心して活動に参加専念ができます。そのためには、ぜひ、実践ができる講習会の実施をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） やはり、実践向けの防災士ということも、育成ということでございますけども、一応、防災士の取得された方々につきましては、本町では、年に１回なんですけども、定期的に研修、講演会、研修とか、講演会ですね、そちらのほうを開らかさせていただきまして、併せて、また意見交換会も実施しているということです。

本来なら令和元年度もですね、今年の２月に開催する予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの関係で開催できなかったということもあります。令和２年度、今年度は、ぜひ、開催したいと思っています。今、言われたように、実践向きでということでございますので、先ほど申しました話の中で、消防ＯＢの、ちょっと今考えているのが、消防署ＯＢの方で救急救命の講習、こちらのボランティアされる方がいらっしゃいますけど、そういった方も呼びながら、実践的な、そういった活動等も講習もやったらどうかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） 期待をいたしております。よろしくお願いします。

次にですね、リーダーの育成については、先ほども言いましたけども、今各自治公民館単位での公民館長を中心とした地域自主防災組織が立ち上げていますけども、災害が発生したときに公民館長が全てを把握して指揮をするには無理があります。地区によっては、館長は１年交代のところもありますので、引き継ぎするも、単なる組織の確認になることも考えられます。地域防災組織も絵に描いた餅では意味がないわけでありまして、緊急のときに即行動が伴わなければ、防災にはなりません。

そのためには、防災組織の中に核となるリーダーが必要でございます。

指揮経験を積んだ防災士を引っ提げて、一体化した組織をつくってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 昨年度、本町の地域防災計画の見直しを行ったところでございますけども、その見直しに合わせまして、自主防災組織におけるリーダーの養成と、そして防災士の活用、そして、防災士間の情報共有、そして、防災に関する技術の向上を目的とする「三股町防災士連絡協議会」ですね、そちらのほうを設置することとしました。これは、地域防災計画の中に、これはうたってございます。

そして、自治公民館単位におきます防災士の掲載、名前を掲載させていただいております。

自主防災組織の設立に当たっては、防災士の利活用を、またお願いをしているところでございます。

これからは、防災士のスキルアップを図るため、三股町防災士連絡協議会を核としまして、定期的な研修等を実施していくとともに、事業の拡充を行い、各地域に適正に配置できるよう防災士の養成に努めていきたいというふうに考えています。

各自治公民館単位でのですね防災士の数に非常にばらつきがありますので、そのばらつきがなくなるように、こちらのほうからも防災士の育成にですね、声をかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（２番 堀内 和義君） そういう組織ができているということですんで、ぜひ、防災士を活用していただきたいというふうに思っております。

組織をつくることも、それを維持することも大変な努力がかかります。日本全国では、毎年大きな災害が発生をいたしております。南海トラフ地震も近い将来に発生する確率も高いと言われておりますんで、いざというときに、活動支援ができる体制づくりをお願いしたいというふうに

思います。

続きまして、3番目の新型コロナ感染拡大に伴う町内の農畜産業の影響について、質問いたします。

新型コロナ経済対策事業費は、国・県・本町でも様々な取り組みがなされております。ほかの議員もコロナ対策を質問されているんですが、本町においては、農業が基幹産業でもありますので、農畜産業にスポットを当てて質問をいたします。

この件については、先ほど8番議員からのご質問もありましたけども、重複するところがあるかもしれませんが、農家の方の切実な思い意見を聞いておりますので、あえて質問をさせていただき、それなりに答弁していただければいいんじゃないかなと思っています。

まず、新型コロナ感染に伴う町内の農畜産物で、出荷量の減少や価格下落による影響があったのか、どうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内の農作物において、出荷量減少や価格下落による影響で、本町につきましては、花卉、菊とか、あとマンゴーにおいて、出荷量の減少や価格下落が見られるようでございます。

そのほかのハウスや露地野菜等につきましては、多少価格低迷があるものの、影響は少ないとの情報を農協経済連よりお聞きしているところでございます。

また、特に影響が見受けられるのが肥育牛農家でございます。コロナ感染拡大に伴い、ホテル、旅館等の利用者減少により、和牛の販売不振を受けまして、枝肉価格が前年同月比で3割程度下落しているところでございます。また、その影響を受けて、子牛の価格低迷が続いている状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 畜産関係においては、肥育また和牛生産が若干影響があったということですね。特に、菊、マンゴーあたりについては、ちょうど1番出荷の多い3月、4月ですから、多分そうだと。特にマンゴーについては、近年でも大きな減収があったということで、うちも、農済もですね、収入保険があるんですけども、結構収入保険で、今年は支払いが多くなるといいます。ということで、あらゆる方面に影響が出ているんだなというふうに考えております。

それから、コロナ感染拡大で、インバウンド事業や飲食店等の和牛消費量が低迷する中、J A都城家畜市場のですね、5月子牛競り市価格なんですけども、これ、この前の2月セリとですね、これは雌と去勢の平均ですけども、比較しますと、5月が平均が80万4,000円。それから、

すみません、2月が80万4,000円、5月が66万1,000円ということで、14万3,000円大幅に下落をいたしております。非常に、やっぱし、厳しいのかなと。和牛ブームの火がつき始めた約5年前の水準まで落ち込んでいるという状況です。関係者の話では、今後さらに下がるおそれもあるということで、厳しい状況が続くだろうということで、農家の方も不安視しておるところであります。

特に子牛価格が高くなった頃に、和牛生産を始めた若い農業後継者、担い手につきましてはですね、牛舎や機械等の設備投資、それから、系統のよい、高い素牛を借り入れして、多数導入をいたしております。

そろそろ借入金の返済もありまして、非常に厳しい経営状況だということでございます。このままでは、多額の借金を抱えて廃業する農家も出るんじゃないかなということで、懸念をいたしているところでございます。

肥育農家にしましてもですね、消費低迷ということで、枝肉価格が下落していまして、厳しい状況は続いていると。ただ、肥育についてはですね、肉用牛肥育経営安定交付金制度ですか、通称「マルキン制度」の補填もあるということで、若干は救いがあるんじゃないかなというふうに思われるわけですが、やはり、先ほど言いましたように、最近始めたですね、和牛生産部門の方にはですね非常に厳しいのかなということで、ほとんどは自己資本でつくる人は少ないんじゃないかなと、やはり、借り入れが大きいわけですから、そういう農家のですね経営が1日でも早く回復できるなら、町内の基幹産業の農業、また、担い手を守るためにもですね、思い切った新事業が必要だと思います。行政の取り組みと今後の支援事業の考えがあれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 和牛生産農家、肥育牛農家への支援事業といたしまして、さきの内村議員でも回答いたしましたとおり、町の独自の支援対策といたしまして、肉用牛経営安定交付金制度、牛マルキン制度の残り1割の2分の1を1頭1万円を限度額として、肥育の方に助成する制度を予定しているところでございます。

また、県と町で、経済連の伝染病対策資金利子補給補助金を、今回コロナ対策として、1,000万円を限度額とした利子補給に取り組むこととしております。

なお、国の1次補正予算として、肥育経営体に対して、内村議員の質問に答弁しました、経営体質強化を図る取り組み及び資金制度対策などがございます。また、国の2次補正予算として、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業として、繁殖農家の経営意欲を維持するため、肉用子牛の全国平均価格が一定の水準を下回った場合に、畜舎環境の改善、子牛の疾病防止、経営分析、牛の栄養状態の改善に2つ以上取り組む生産者に対し、子牛販売頭数においた奨励金を交付する事業

がでございます。こちらについては、どちらも、J A都城のほう窓口となる予定でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） いろいろな事業があると聞いたんですけども、やはり、先ほど言いましたようにですね、近所の中で、そういう担い手、若い農業者、今から価格がどうなるか、分かりませんが、非常にやっばし心配なんですね。そこあたりを何らかの形で救済ができないかなということなんですけど、今の事業の中では、余りそこがないもんだから、ただ、利子補給については、先ほど聞いたんですけど、5年間でしたかね。そういうのがあるんですが、それ以外にですね、町独自で考えていらっしゃるのか、再度お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 子牛価格は先ほど堀内議員が述べられたとおり、5月で66万1,000円程度という形で平均になっていますが、こちらのですね、肉用子牛生産者補給金という形で、マルキン制度と似たような制度ですね、こちらの対象は、補償基準額が54万1,000円とまだまだ高い状態でございます。今の価格がですね27年の価格で、それから先ほど申しました2月のですね、令和元年の2月、2年の2月、80万1,000円、ここまで高騰している。平成27年から令和2年度まで、ずっと上がってきていたというのが、今また、平成27年度の価格に今は戻っている状態ではございます。また、これから、今後先ですね、価格推移を見ながらですね、いろんなことは検討していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） いろいろ事業があるわけでありますので、それをですね的確にそういう困った人にですね、早く対策をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、肉の消費拡大に向けての取り組みなんですけども、コロナ感染がいつ終息するか、不透明の中では、肉の消費量がいつ拡大するのか、見通せないということで、肥育農家もですね、素牛購入が消極的になっています。子牛価格が安定するまでには、さらに期間がかかるそうです。やはり、1番の特効薬はですね、肉の消費を伸ばすことだと思います。先ほど出たんですけども、学校給食にですね、地元産の牛肉を使用するなど、消費拡大に向けての取り組みはできないのか。また、今後、そういう計画があるのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 肉の消費拡大に向けた取り組みにつきましてでございますが、こちらのほうはですね、町内全体でございまして、三股町と都城農協とともにですね、ミヤチクの宮崎牛応援キャンペーンに取り組んでまいりまして、町職員でですね、宮崎牛のキャンペーンで、291口の申し込みをいただきました。また、町内の農家さんには、J A都城に宮崎牛応援キャンペーンの案内がなされておまして、こちらのほうは、約4,000口応募がなされて

いるという話を聞いております。その他の取り組みといたしまして、牛乳消費キャンペーンで、牛乳、乳製品、158個、完熟マンゴー消費拡大運動82セット等に町職員で取り組んでいる状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど言いましたように、1番の特効薬は消費ですので、よろしくお願いしたいなと。

それから、最後になりますけど、国の特別定額給付金1人10万円給付になったということなんですけども、貯金しないですね、10万円全てを消費に回していただくとお金が回ります。ぜひ、使っていただきますよう町民の方にですね、協力を呼びかけていただきたいなというふうに思っております。

新型コロナウイルスは目に見えないやっかいなウイルスということで、世界中を困難に陥れておりますけども、町民一体となって、この困難に立ち向かうとともに、経済復興にむけ、全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより14時まで本会議を休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位4番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 発言順位4番、指宿です。

多くの議員から新型コロナウイルスの質問が出ておりますが、私はこれ1本に絞って通告いたしておきましたので、新型コロナウイルスは、全ての事業、全ての案件に関わってくるというふうに思っています。オイルショックいろんな、天災か人災か分からんようなことがあったんですけれども、今回は命も経済も人もいろんな意味で、関わる大きな問題だというふうに思っています。

6月のこの開催で、議会の開催で、どこかの議会の一般質問の自粛をお願いする首長ではなく、いつもの議会と変わりなく、一般質問の自粛要請をされなかった町長に対し、この場を借りて感謝を申し上げます。（笑声）

さて、新型コロナウイルスの影響は、命、経済、教育、人とかかわりなど多岐にわたってい

ます。3月議会当時には想像もしなかったことが起きて、国は第1次補正予算を作成して、その結果、地方自治体に多くの新たな仕事があります。現在は、第2次補正予算が審議中です。今よりもっと多くの新たな仕事が発生することが考えられます。

そこで、通告をいたしておりました7つの質問をして、町の行政と温度差なく、共通の認識でコロナ対策に向かっていく議会との視点で考え、質問いたします。

まず、1の問題ですが、国の景気対策で役場の負担は大変な多さではないかと予想されるが、現在の状況はどうなっているかについて、質問いたします。

特に、職員という、事務量という形で答弁を願えれば、ありがたいと思います。

あとは、一般質問の席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の新型コロナウイルス感染症に対する国・県・町単独の経済対策事業の現状について、ご説明申し上げます。

経済対策事業は、大きく分けて、国の特別定額給付金事業と国・県の融資事業及び町単独事業の2つに分類できるのではないかと思います。

1人10万円の定額給付金事業は、総務課が主体となりまして、融資及び町単独事業は企画商工課が中心に取り組んでいるところでございます。

これらの事業は、短期的かつ集中的な事務執行であるため、スピードと正確性が求められます。このため、特別定額給付金の事務執行に当たっては、会計年度任用職員4名を新たに雇用するとともに、行政係、総務課内の行政係、職員係、危機管理係、電算係の職員全員及び4月からの会計年度任用職員総勢24名で取り組んでいるところでございます。

企画商工課では、5月1日以降の町単独事業を執行するため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室を役場4階、第1会議室と第2会議室で設置し、企画係、商工係、五本松推進室の職員全員及び会計年度任用職員に県の辞令を交付するとともに、即戦力となる課の他の職員3名に約1か月間、緊急経済対策室での勤務辞令を発令いたしました。

また、情報交流センター～あつまい～のパート職員2名もこれらの仕事に従事していただいたところでございます。

このように、突発的な事案や緊急性がある事業については、全課一体となった職員の協力・支援体制を構築していくことが重要だと考えます。

災害時に当たっては、既に全課体制での行動計画ができ上っており、今回のコロナ禍に対しても、チーム三股町役場としての職員の協力体制が築けたのではないかと考えます。

各課職員の積極的な協力体制には深く敬意を表したいというふうに考えます。

現在は、総務課の定額給付金事業は峠を越え、事務作業も残り僅かというふうになっております。

企画商工課管轄の緊急経済対策の業務も現在のところ落ち着いており、規模も縮小しているところでございます。以上でございます。

また、詳しくは、また、ご質問を受け、職員の勤務状況についてはご説明申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 定額給付については、事前に表が回っていましたので分かるんですが、4階で行われている事業所関係の大卒の事でもいいですけども、分かっている範囲内で答えできることはありませんか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、町長の回答にもございましたけれども、企画商工課においてはですね、経済緊急対策室ということで、役場の4階に施設会場を設けております。

事業の内容としましては、町内の事業者、また、町内に住んでらっしゃって、町外で事業をされている方々の支援でございます。そちらのほうでですね、事業者の応援給付金という一律10万円の部分と家賃の補助金ということで受け付けをしております。

窓口に来られた方の件数でございますけれども、トータルで1,000件弱であります。実際、申請された方々は、応援給付金のほうになりますけれども、500件弱となっております。

短期においてのこういった方々、大勢の方々の、窓口で来庁というのもございましたので、非常に混み合った時期もございましたけれども、現在は、その支払いのほうも、ほぼ、伝票処理等終わっておりまして、今、家賃の補助金の方々が1日に十数件来られるということで、落ちついている状態でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 一時は4階の全てのスペースを潰してちゅうか、利用してちゅうか、利用されていまして、大変な事業量だったんだろうなというふうに思うし、役場の本来の仕事は別にあるわけでした、職場ぎりぎりの状態の中大変だったんだろうなというふうに思って敬意を表したいと思います。

それを踏まえて、今、町長の答弁からもありましたけども、2番の問題で、先に雇用している会計年度任用職員の話もありましたが、私の頭の中でこの質問をとらえた時、それもあつたんですけども、昔ですね、三股町役場、町長もあいやろうけど、あつたと思うのですが、失業対策事業というやつがありました。失対と通称言われるものですけども、町が忙しいときに、町民の皆さんが暇な人がいるわけですね。カタカナでリストラに合うとか、つくった会社をたたんで

しまうとかですかね、今日も日南で大きな事業所がたたんでしまったありました。総勢300近くの影響があるのではないかと今言われていますが、その余波がどういうふうなものかも分かりませんけれども、三股だって、いろんな店を閉めるという話も聞きます。そうなったときに、短期的に雇用をして、その人に合った事業、合ったものですね、もともと手のかなっている人であれば、そういう部分もあるでしょうし、あるんですが、短期的なそういう事業とか、例えば半年か1年という形の中で、雇用を新たにやるということは考えられないのかなということで答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 失業者等の臨時雇用についてお答えいたします。

本町では、新型コロナウイルス感染症の影響による、町内在住の失業者を会計年度任用職員として臨時雇用することにしております。募集人員は10人程度としております。雇用期間は6月1日以降の6か月以内。業務内容につきましては、町の施設維持管理等ということにしております。募集案内につきましては、5月25日の町のホームページ、そして、ハローワーク、6月1日付の回覧・広報により周知しています。また、回覧・広報によりましては、6月15日も、再度、回覧・広報を回したところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、回したというふうに言われましたけど、10人程度ということですか。現在はそういう応募が来ていますか。どうなのでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在のところ、応募者はありません。ただ、今あるのが、都城市の方から数名問い合わせがあったとは聞いております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 後でこれ触れようかなと思ったんですけど、1番最後のところに学校関係も少しありましたんで、そこは、また、7番とか、1番最後に絡めてお願いをしたいというふうに思います。

今、事業を自分でやっていて、青息吐息という方はいっぱいいらっしゃるんですけど、飲食業が大変だというふうに言われますけども、飲食業とは限らないんですね。商工会と言われますけど、商工会とも限らないんですね。もっとエリアが広い。そういう流れ中で、逆に、もう大変だと要するに、例えば、店を閉めるのも不動産会社に元に戻さないかんし、それから違約金の話が出てきますし、閉めるに閉められないという形、そういう形の中で、町が4階で受け付けたときに物

凄いいっぱい来たって、そういうところにあるんだろうなと思っているんですけども、いろんな形がありますので、また、この問題については、どれぐらいの需要があったのか、教えてもらえればありがたいと思います。

3番の問題に行きます。

4月27日にですね全員協議会で副町長が出席されて、いろんな意見がありました。ま、検討にあたいしたのかしなかったのか、いろいろな問題があったと思いますので、その後、これはどういう経緯をたどったのか、どういう話し合いがあったのか、その入りの話になるのか、出口まで行ったのか、分かりませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それではお答えしたいと思います。

最初に、これまでの経緯について簡単に述べてお答えしたいと思います。

2月3日、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が横浜に入港し、船内でコロナウイルス感染者が発生し、連日のように報道が始まっております。

その後、クルーズ船だけに収まらず、大都市を中心に市中にも感染者が広がり始めたことは皆さんご承知のとおりだと思います。

3月2日には、全国の学校の臨時休業が開始され、それでも感染は収まらず、4月7日に7都府県に非常事態宣言、同じく16日には、全国に非常事態宣言が出されたところです。

宮崎県におきましても、3月4日に1例目の発生があったところです。その後、外出自粛等の効果で、5月25日には非常事態宣言も解除されましたが、現在、一部の地域で第2波が発生しているとのことで、まだまだ油断できない状況であります。

さて、本町におきましては、2月28日に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、これまで9回にわたり様々な対応を行ってきたところでございます。当初は当然ながら感染防止、感染拡大防止に対する対策を中心に協議を行われ、4月以降は外出自粛や休業要請に伴う緊急経済対策の協議が中心に行われております。

議会に対しましても、3月議会中での報告を含めこれまで、これまで4回の全員協議会で報告をいたしております。

指宿議員からのご質問のですね、4月27日の全員協議会におきましては、国の特別定額給付金をはじめ、町独自の対策を感染防止策、生活支援策、事業支援策ごとに説明を行ったところでございます。その全協のときに議会から出されました意見をご紹介したいと思います。まず、感染防止策として、1つ目、マスクを調達してほしい。手作りマスクを普及してほしいということでした。2つ目、登校日の時差登校を検討したらどうかという意見もございました。それと、3つ目に、公園の利用制限や注意喚起を行ってほしい。また、グラウンドゴルフの自粛要請

などもしてもらいたいという意見もありました。

次に、生活支援、事業支援策としまして、1つ目にですね、地場産品による地元生産者の応援をしたらどうか。また、農家向けに、この地場産品を使って農家向けの対策を行ったらどうかということ です。

それと2つ目に、学生への地場産品の無償提供をしたらどうか。これは規制抑制、仕送り困難家庭への支援にもつながるんということです。

3つ目に、学習支援として、教育用のDVDの配布をしたらどうか。また、ドリルなどの現物支給ができないかというご意見もありました。

そのほか、町民に対するいろんな広報、町内一斉放送、これを町長の声で行ったほうがいいんじゃないかという意見もございました。

ちょうど、この全員協議会で行われた後に、第7回目の対策本部会議を行いまして、今申しました議会で出た意見を委員の中で紹介をし、検討を行ったところです。

ご承知のように、まず、マスクの調達につきましては、町備蓄のマスク、または消毒液の配布、それらの購入費用の一部支援を行いました。また、寄贈されたマスクの配布も行ってきたところ です。

公園の利用制限、注意喚起、グラウンドゴルフの自粛要請などについては、当然すぐに実施したところでございます。

また、地場産品の応援事業につきましては、町の事業としてやりませんが、先ほどから何回か出ていましたが、宮崎マンゴウとか、宮崎牛、あとは、牛乳、乳製品の購入に多くの職員から協力をいただいたところであります。

また、地元飲食店のデリバリーについては、現在でも毎週多くの職員が利用しているところ でございます。

町内一斉清掃、広報等については、防災無線での放送としていただく、真意を伝えるための町長メッセージとして、町のホームページ、フェイスブック、新聞の折り込み、回覧・広報で、3回にわたり発信をしているところでございます。

最後になりますが、これらの支援策につきましては、先ほども説明ありましたように、5月中は特別定額給付金や事業者への応援給付金、家賃補助、食事券、図書券の配布など、早急に支給できるよう取り組んできたところですが、この件につきましては、国や県の支援を見ながら、今の状況において、どこに何が必要なのかを十分協議しながら、さらに、町独自の効果的な支援策を考えていきたいと思っております。

つきましては、議員の皆さんからも参考となるご意見をいただければと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9 番 指宿 秋廣君） 今の副町長の答弁で、一時、ちょっと意識されたのか、どうか。

町内一斉清掃は、町長とは言っていないので、町長、副町長と言いました。（笑声）間違わないようによろしくお願いします。言った本人が言っているんですから、間違いありません。それが、緊急性が伝わるのではないかという視点だったんですね。そういう形もという感じで話をさせていただきました。

やっぱり、何で、こう問題が出てくるのかなというふうに考えてほしいんですよね。要するに、出した以降、何も我々は知らなかったということなんですね。だから、議会始まる前、招集をされる前には、これらを執行しましたよということであれば、この質問は出てきていないわけです。だから、文書でも結構なんで、集めるのが大変であれば、必要に応じては、文書なり郵送なり何かですね手だてをしてもらえると、より同じ共通の土俵にのるといったらおかしいんでしょうか、何か、別な視点があったのではないのかなと思いますので、事後ですね、まだ、この問題は息が長いと言われています。来年の今頃どうだっち、気の早い人が言う人もいます。いるぐらいですので、寒くなったら終息する、暑くなったら終息するということではないというふうに言われています。なぜならば、南半球でも大流行しているし、北半球も大流行しているということは、季節にはほぼ関係ないということ、だから、オリンピックがどうなるか、分かりませんが、まさか、やって、2週間、どこどうでるか分かりません。とてもじゃねえけどという話の中で言うと、この問題、物すごく長い、息の長い闘いだというふうに思いますので、よろしくお願いします。

4 番の問題で、いろいろな商品券が発行されることになっていますが、商品を提供した方の負担が、要するに、500 円の商品券を行使したことによって、お店屋さんには500 円が入ってこないということです。手数料がいるということなので、買う、商品券を買う人については、例えば、30%県がプレミアムつけますとかってなったけれども、商品を提供する側にとっては、それは500 円の価値でしかないわけで、500 円の商品券を使ったら、600 円換金しますということではないわけですから、その手数料の分について答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策としまして、現在、町が発行しました中学生以下の子供 1 人につき、3,000 円の食事券や県が発行している 3 割のプレミアム分が上乗せされた県内の飲食店で使用できる食事券がございます。今後、町と県とで、3 割分のプレミアム分を上乗せする商品券の発行も予定をしているところでございます。これらの商品券や食事券については、換金にかかる手数料分を委託料として公費で見いておりますので、商品券等を取り扱った事業者において、換金手数料の負担はないところでございます。

また、町の職員らが町商工会のオリジナル商品券を購入して、率先して町内での消費を喚起し、地元事業者を応援したいとの動きもございます。こちらのオリジナル商品券につきましても、通常でございましたら、換金の際に1%の手数料が発生するところ、当分の間ではございますけれども、当該手数料を徴収しないということで、町商工会と調整をしたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） くだいようですけども、その1%は誰がみるんですか。商工会ですよね。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） こちらのオリジナル商品券の換金手数料1%でございますが、町商工会のほうと協議をしましたところ、通常、それほど使用料がないということで、余り、この収入というのを当てにはしないということでした。ちなみに、令和元年度のオリジナル商品券の換金手数料ですが、実績としまして、3万1,905円、この先ほど議員がおっしゃいましたいろいろな商品券などがございます中で、この換金手数料を請求するということは、商工会にとっても事務の煩雑化を生み出すということで、我々からこういった、当分の間、手数料を取らないという声かけをしていただいたということは非常にありがたいということで、その補填はございませんけれども、そのほかの商品券で委託料という形でお支払いいたしますので、その分を充て込んでいただくということで、話をしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） くだいようですけども、その委託料でみるということをびしゃつとうたわないと、商工会が面倒見るといふふうに取ってしまうと、商工会に無理強いをしているという、取られてしまう可能性がありますんで、今度はこの商工会が率先してやっているんですけども、地場産業は商工会に加入していない人もいらっしゃるんですよ。このコロナウイルスは商工会に入っている人だけが被害を被っているわけではなくて、広くいっぱいいらっしゃるわけですけども、商工会に加入促進という視点からもですよ、例えば、何がありますかね、飲食業は入っているから、理髪業が入ってないですかね。あの中にですね、理容業等ですね、大都会では、そこがクラスターの発生源になったということで、その店は一発でアウトだったんだらうと思いますが、そういう入ってない方についての救済というのは、この1%関連で何か考えてらっしゃいますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 商工会に入っていないというところで、オリジナル商品券の対

象店とはなっていないんですけれども、今後３割のプレミアムを上乗せする、県と町で発行する商品券につきましては、そこら辺等は検討したいというふうに考えております。

また、県が発行しておりますお食事券ですね、こちらのほうはですね、手を挙げて加入したところで使えるということになっておりますので、こちらのほうは臨機応変では使えませんが、商工会に入っていない飲食店でも使われるということになっております。

また、先ほどから申し上げております、応援給付金だったり、家賃分というのは、商工会の加入未加入に関係なく支給の方は対象としているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） 先ほど申しましたように、商工会に入ってからというんじゃなく加入促進というからも、何か町がそこら辺を補助してもらえるとですね、町の活性化という視点でもいいのではないかなというふうに思いますので、ただ、門戸を閉めるではなく、特にこの夏、オリジナルの商品券の商工会発行するやつに限ってはですね、町がそういう音頭を取るといっているようですから、そこら辺も踏まえて使い勝手がいいようにですね、オリジナル商品券を買う人も買いやすくなるんですね。あれを見て、「うーん」と考える、食べものと油以外どこに行くのかと話をするよりも、ここにも使えるな、ここにも使えるなという、ようにですね、発展をさせてもらえると、また、違うことに、活性化に、地域通貨という大それたことを言うつもりはないんですけれども、そこら辺のことも考えた検討をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 確かに議員がおっしゃるとおりですね、商工会へ加入するためのメリットということを見いだしていただくためにもですね、今回の多数、多種あります商品券をきっかけにしながら、さらなる商工会の加盟ということを推進するためにも検討してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（９番 指宿 秋廣君） ぜひですね、要するに、一つの町という形成を三股町に、店をかまえて、もしは他のところに店を出しているけど三股に住んでてよかったなという視点で議論してもらえともうすごくありがたいというふうに思っています。

例えばですけども、この前、車話をちょろっと言ったら、（ ）なんですね。車はそうだろうな、桁が違い過ぎるんで、お金がですね。そうだろうなというふうに思いました。それで、商工会に入っただうだという話もですね、してもらおうと違うことができると思いますので、よろしく検討方をしたいと思います。

次の問題の5番の問題ですが、台風や豪雨の避難する場合、対策はどうなっている、これはコロナウイルスがもとです。どこどこ避難経路がどうだという話をしているつもりじゃないんで、大本はコロナウイルスですから。別に豪雨が来て、どこどこに行ってくださいと言ったら、そこは足の踏み場がないぐらいいっぱいおってという、3密どころじゃないですわという話になりかねないとか、その危機対策として、避難所をどういうふうにして、今、対策も、梅雨に入っていますから、今度はもうすぐ台風が秋口なんか来ますんで、検討の状況を教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、新型コロナウイルスのコロナ禍におけます風水害発生時の避難する場合の対策についてお答えしたいと思います。

去る第9回三股町新型コロナウイルス対策本部におきまして、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について協議いたしました。

新型コロナウイルス感染症に伴う避難所対策マニュアルを作成したところでございます。

作成に当たっては、国の指導方針を参考にしまして、避難者には、極力在宅避難を呼びかけるとともに、指定避難場所の運用指針や感染症の疑いのある避難所の隔離施設の指定とその運用を示しているところでございます。

指定避難所におきましては、土砂災害警戒区域の多い、第4地区、第5地区におきましては、第1次避難所における避難者の3密回避が困難であるというふうに想定いたしまして、第4地区は梶山小学校体育館、第5地区は長田小学校体育館にそれぞれ第2次避難所を指定したところでございます。また、第5部消防詰所の危険回避のため、指定避難所となる長田小学校体育館を拠点とした行動をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、風水害時の避難につきましては、在宅避難、そして、親戚、友人宅への避難検討等、ハザードマップを最近作りましても、再度ハザードマップの確認、そして、マスク、体温計の持参、避難所での感染症対策、緊急時の連絡先を持参等、このことについて、5月18日にホームページにUPしますとともに、6月1日付、回覧・広報にて、周知を町民には図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 何ばか質問があつたんですけど。すみません、勉強不足で、在宅避難とはどういう意味ですか。在宅にいて避難できるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回のコロナ禍の中で3密を回避するという中では、極力、在宅で

待機できるのであれば、避難所に行かないような配慮をしていただく。その前に必要とする食料等の準備は充分にさせていただくということになりますが、そういった呼びかけも行う。どうしても、避難所に避難しなければならない方については、もう、その限りではございませんけれども、一つ今までの避難の仕方については、やはり、在宅というのもあります。例えば、2階に避難する。そういった風水害ですね、そういった方法も、あることはあるんですけども、今回特に、3密を回避するには、極力在宅避難もしくは安全な親戚とか、友人宅、安全な場所に避難というところを呼びかけているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 在宅で駄目だから、避難するんだろと思うんですけども、避難の自粛に受けとれなければいいなというふうに感じますので、そこら辺は言葉遣いは気をつけられないと、避難の自粛、自粛ばかりですから、そんなふうにとられても困るなというふうに思ったところです。

今のは、町民の方々なんですが、行政とすれば、何を、例えばですよ、例えば、ベッドが大変やったから段ボールでやるとか、パーティションで区切るとか、要するに、咳をしても、いきなり本人に飛沫が及ばないということが考えないといけないですよ。そういうのは何か考えられていますか。答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたけれども、今回のコロナ禍におけます避難所の対策、マニュアルを作成させていただきまして、その中にも、ホームページ上のそういった趣旨の話をアップしているところでございますけども、1つは3密を回避するためということで、我々考えていることを申し上げますと、まず、避難所に来られた場合につきましては、職員のほうで、まず、体温を測らせていただきます。それと、健康観察といいますか、チェックですね、させていただきます。それによって、異常のない方については、広い広間、大きい広間ですね、そちらのほうに案内いたしまして、2メートル間隔で待機していただくような形で、印をつけて、そこに待機していただく形を取ろうと思っています。もしくは、そこに、避難所のほうにつきましては、今、準備をしているんですが、テントですね、屋内用のテントということで、それを今準備をさせていただいているというような状況です。そこに1人ずつ隔離をしていく。隔離といいますか、いていただく。

それとあと、もし、体温測って、もしくは、健康観察上、異常のある方につきましては、同じ避難所内にベッド、一時隔離室、これも設置しておりまして、そちらのほうに一時待機していただくような措置をとりたいと考えております。

また、なお、非常に新型コロナウイルス感染症の疑いが強いという方々につきましては、今回、

「あつまい」、こちらを特別な隔離施設というところで設定させていただきまして、そちらのほうにも職員を2名配置して、そちらで経過観察を行うというような対応を現在考えております。もちろん、マスク、消毒液、そういったものは避難所に全て配置いたしますし、特に、今回回覧等で言ったのは高齢者の方が非常に多いですので、緊急時の連絡先、これだけはちゃんと書いて持ってきてくださいということは、強く書いたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 2メートル間隔ということですね、やっぱり、顔見知りですから、大体の人は、避難したときに、近所隣りですから、そうすると2メートルという、子供じゃないですから、気をつけしたまま待っているわけではないだろうと思うんです。そうなったときに、今みたいな間仕切りというのがあればいいなと思うところです。それから、これをエアコンでもついていると思いますので、大丈夫だと思うんですが、そういうちょことしたパーティションみたいな感じのが取り付けられればいいというふうに思っています。

動いた人のためにお聞きしますが、災害が起きたときに自主避難という形で親戚等々に避難されますよね。そしたら、運悪く本当に災害に遭ってしまったというときに、その人は行くところがあるというふうに想定されて、代替の例えば、公共の建物に入ることができない大きな問題なんですけども、そういうところの扱いというのは、柔軟な対応ができるのか、今、いろんな災害があるところですね、自分の子供のところに避難したら、行くところがあるから、その人は救済の措置の対象にならなかった。段ボール箱で住んでいましたけども、そういうのがピシャットしてできますよということになって、初めて、一晚二晩は息子のところに、娘のところに避難しよう、もしくは、おじさん、おばさんのところに避難しようということができると思うんですけども、取り扱いはどうなっていますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 特に、今回新型コロナウイルスの状況下での避難所の運営のあり方が非常に考えさせるところございまして、そういった避難所として、ある程度生活を必要とする場所、などにおいては、そういった個別的なところの区切りといいますか、そこを寝泊まりする上では必要になってくるだろうと、そういった意味では、今回の新型コロナウイルスに関連して、国の方も臨時交付金を出しております。こういった機会に、そういったものが、ぜひ、整備していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、先ほど言った避難した自主的に別なところに避難した場合

の取り扱いについて見直していただいて、われわれに教えていただきたい、定まったところに全員行かないと、次の救済にならないということにならないように、善意で動いた人が救済措置にならなかったとならないように、よろしくお願いをしておきたいと思います。

今回、5地区の消防団も書いておきましたけども、これは、そういうことを想定した上で、でき上っていますかねという意味も含めて書いたところではありますが、今、その規模等々というのはどういうふうになっているのか、お聞きをしたいと思います。進捗も含めて。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 特にですね、例年災害時の避難所の多い所につきましては、社会福祉協議会元気の杜、それと、長田の方の轟木ですね、こちらの避難所の方が非常に多いところでございます。今回長田地区におきましては、そういった形で3密を避けるために長田小学校の体育館のほうに、今回は避難所の方を設けたいと思いますが、それに際しては、五部の消防団の方々もいっしょに詰めていただけるということで、避難者の方々も同時に観察するというか、観ることもできるかと思います。そこにおきましては、今計画しているところでは、テントを15ですかね個別に屋内用のテント、そうしたものを用意しようかなあというところで、準備しているところでございます。発注かけているんですが、なかなか物が入ってこない状況でございまして、発注はしておりますけどそういった形で、長田小で15貼ですかね、そういったものを準備して対応しようというふうに考えておるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 4地区やから、梶山小学校、5地区やから長田小学校体育館と、いうことでしょうけれどね、私が知る限り体育館にはエアコンがついてなかったなあと思いながらですね、要するに、指定するとすれば、そこまでするし、考える必要があるのかなあと思っています。もちろん設置するだけではなくて、設置した以上はランニングコストがかかりますから、半端なお金ではないと重々判っていますが、そういう仕切るというときに、テントを張って仕切ったら、余計熱はこもるというふうになるわけで、段ボールで、パーティションで切っても多分風通しが悪いやろなあって想像しながら思っていますが、ぜひとも、そういう避難場所というわざわざ指定した以上は、そこまで1回みなさんで検討して、よろしくお願いしたいという、要望しておきたいと思います。

では、6番目の問題に入ります。

今後、町民福祉サービスなどのサービスの提供はどの程度と考えているか。

この問題は、福祉、特に今の老人の話はいっぱい話が出ましたのでカットして、幼いのほうの福祉、保育園、幼稚園のところに絞って話をしたいと思います。

県、国からいろんな要請がきた中で、町も保育所等に、こういうことに気をつけなさいよというのを出されと思うんですが、これは都城市が保育施設長宛てに新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の保育園自粛のお願いについてというのを、5月7日付と5月15日付という2枚出しております。この文言に過剰反応をしたのかどうか分かりませんが、ある保育園、都城市ですけども、保育に書いてあるお願いという文書なんですけれども、「新型コロナウイルス感染症、非常事態宣言は解除されましたが、感染の危険はなくなった訳ではありません」から始まっているんですが、「以下のことにご協力ください」という中で、体調不良のときは登園できません。微熱、咳、鼻水、朝食の未摂取、軟便、下痢、ひどい便秘、機嫌不良、睡眠不足、それから、兄弟や同居の家族が感染症もしくはその可能性がある場合というふうに、感染症ついたら、新型コロナだけじゃないですもんね。

3番目、兄弟や同居の家族が体調不良でお休みのときは登園自粛。登園する時間がないんです。これ。保育園というところでいくと、保育に欠けるから、自分で保育できないから、仕事に行って、その間、見てくださいねというのが大体保育園の趣旨だというふうに思うんですが、これやったら、仕事に行く暇がないって言われた。もう。行く時間がない。要するに、兄弟が3人おって小学校から保育園までおったら、どれが、今日、体調が誰かが体調不良で風邪引いたり、もしくはインフルエンザかかったら、3人とも行けないということになるんですね。そういう過剰反応したと思うんですが、三股町はそういうことを保育園が出されているとか、もしくはこういう要請をしたら、こういうふうに反応したとかという事例があれば、教えてほしい。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、町民に福祉など直接のサービスの影響という点でお答えしたいと思います。

現在、新型コロナウイルスの対策としまして、23の事業を実施、また、今後実施予定としております。それらの事業費のうち、町単独分が約1億6,700万円ございます。これに対しまして、地方創生臨時交付金約1億2,600万円を充てる計画をしているところでございます。

また、政府が5月27日に決定した今年度の第2次補正予算案には、地方創生臨時交付金を2兆円増額することが盛り込まれておりますので、先ほどの23事業において、交付金額を上回った分であるとか、今後新たな新型コロナウイルスの対策事業案に当該交付金を活用してまいりたいと考えておりますので、今後、福祉サービスなどの町民に直接関係するサービス等への影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 先ほどの質問ですけども、当然自治体の規模とか、感染状況、そう

いうものによって、それぞれの自治体によるやり方がいろいろあると思いますので、当町の場合は、国また県などいろいろな保育園に関する感染拡大防止のための留意点等の文書を逐次園のほうに情報提供として流しています。ですので、そういった過剰な反応をされている園はないというふうに、こちらのほうでは認識しています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 最後ですね、保育園が10ぐらいですか。要するに、調査したり、確認をしたりしてほしいと思います、明らかにこういう今月の話ですから、6月がこうでありますよって言っているということは、また、6月はまだ半分も行っちゃらん。そういう形から見ると仕事がクビになる可能性があるんです。仕事に行くために保育園で預けてもらっているんで、医者の登園許可書が要るとか、いろいろな問題が出てきて、医者が登園許可書を出さないと保育園に預けてもらえないとかちゅう話も出てきていますので、現在、現実的な問題としてありますので、過剰反応しないように、国も言っています。正しく恐れてください。もう恐れ過ぎると思うんです。もちろん子供は38度ぐらいの熱は普通にありますから、今走り回りよっても、体温はかったら、38度ぐらいあるちゅうのは、ざらにある話で、それで微熱と取られたら、もう行くことができないという話になりますので、ぜひとも、こういうことにならないようお願いをしたいと思います。

保育園の名前は山野原です。住在する保育園ですから、言っておけば、分かるかなと思いましたので、救急病院のあるところですよ。

以上でよろしくお願ひしたいと思います。

最後の問題にいきます。学校の授業の影響はどの程度だったのか。要するに、3月、4月という学校が休校かと思ったら休業と言うらしいですが、なって、近頃やっと元に返ったわけですがけれども、この3月、4月の取り戻すのをいつまで考えているのか、それによって、夏休み、春休み、それから授業の時間割、いろんなことが考えられるんですが、今、どの程度、教育委員会では抑えられているか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、授業等への影響でございますけれども、まず、前年度、3月2日から3月26日まで臨時休業いたしまして、これは休業中の課題などで、ほぼ回復できているというふうにみております。

その後でございますけれども、各学校が編成した教育課程において、今までの臨時休業によって不足する授業時数は、町内各学校平均で、約40単位時間というふうに、ということになっています。

その不足分を補うために、学校では、学校行事の見直し、あるいは、いろんな会議の見直し行ったりしているわけですが、町内全学校で夏季休業期間中に授業日を7日間設定いたします。これは6月1日付で、町のホームページにも掲載するとともに、保護者の皆様にもお知らせをしているところでございますけれども、その期間は7月27日から31日までの5日間。それと夏休みの後半になりますけれども、8月24日、25日の2日間、計7日間でございます。

この設定に当たりましては、児童生徒の過度の負担にならないようにすること、さらに、今後、さらに新型コロナウイルスの第2波、第3波の到来。今日も雨が降っておりますけれども、台風や大雨等への対策、県内の各市町村の状況も勘案しながら設定したところでございます。いつ頃通常に戻るかということでございますけれども、私はもう、3月2日以前の以前の学校に戻ることはない先生方には話しているんですけども、授業進度の上の回復時期につきましては、今後感染等の影響がない状況が続くという設定ではございますけれども、小学校の小規模校においては6月中旬から7月中旬にかけて、中規模、大規模校においては8月の夏季休業の授業日、見通しをもって対応してございます。

あと、学校生活全体でございますけれども、今後は新しい生活様式にのっとった学校経営というものが求められるわけですが、そのために、学校でも、いろんな場面で、例えば、マスクはどういう場面につけさせるか、あるいは、つけさせないのか。いったい何を検証しながら行っているところでございますけれども、6月中旬ぐらいには、ほぼ学校において、目指す学校生活ができるようにということで考えております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 授業が休んだ時間帯で、こう言われていますよね、要するに貧富の格差がこの時期にものすごく出る。要するに金をつぎ込んだ生徒さんについては、ある一定上がる学校の進みよりも早く進んでいる。しかし、そういうのができない家庭の状況においては、家庭に誰もいないとすると、なかなかうまくいかんということも容易に想像ができます。

それで、先ほどの話にちょっと忘れんうちに入っていくんですが、進捗状況に合わせた子どもさん、今の時期、余ったといったら語弊があるんですが、使える人たちを使ってですね、学校に投入できるような人たちがいれば、それを学校に入ってもらって、それを小規模事業というかしれませんが、そういう臨機応変な事を検討する気はありませんか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、時数的には、子供たちの進度回復できるとしても、個々の児童生徒一人一人についてどうかという問題はございます。そのために、学校再開後に補充指導な

どをやって、それぞれの子供に応じて進路の遅れを取り戻すようにしたい。あるいは2学期や次年度以降の指導予定の関連単位と合わせて指導したりとか、あるいは、習熟度確認のために授業中の観察や小テストを活用して、一単位時間、あるいは、単位ごとに児童生徒一人一人の学びに対する評価とか、そういったものを確実に行うようにということにしているところでございます。

なお、人材の活用につきましてですが、実は国の経済対策、2次の補正予算の中で、そういった、例えば、分散登校、あるいは、学級を2つに分けて授業を行うというような場合も人件費を措置しますという予算でございまして、町内各学校にも、そういった要望なりというのを調査したところでございますが、今のところ、そういった要望は上がってきておりません。しかしながら、また、今後事態がどう変わるかというのは、わかりませんのでそれからについては、思慮していきたいと思います。

あと、学校の授業以外の部分につきましては、施設の修理とか、あるいは生涯学習の関係で、地区分館など、なかなか補修等に手が回らないという部分もございまして、町の会計年度任用職員10人募集ということで、そういった応募があれば、ぜひ、学校関係でも、何か、ぜひ、お願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） いろんなことが考えられる。学校一つとっても、マスコミが取り上げているのは、傘さして学校に行きましようとか、傘さしたら人が近づかんちゅう話も、傘をさしたらマスクせんでもいいとかいう話もありながらですが、それら学校が勝手に考えるということ。

学校に教育委員会として、例えば、いろんな授業の一環、1番分かりやすいのは、体育、運動会、体育祭。体育祭じゃない、体育大会か、体育祭とか、という話とか、文化祭とか、人間がそばに寄って大きな声を出すというのは学校現場でいっぱいわるわけです。これ、どうなるんだろうかなというふうに思いながら、3密を避ける最たるものは学校ではないのかな。その中に40人近くの人たちが入っているわけですから、学校行事のそういうものについては、教育委員会として把握されているのか、教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 確かに、多くの児童生徒が学んでいく中で、3密を避けるのは、なかなか難しい面がございまして。そのために、学校におきましては、やはり、基本的にマスクの着用という指導をしているところでございます。

学校行事につきましては、やはり、授業時数の確保の関係もございまして、見直しをすることがあるかと思っておりますけれども、ご質問の中で例としてありました運動会、体育大会、これは児童生徒のみならず、保護者あるいは地域の方々に、多くの方々が集まる機会ということでござい

ますので、ただ、教育委員会といたしましては、今後を考えると安易に中止するというようなことではなく、できるだけ3密を避けるといったような形で、何とか開催できるような方向で検討をしてほしいというふうに各学校には伝えているところでございます。

ですから、中には、1日で済んでいた運動会も、運動会週間というような形で、複数日にわたって実施するとか、あるいは、競技の種目を見直すとか、そういったものが出てくることも予想されます。

また、昨今、熱中症対策というのも非常に大きな問題となっていますので、その辺を勘案しながら、できるだけ実施、できれば実施ということで、考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） いろんなことを学校一つとっても、心配すれば心配することがいっぱいあるわけですけども、学校の先生も、私に言わせると、宮崎県は、コロナウイルスは今のところ誰もいない。17人いましたけども、全員退院して、もう1か月ぐらいはなと思うんですが、中で、全てがまだ今進んでいません。高校野球は8月に甲子園でやって、そんなの高校野球だけかと思いながら、ほかのスポーツをしている人もいるよなと思いながら、6月20日期限がきつてあるんですが、6月20日以前は、交流練習試合すらできないですね。教育長もご存知と思いますが、要するに、中学校は6月20日以前、今もですが20日になっていせんが練習試合ですらできないんですよ。宮崎県の何とかという知事は、九州で交流しましょう。そんなの、まず宮崎内の交流やろうと思ったんですけども、やっぱり、そういうところを教育委員会の中で議論してほしいなと、要するに、余りにも恐れ過ぎて、何にもできないという話になって、マスクをしながら、今度はマスクをして倒れてくる子供もいると思うんですよ。普通に夏で、お前、飯食ってきたかよって、顔青いよというのを今までいっぱい経験してますんで、そういう子たちがマスクしろと言われたら、それこそ、何か、3度か4度上がるらしいですね、体温が。だから、そういう形で言うとか大変な問題だなと思っていますので、もう少し柔軟な対応をお願いをしたいなということを申し上げて、今回の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） これより15時15分まで休憩いたします。

午後3時04分休憩

午後3時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（５番 福田 新一君） 発言順位５番、福田新一です。

６月議会に際し、今の心境をいつものように一首うたいます。「協働で創る三股の見せ所、最優先はコロナ対策。協働で創る三股の見せ所、最優先はコロナ対策。」今回、予期せぬ新型コロナウイルス感染拡大防止に初めて取り組まれる業務内容で大変ご苦労さまでした。緊急事態宣言中、役場は夜遅くまで明かりが灯っていました。幸い、宮崎県は感染者１７名から新規感染ゼロが６０日間続く状況で、日常生活が少しずつ戻りつつあります。少しは気が休まります。しかし、この見えないコロナウイルスに対しては気を緩めることはできず、引き続き新しい生活様式を要請されています。まさに未曾有の危機と言える事態です。何か人類に生き方を見直せと言っているような気さえします。このような状況においての一般質問です。

各地域を核に、生活実態を見直し、町がまとまりの方向へ向かうときだと確信し、今回の質問の項目を挙げました。

１、自治公民館と町役場の関係。資料１をご覧ください。総務課より提出していただきました。各自治公民館、支部加入率のここ５年間の推移です。町長、ご自身、この自治公民館加入率の現状をどう捉えられますか。率直な気持ちを教えてください。後の質問は質問席より行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 自治公民館加入率の現状について、どう捉えるかということで、平成２７年度から３１年度までの各自治公民館の支部加入率について、総務課が出した資料をお手元にあるかと思うんですけど、それを含めてお話させていただきたいと思います。

自治公民館加入状況についてお答えいたします。

令和元年１１月１日現在の数値であります、全世帯１万１，２７５世帯に対し、加入世帯が７，００８世帯、加入率は６２．２％というふうにこの表ではなっております。この数字は住民基本台帳上の世帯を分母としまして、総務課に届けてある加入世帯で除したものであります。住民基本台帳には親子で世帯分離してあるけどもを公民館加入では１世帯として届けてある事例も多いことから、正確な加入率の実態を表している数字ではないというふうに理解しています。

教育委員会が公民館を通じて平成３０年１１月１日現在の調査では、アパートが多く調査不能の稗田と西植木を除いた実加入率は８５．０２％でありました。旧集落においては、高い加入率であります、稗田と西植木は全世帯数から加入世帯を比較すると５割以下だということで、防犯、防災、それから高齢化等を考えると、加入促進というのは、やはり取り組むべき課題というふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 今、町長の率直な意見をお聞きしたんですが、今、手元にあります表の２８番、３０番、稗田と西植木については、当然異様に加入率が低いようですから、これを除くと８５．２８％ということなんですけれども、一応この全体のこの表からいろいろ話してみたいと思います。

こちらに、第５次三股町総合計画という１０年間の総合計画表があります。これの表紙の裏にありますのが平成３２年度までの１０年間を見通し、新たなまちづくりの方向性を定めた第５次三股町総合計画を策定いたしましたとあります。そして、この表紙にあるのが自立と協働で創る元気なまち三股。私は大好きな文言なんですが、この表紙の下に、町民総参加のまちづくりとあります。こういうところを見たときに、今町長のほうから、１つこういう加入率の問題にはこういう計算の方法もあるからということで、それをそのまま何かにどうのこうのの話に持って行くのは信憑性が少し欠けますよというアドバイスだったと思うんですが。私はこの今年度第５次三股町総合計画の最終年度に令和２年度が入ります。その最終年度、本年度ですけれども、この状態で自立と協働で創る元気なまちというこの言葉に照合するときに、やはりこの今手元に提出いたしました資料１の加入率というのは、この表とは大きくかけ離れるような気がいたします。大きくしめるのはやはり協働という言い方いきますと大きくしめるのはやはり自治公民館の活動かなと思います。そういった意味からですね、町長、もう１回それについてお考えを聞きたいと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この自治公民館、加入促進についてはたびたび行政事務連絡会議でも話題になるところでございます。いかに加入率を上げていくかということで、町は戸籍窓口でも加入促進の職員をおいていろいろ対応はしております。また、自治公民館の方でもできるだけ町の方からの転入者に対して、町への転入者に対して働きかけをするようお願いはしております。やはり行政と、そしてまた自治公民館、一体になったとりくみ、これが大事だろうと思います。先ほどお話しましたがけれども、稗田とか、そしてまた西植木のところのは非常に貸家、アパートが多くなかなかそのところに足を踏み入れるのがなかなか難しくて、勧誘とか非常に厳しい状況でございます。しかし、これからの時代を見ていきますと、高齢化は進みますし、やはりいつ何が起こるか分からない、そういう意味あいでは、やはりこの顔が見える関係そういうのを作っていくのが非常に重要だろうというふうに考えていますので、加入促進については厳しい中、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 町長のほうからも加入促進にはとにかく力を入れていきたいというお答えをいただきました。今日は私この場でそれについていかに深く突っ込んでいくかという

とこで入ってみたいと思います。

ナンバー 20 の表で、中原自治公民館というのが出ていますが、ここは加入率はここ 5 年間でずっと 90% 以上確保しているというのは非常に目を引きます。中原地区といえば、本町でも新興住宅地に入る地域です。地元の人が少ない地域です。なぜ、この地域が、この地区がこのような加入率が高いのかと非常に不思議でした。聞くところによると、館長の尽力が大きいということでした。その館長、岩元兼夫さんという方ですが、さっそく出向いて話を伺ってまいりました。自治公民館は、理由はそれぞれありますが、毎年館長が変わる地域、任期を決めておられる地域、何年も同じ方が務められている地域などと、それぞれ特性があります。様々な事由をお聞きしながら勉強させられました。さすがに結果を出されただけあって、現場で汗をかかれた幾つかの内容は自治公民館のあり方に迷いのない強い信念を持った人ができた現場、現物、現実、私の大好きな三現主義のもとに成り立つ話ばかりでした。大変親近感の沸く方で感心させられました。

少し紹介しますと、例えば、新築の家が建ち始めると、持ち主と思われる方に隣近所の方々は気軽に挨拶をし、気軽に声をかけること。特に奥様に。次に、この地域に来てよかったですね、住みよいところですよ、イメージアップをみんなで図る。そして、引っ越しされたら支部長は即、「すぐに入ってください」と勧誘する。だめなときは館長同行で自治公民館の内容説明に伺う。このとき、1 時間半以上は滞在しない。だめでも 3 回は出向いて説明を繰り返す。この行動は 10 日、20 日と日延びしては、加入は困難である。その場合、未加入者の生活不備な点は明確に説明しておく。こうして隣近所、支部長、館長とのつながりがしっかり形成されるのだと学ばされました。館長は人に左右されない強い信念と行動力が必要だということです。

資料 2 をご覧ください。宮崎県内の市町村自治会等加入率です。これは議会事務局に依頼して、作成してもらいました。上のほうが市、そして下のほうが町村となっております。これを見て気付いたのですが、加入率が宮崎市、都城市に次いで、三股町は 3 番目に低い。三股町、3 番目に低い加入率です。町村では群を抜いて低いです。それはご存じでしたか、また、これについてはどう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町長のほうからも話があったんですが、今回この資料 No. 2 を見たときに、県内で 3 番目に低いという状況で数字上ではありますけれども、ただ、1 つの要因としては数値的な捉え方もあるのかなと思いますが。ただ、現実、高いほうではないということは認識しております。この数字を見たときに、人口が多いところは低いというわけでもない。人口が高いところが低いというわけではないし、多いところが高いということでもないようでございますので、それぞれの自治体でもこういった取り組みをされているのか、興味があるところがございますけれども、本町おきましては後で申し述べますが、支部加入については、行政としていろ

んな形で取り組みをやってゆくという状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） この表のとおり、本当に人口が多いから低いというわけではないです。実は、そういったところは、やはり本町は低いんだというところは素直に認めた上で、そして、これを町長おっしゃられたように加入率を上げるのはどうしたらいいのか。そして、その加入率が上がらないところに横たわっている問題はなんなのかっていうところで、もう１つ、入りたいんですけども。

防犯灯についての質問です。防犯灯電気料金は現在、各自治公民館で支払われています。公民館加入者のお金で防犯灯の電気料を支払っていることになります。防犯灯は各地域において夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図るため、設置されています。低加入率の自治公民館が未加入者のほうまで支払うというのはおかしくないですか。町民として対処すべきではないでしょうか。実態は実態として認められるときに、防犯灯電気料金に対し、補助金を交付できませんか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防犯灯の電気料金に対する補助金の交付の考え方についてお答えしたいと思います。

防犯灯につきましては、平成２５年からＬＥＤ化に取り組んでおります。令和２年３月３１日現在、町内に１，７３６基設置しております。防犯灯の電気料含め、維持経費に関わる負担は自治公民館で対応していただいているところでございます。ＬＥＤ化の目的は長寿命、省エネ、経済性に優れている点から維持経費の軽減化を図るものであり、これまでの白熱灯の防犯灯と比較しますと、自治公民館の費用負担の軽減化につながったものと考えております。町としましては、新たな防犯灯の設置、条件付き修繕、更新の費用負担において、継続的に取り組んでいきたいというふうに考えております。したがって、現在のところ、電気料金に対する補助は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） もちろんＬＥＤに変わったり、そういうメンテナンスというのは自治公民館で行っていただきましたので、そういう極端にみてきました。ただ、今、最後に言われました補助金についての交付というのは今のところ考えておりませんということですが、私もそこまで調べていないんですけども、近隣の地域ではどんな状況かっていうのはご存じでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 近隣の状況ということで、最新の情報ではないんですけども、例

えば都城市につきましては、電柱への設置ですね、白熱灯、蛍光灯なんですが、これが1灯につきまして3,000円から4,000円の補助ということです。それと、そのほかに先ほど出しました維持管理等補助ということで、1年間に1灯1,700円ですね、電気料みあいということで出しておるところでございます。あと、近くといいますか、日南市ですね。こちらでいいますと、防犯灯の設置に関しましては、1灯9,000円の助成ですね。出していると。あと、維持管理、電気料等については1年間1灯1,350円の助成をしているというところで、維持経費として電気料の部分で助成をしている自治体もあれば、出していないところもある。三股町におきましては、特に防犯灯新設、そして修繕、補修、これについては全額うちの方で現在のところやっているような状況でありますので、一部、公民館に負担をお願いしているところがございますが。それと、電球が着切れた場合の交換、こちらのほうも自治公民館の方をお願いはしているところなんです。今回LEDに変えたということで、約9年から10年の寿命がありますので、そこまで必要にならなくなっているかと思っています。そういった形で、各自治体で考え方が違いますが、三股町としてはそういったものの設置、新規そして修繕、補修といったように、ある程度のお金を補助してやっていくというところに重きをおくという形でやる。全額みてるとということです。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 防犯灯を要求すると、すぐ設置してもらうんですが、その後の電気料金っていうのはその地域での支払いになっているのはもうさっき言ったとおりです。ここは、私はここんところは、も1回言いたいんですけども、低加入率の自治公民館が未加入者の分まで支払うというのはおかしくないですか。町民として税金を納めているのであれば、町民として、やはり何らかの補助金というのが出るべきじゃないかなと思うんですけど、私の考えがちょっと異常ですかね。それとも、次に、こういう手を打って補助金をなくするんだっていう方策はありますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その防犯灯と自治公民館との関わりあい、行政上でいうと、防犯とか、安全性の確保という点で言いますと、自治公民館とは関係ないじゃないかと町全体が町がみないといけないじゃないかというような考えかもしれませんが、それにつきましては、最初、基本設備、設備投資、そういったものについてはやはり行政がすべきというようにわれわれは考えています。ただ、維持経費であるところはやはり自治公民館で賄っていただければとよいのかなと。ただ、自治公民館に入れない方もいらっしゃる。同じ利益を受けているそういったところの話があわないというかズレがあることはあるんですが、行政としてはやはり防犯灯に関していえば、設備投資をすべきであって、維持管理については自治公民館ですべきではないかという

考えてございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 私、住んでいるのは上米なんですけども、上米で自治公民館の会計をしたときに、やはり電気料金で毎月1万いくらずつ防犯灯の電気料金ということで、引かれてゆきます。それを私、今、それこそそういうことについて自治公民館に入ってもらって1つの、横たわっている問題をほじくろうとか、こういう問題を解決していかないといけないんじゃないんですかっていう1つに今、防犯灯を出しているんですけども、やはり聞くときに、防犯灯ってというのはみんなを守るためにあるんだと。そして、そのためには未加入の人はそういうことは絶対ない。だから、それだったらやはり、行きつくところはもっと加入して、地域でもっと盛り上がろうじゃないかというそういう雰囲気をもっと出すべきじゃないかというところに行きつくんじゃないかと思います。

次です。今回のウイルス感染を避けるためとられた営業自粛や休業、そして、不要不急が重なり、家の片づけ等がごみ出しの増大につながったようです。質問です。ごみステーションの維持管理にどのような苦情が入っていますか。また、その苦情にどう対処されていますか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） ごみステーションの維持管理に対する苦情についてお答えいたします。

昨年のごみステーションに関して環境保全係が受けた相談件数でございますが、18件ございました。このうち、分別されていないごみや町指定ごみ袋以外で出されているごみ、いわゆる違反ごみですね、に対する相談が9件。そのほかには、都城市のごみステーションに捨ててあった、町のごみ袋に対する相談が1件、ごみステーションの場所に関する相談が2件、収集業者に対する相談が2件、ごみの出し方に関する相談が1件ございました。その個別の案件については、全ての現地に職員が確認して対応しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） その後の結果はよかったですか。すぐ対策、効果はありましたか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 1つ1つごみの不法投棄については町のほうで回収したり、指導文書を出したりしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 何回言っても変わらないというのをちょこちょこ聞くんですけども、そういうところもありますか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 個人に確認、ちゃんと文書を持ってお話に行くと、理解していただいて改善が認められているいるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） そうだと思います。回覧板とかあゆうので回したって加入してないところには回らないから伝わらないですね。そういうこともやはり加入につながってくるのかなと思うんですけど。

ところで、個人的にごみステーションを作って、ごみ収集してくださいということは可能ですか。それともそういう事例ありますか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 三股町では一般廃棄物処理実施計画において、ごみの収集はステーション方式とし、戸別収集は行わないと明記しております。ごみステーションの設置については、三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、設置申請の提出が必要でございます。また、施行規則で、ごみステーションを設置する場合は、管理者を置かなければならないとされており、設置申請の取り扱いとして、概ね１０世帯程度のステーション利用者名簿を提出していただいております。

以上のことから、町の集積においては、個人的なごみステーションの設置による回収の事例はないものと認識しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 今のをちょっと整理します。個人で収集の依頼は受けない。戸別収集はできないということね。戸別収集は受けない。しかし、貸家やアパートにおいて、ごみステーションを作りました、収集お願いしますと役場に申請されると、役場としては支部からの申請となんら変わりなく受け入れますということですねよね。ここに私、問題があるんじゃないかと思うんですけど。支部に加入しなくてもごみステーションが同じように利用できるんじゃないか。わざわざ支部費を払って加入しなくても問題なくごみステーション利用できるじゃないか。町が依頼している株式会社なかいし、有限会社南九州環境は各支部と同様にごみ収集するから、支部に加入しなくても生活に何の支障もないよ。そっちが利口だよとなってしまうような気がするんですけど、これについてはどう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 町の責務として、ごみの収集、処理運搬が課せられております。ですので、支部に入っている、入っていないは関係なしに町としては収集の義務が発生しており

ますので行っているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） ここで少し疑問に思うんですけど、最初に挙げました三股町総合計画の１０年目に当たりますよということですね。そして、この表紙に書いてあります、町民総参加のまちづくりとかそういうのがあるにもかかわらず、もしですね、さっき言ったような内容で、支部には入らんでも、少人数でもマンションでも貸家でもいいですけど、そこで作って取りに来てもらおうとした場合に、本当にさっきの電気料も払わんでいいし、そして消防団の活動費とかそういうのも払わないで、要するに区費を払わないで必要なものだけやっていけるからこれのほうがり口だよというそういうのが蔓延していってしまうと、町長、さっきおっしゃったような、加入にはマイナスの方向になるんじゃないかと思うんです。自立と協働で創る元気なまち三股と出された後の１０年間の総合計画の最終の未来像というのに対して、この指針に沿っていないような気がするんですけども。これについては。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その転入者に対する支部加入の案内、行政としてどんなことをしているかということも含めてなんですけども、それで転入者につきましては、町民保健課、戸籍を通じまして、町民室の方に案内していただきまして、そちらのほうからお住まいの地域の自治公民館の情報どういった取り組みをされているのか、そういった案内をしています。町民室で。そこに、パート職員が２名常駐していただきまして、交代で。それで丁寧に案内してもらっています。それもまたなんですけれど。その後、ご本人さんに承諾を得た後に、例えばお宅の自治公民館長は誰々です。支部長さんは誰ですという話をしながら。そちらのほうに転入されたことを公民館長にお伝えしてよろしいでしょうかと、支部長とそういった確認までします。いいですと言われましたら、自治公民館長、そして支部長には、こちらのほうから誰々さんがいついつ転入されましたということで、情報をまず提供するという流れになっています。そういったところを含めてなんですけども、昨年、行政事務連絡協議会というのがございますが、その中でうちの総務課のほうでそういった町民室で支部に加入されない方の理由ということで聞き取りをするんですね。連絡してもらいたくないとかですね、そういったもののアンケートの結果を見ますと、１番多かったのが、賃貸等の入居のためという理由が半分以上を占めているんですね。あとはアパートですね。アパートに入っているの、支部にはもう入りません。というような言い方が多いというのを、踏まえたところでそういうこともありましたので、昨年ですけれども、平成２７年度に三股町自治公民館連絡協議会と、それとあと都城市建物取引業協同組合ですかね、と三股町と自治公民館への加入促進に関する協定というのを締結しました。２７年に締結しているんですけど

も、その後、活動等がなかったものですから、そういった自治公民館の加入の拒否される方々に理由等を踏まえた上で、1番の問題がアパート、賃貸のところだなということを踏まえて、意見交換会をした中で、去年の暮れからなんですけど、こういった宅建協会にお願いしてその事務所の窓口パンフレットを置かさせていただきました。それが今日お渡ししましたこの三股町の自治公民館に加入しようというパンフレットです。これ今宅建業者の方々の事務所のほうに置かせていただきまして、三股町に住むという情報の中にこれも渡していただくというところも取り組んでいるところでございます。そういったところも行政としては、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 愚問かもしれませんが、職員の方の加入というのは。加入率は。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員は三股に住んでいる方、都城市に住んでいる方、そのほかいらっしゃるんですけども、数字的なものにつきましては、十数年前に調べた経緯があるんですけども、直近の数字的なものは把握しておりませんが、ただ、私としましては、もちろん先ほど言いましたように、まちづくりは町民との協働ということなので、行政からお願いする部分が多々あるわけですから、そういった面では皆さん入っていらっしゃるというふうに確信しております。昨年も行政事務連絡協議会議の中でもそういった意見が出ました。職員の中にも支部に入っていない方がいらっしゃる方がいるんじゃないかということもその時に入っていると思います。もし入っていなかった場合については、地元の方々公民館の方が連絡くださいと。もし入っていなければこちらのほうが指導をいたします。という形でしております。ただ数字的にはちょっと把握していません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、課長回答されましたけど、職員の方というのはやはり率先して地域のリーダー的な存在であると私は思います。ですから、まちづくりはやっぱり率先してやるぐらいのそういった気持ちであられてほしいと思います。

以前、先生方が三股町に小学校、中学校の先生方が転入されときの辞令交付式というのがあって、それに参加したんですが、そのとき教育長の言葉に先生方に言われた内容は、これは辞令交付式の言葉には入っていませんけど、先生方、皆さん、三股町にお住まいの方は必ず支部に入ってくださいねというのをお願いされました。すごいなと思いましたけど、あいう場でそこまで

言われるということで、やはり先生方、そして職員の方というのは地域でやはりリーダー的な存在ですので、私もそう思いますし、引っ張って行く立場でもありますので、ぜひそういうようなそういう気持ちで。いろんなネットなんか見ますと、これは任意だから自分の判断でいいんだよというそういう逃げたようなそっちのほうな悪知恵って言ったらいけませんけども、そういうのではしにかけるところがあります。それはやはり町長、これですすよね。協働で創る元気なまち三股。やはりこれだと思います。自立っていうのはあくまでも自立するというのは都城と合併しなかったんだ三股。独立してやっていくぞ、独自でやっていくぞという気持ち。そして、協働でっていう、あの協働の字っていうのは、同じ目的に向かって一緒に働こうという字でしょう。そして、創るっていうのは、地方創生の創っていうのは新しいものを創っていこうというそういう気持ちで元気なまち三股ですけど。実は、その辺はものすごく自分の指針になっています。それらがまちづくりの基本だと思っていますので、やっぱりゆるがない、ここにかえて、いろんなものを判断していくべきじゃないかと思いました。

次の話にいきたいと思います。2番目新型コロナウイルス感染症対策、新しい生活様式の実践ということで、令和2年度、今年度から本町放課後児童クラブの利用料金、開設時間に変更になり、民間同様利用者全員に利用料金を負担することになりました。以前からクラブ内の生活環境や支援員不足等に問題があったように思います。民営に比べると対策にてぬるさを感じます。資料3をご覧ください。三股町児童クラブ11か所の状況です。11か所ありまして、登録児童数が令和2年5月1日時点でそこに書いてあるとおりの数字です。そして、支援員の数字が1,000人でそこに入っている数字でこういった状況が現状です。これは福祉課、児童福祉系の管轄で、これ資料を出していただきました。三股町放課後児童クラブの中で梶山小学校、長田小学校は6年生まで、ほかは3年生までが対象となっております。今回、新型コロナウイルス感染症対策に対して、当放課後児童クラブで取られた感染拡大防止の措置とはどんな内容でしたでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まず、衛生資材、配備の措置として全児童クラブに消毒液と放課後児童支援員用のマスクを配布し、不備が生じないよう常に町から必要な衛生資材を供給しています。児童クラブ運営上の措置としては、マスクの着用や手洗い、アルコール消毒を行うことにより、感染を防ぐ対応をとっております。また、保護者に対し、体調の悪い子供は児童クラブを利用できない旨の呼びかけを行い、併せて利用前の検温を依頼しています。さらに、児童クラブ利用中の子供の検温や観察を実施し、発熱等が見られた場合は、保護者へ迎えに来てもらうなど、子どもの体調への配慮を行うことによって、感染防止につなげていきます。3密を避ける措置としては、室内の換気を行い、食事の際は子供たちが向き合って食事をとらないようにするなど、工夫をし、学習の際は席の間隔をあけています。また、新型コロナウイルス感染症、緊急事態宣

言中の措置としては、できるだけ人と人との接触機会を減らす観点から、家にいることが可能な保護者に対して、児童クラブの利用自粛をお願いする要請を行ったところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 今の説明に引き続き、資料４をご覧ください。この資料４に出たのが、第２地区交流プラザ放課後児童クラブの現状です。この写真は令和２年５月２１日現在の状況です。１番上が学習エリアの状況で、３段の窓が見えますけど、この１段目２段目ははめごろしです。要するに、ガラスが窓があるだけで、開けも閉めも全然できない状態。３段目、１番上のところですが、これは排煙窓といって、開閉ができるようになっているんですけども、その駆動部が壊れていて、操作ができません。ですから、ここはもう全くの締め切りの状態です。問題としてはやはり換気ができないという状況であります。そして、下の遊びのエリア、隣の部屋になりますけど、ここは網戸サッシが外れてて、ましてや網が劣化してはがれている状態です。もうほとんどの網がはずれています。網が破れていました。周辺が農地のためもありますが、非常に虫の侵入などもありまして、窓は開けられない状態というのが現状でありました。これら事例を確認された上で、是非優先順位を決めて対処していただきたいと思います。

実は、先々日に行きましたら、網戸についてはすぐ業者が来たということを聞いておりますけど。えらい早い対応ですが、これは交流プラザだけですけれども。

あと、三股小学校の放課後児童クラブなんですが、ここは定員６０名。夏休みに出向いたときに、エアコン設置とともに大きな問題を指摘しました。昔はあの、三股小学校というのは運動場の近くに図書館があって、そこが今放課後児童クラブになっている。ですから、入口が本当に１か所あるだけで、そこに６０名入るといって、そうになっているんですけど。万が一、不審者が侵入となった場合に、私はそっちを心配したんですけども、遮るんだったら１か所だからそこを遮るっていういい面もあるかも分かりませんが、そこに来て騒ぐなどかなった場合に、逃げる箇所はない。出入口が１か所ということで、そして、窓のほうからといっても、窓の下は２メートルくらい下に土間がありますので、そこからは逃げられないし、ましてはトイレに行くにも遠く回って行く状態でありますので、ここの環境を１つ、以前となんら変わってないなというのがあります。夏にはスポットクーラーをすぐ付けていただきました。それは助かりましたけれども、こういった感じでいろんなフィードバック、言葉はいけなかったかもしれませんが、対処すべきところはもっとあるような気がいたします。これは１例です。

そして、３番目の今後コロナ感染対策に加えて、いよいよ梅雨時になってしまいましたが、この梅雨時の避難場所での対応、３密を避ける環境、これについては全議員が、より深く質問をしていただきまして、もう重なりましたので、ここは省略したいと思います。

続きまして、最後のふるさと納税についての取り組み強化ということで質問していきたいと思っています。まず、お聞きします。ふるさと納税の本質とは何でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、ふるさと納税の本質についてお答えをしたいと思います。

ふるさと納税は都市と地方の格差を是正しようとする目的で始まったものでございます。都市部に住む人々が自分の出身地であったり、自分の好きな地域を応援したいという目的で寄附するというものでございます。したがって、納税と名前がついているものの、実態は寄附でございます。寄附金控除として税金が軽減されるという制度でもございます。また、ふるさと納税をする際に、その使い道を指定することもできますので、自分の応援したい地域があって、支援したい事業があるからこそ、ふるさと納税をするというのが本質ではないかと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今、課長のお話しと重複するかも知れませんが、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に、生活の場を都会に移し、そこで納税をしている。その結果、都会の自治体は税収は入るが、自分が生まれ育った故郷の自治体に税が入らないことになる。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育てくれたふるさとに自分の意志で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかとというのがふるさと納税ですというのを見ましたので、発表しました。

資料5をご覧ください。企画商工課のほうから出していただきました。ふるさと納税の推移です。平成25年から5年間の金額と件数で1番上に表があります。平成26年度、西暦でいうと2014年ですが、ここで一気に一桁、金額が上がっているんですが、これは例のあれですか。牛1頭のときですかね。そこで、ちょっとした新聞記事、見ましたので発表しますと、2014年の4月4日、宮崎日日新聞の記事に次のようにあります。「三股町ふるさと納税者へ、宮崎牛1頭、開始直後に予定額到達。三股町がふるさと納税を増やそうと大口寄附者に最大で宮崎牛1頭分の肉を贈る取り組みを始めたところ、受付開始直後に用意した3.5頭分1,100万円分の申し込みが寄せられた。当初、6月まで募集する予定だったが、予想外の反響の大きさに同町が驚くとともに、新たな予算を確保した上で、追加の募集ができないか検討している」とあるんですけど、これは金額の上がったとこなんですね。これは中止になったんですね。あと、なんで、なんで中止になったんですか。通告にありませんので、答えられる範囲で。質問の内容はふるさと納税の本質は何でしょうっていうのが質問ですね。そして次に、ふるさと納税額、受入額の推

移と目標額の提出っていうので質問で新たに今、出しています。その中に、今、出してもらった資料の中に急に一桁になっているんで、ひょっとしたらこの牛1頭のときかなと思って、もし知っていらっしゃる範囲だったらお聞きしたいなと思ったんです。

○議長（重久 邦仁君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） ちょうど私が25年度地域政策室でふるさと納税が始まって担当だったんですけど、当然始まったばかりで全くの知名度がないということで、いろいろその中でアイデアを出そうということで、当然三股町は牛肉が有名ですけど、中村肉屋さんもあるということで、相談したところ肉は1枚5,000円コース、1万円コースとかいろいろあったんですけど、インパクト欲しいなあということで、牛一頭というのを。これはもともと大相撲で九州場所で宮崎県知事のやるのを見ていいなということで発案した。新聞に取り上げられまして行っただけですが、これがなくなったという理由は、というのは当然こういうのがどんどん過熱して行って、還元率とか金額とかいろいろ問題になりまして、牛1頭がちょっと条件に合わなくなっているというのがあります。あと、供給がおいつかないというのがありまして。あと、ちょうど三股が始めた後にあちこちが始めたというのがあって、なかなか目立たなくなったというのがあっていろんな紆余曲折があって。今はもうご承知のように、寄附金の3割ですかねというのが決まっていますので、当時は、そういう制限がされて、都城市があったように7割、8割還元率があるところがありますし、ということです。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 分かりました。ありがとうございます。

以前、議会の中である議員がこのふるさと納税の件で町長に対して、本年度の明確な目標額を教えてください、幾らですかという質疑があったと思います。そのときに町長は具体的に本年度の目標をおっしゃられた。確かそれ1億5,000万だったですかね。というような数字的回答をされました。その目標に向かって努力をしまして、やはりそれなりの結果がありました。ただ、その出された目標金額そのものが妥当であったかというのは別問題としまして、やはり目標値に向かって努力するプロセスは大事ではないかと思います。「はい、出しました、結果はこうでした」じゃなくて、目標値に向かって、時間を追って、今はまだこういう状況だぞ、これだと達成できないぞとか、やはり月日を追いながらいろんな手を加えていく。そして、目標に向かっていくという「PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクション」のこれを回しながらやっていくのが、そういった力をつけていく継続性ではないでしょうか。そう思いました。目標達成への具体策として何が挙げられますかということで質問項目で挙げておりましたけど。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、目標額達成のための具体策についてお答えいたしま

す。

本町の場合、ふるさと納税のポータルサイト、インターネットの入口としまして、3つございます。1つは、町オリジナルのサイト、あとの2つが全国的にも大手になります「ふるさとチョイス」と「さとふる」というサイトでございます。本町のふるさと納税の9割以上がこれらのサイトからの申し込みとなっております。そこで、まずこれらのサイトをうまく活用していく、充実化を図っていく必要があるかと考えます。特に、大手の2つのサイトにおいては、登録自治体も数多くございますので、露出度を高める工夫も必要であるというふうに考えております。具体的にはトップページの最新情報に取り上げてもらえるよう、新たな返礼品の追加であったり、変更の内容などを定期的に行い、より人の目に触れるようにしていかなければならないと考えております。

また、寄附者は寄附金の使い方や魅力ある特産品など、様々なインターネットの専門サイトを利用して、比較しているかと思われます。より魅力的で同感していただけるような使い道と他と差別化を図れるような独自性のある返礼品について検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 現在、ふるさと納税人気都道府県トップ5といいますが、ベスト5に宮崎県は入っています。ふるさと納税の受け入れ額の大きいベスト10団体に都農町、都城市が入っています。もちろん、こういうところに競争して三股町もつてということは考えていません。ちょっと思うのですが、霧島酒造というのは全国展開しているわけですけど、霧島酒造の材料は三股でもいっぱい唐芋を提供しているんですよね。そして、従業員も霧島酒造にはいっぱい三股から勤務しているんですけども、そういう行政は別でも、生活圏が一緒だったらその商品は返礼品としては利用できないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 残念ながら、三股町にはそういった酒造蔵といえますか、お酒を造るところがございません。そこで、大変魅力あるお酒の返礼品ということで霧島酒造にもこちらの町内で造った芋なんかを出荷しているわけですけども。あくまでも町内というか、区域内にある工場を会社等で加工したというのが条件になってまいりますので、残念ながら霧島酒造の製品を返礼品に使用することはできませんでした。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） はい、分かりました。先ほど、通告にはなかった回答で副町長か

ら大相撲と言っていたんですけど、ああいった発想ですよ。大相撲を見ていて宮崎牛がばんと出たというので、あれこれ絶対目ひくぞっていうああいうような三股町独自のその発想というときに観点変えたときに、例えば納税額の額を競争するんでもない、そしてものじゃないとなると、もっとソフト的な三股町を生かした、例えば、これはあくまでもまだ全然具体的なあれはないんですけど、考えとしてはそういったものじゃなくて、体験チケットみたいな。例えば、三股町で今有名なのとすると、例えば陶器体験とか、それとか農業体験とか、それとかよく町長も胸張って言われます文化系ですよ。郷土芸能、三股はこれほど郷土芸能あるんだよっていうそういうもののいろんなそういうのを箱詰めしたようなチケットみたいなものの返礼品というのを考えてもいいんじゃないでしょうか。これについては、例えば町長そういうのは初めてかもわかりませんが、そういうちょっと視点を変えて、三股町のよさをそういう返礼品に入れていくとなると、例えば最初にふるさと納税の本質はなんぞやと出したように、ある日三股町から出て行った人が懐かしいなと思いながら、子供たちの夏休み九州に行かせてみようかなとか、いろんなそういうところもくすぶるようなことになるんじゃないかと思うんですけど、この発想はどうでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ありがとうございます。いろんな発想をもって、このふるさと納税の応援をいただきたいなというふうに思います。今、本当に各自治体も3割までの競争という形になっていますので、いかにその自治体の魅力をアピールしていくか、そのあたりをどうつないでゆくか、非常に重要な要素になっているのかなというふうに思います。そういう意味合いではそういうソフト面の部分のところをより洗練して提案していく、そういう部分も重要だと思います。ただ、やはり我が町宮崎県は人材供給県なんですね。ですから結構地域から都会へいらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思います。ですから、そういう意味合いではやはり町民1人1人を含めて応援をしていただきたいなということ。自分の息子、孫、そういうことからやはりこのつながりをそこから応援していくのが確実に底辺が広がっていく、よさになっていくんじゃないかなと思います。

さきほどの公民館の加入率もそうだったんですけども、やはり公民館に加入する中で、住宅、アパート、その家主さんというか、そういう方たちがやはり地元なんですね。地元の方もいらっしゃる、まあ、よその方もいらっしゃいますけど、その家主さんが公民館に入らないと、アパートには入れませんよと。宅建業者は仲介業ですから、宅建業者に我々お願いするんですけど、地元の方々からそういうふうな状況をつくってくださると、非常に加入率も高くなってくる。あるところでは、上米の方だったですけども、その家主さんは入らないと家は貸しませんよということで、全員その人は入っていただくそういった風に地元の皆さんとの協働というか拡大、

そういうふうな自治公民館の加入もそうですし、そしてまた、ふるさと納税も地道にやっていきたいなど。そういうふうに言われるような形での取り組みも新しい商品開発、それも一生懸命やりたいと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（５番 福田 新一君） 町長から今振り返っていただいて、私もそれに加えてじゃないですけれども、やはり地域でうちの自治公民館入ってください、入らない、そういう当事者同士の話よりも、当事者ですね、お互いに２人での入る、入らないじゃなくて、やはりこれは第三者的に行政としての重要な役割があるような感じるんです。第三者というか、町としてはこういうことを目指すんですよというのが立場でものが言える立場なのはやっぱり行政のほうですから、その役割というのは本当に重要だと思いますので、是非それを職員みんなそういうのを本当に真剣に考えて、第５次三股町総合計画最終の年度になっていますので、その辺の結果を出すために本当に向かって尽力尽くしてほしいなと思います。

これを最後にしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は明日１２日金曜日に行うことといたします。

_____・_____・_____

○議長（重久 邦仁君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後４時１２分散会

令和2年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和2年6月12日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和2年6月12日 午前9時57分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10 番 上西 祐子君
11 番 重久 邦仁君	12 番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前9時57分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言順位6番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） おはようございます。このたびの新型コロナウイルスの猛威というのはあっという間に広まりまして、日本では累計感染者が昨日現在、6月11日現在で1万7,292名、死亡者数922人で、初期のクラスター潰し、非常事態宣言、学校休業、ステイホームを守る真面目な国民性などにより、現在の段階では早い段階で抑えられたという専門家の見解が出ておりました。しかし、世界のほうでは昨日6月11日現在で714万人に達し、死亡者数も40万人となっておりまして、なかなか数字がぴんときませんが、世界ではまだ1日に10万人以上の新規感染者が出ているというふうな状況でございます。まだピークアウトの兆しは見られていないという深刻な状況が続いているというのは世界の状況で、日本にも第2波、第3波が押し寄せてくる、そういうことを想定しなければならないというふうに考えられるわけがあります。

よく比べられる大正7年発生のスペイン風邪、いわゆるインフルエンザですけれども、全世界で4分の1が感染し、5,000万人以上が死亡とも言われております。そのときの日本の状況は、日本人の半分が感染し4年にわたり流行したということで、つまりワクチンがなければ流行は続くということを示しているというわけであります。

今回の新型インフルエンザ、最も大変だったのは医療現場であります。テレビ、新聞などの報道のとおり、医療現場は戦場のような危機的状況だったということで、医療従事者は自分も罹患するかもしれないという状況で責任感を持って対処し、家に帰ると家族にうつしてしまうかもしれないという危機感から、医師も看護師も家に帰らずに医療現場で日々コロナとの闘いを行って

いたと。そして、現代の医療でも助けられなかった方々もいて、その場に立ち尽くす、そういう、憔悴しきった映像に現実の厳しさと医療現場の厳しさというのを感じましたし、またそういった方々に感謝を忘れてはならないなあという気持ちになりました。

昨日の議員も言われておりましたが、町のほうでは新型コロナ対策による町民への文書配布、給付金等の関係で、職員が夜遅くまで作業を行ったり、土日休日も受付業務を行い、トラブルもなくスムーズに進めてくださったことと聞いております。職員の皆さんには本当によく頑張ってくださいましたことに対して感謝を申し上げます。ここにいる議員みんな同じ気持ちだというふうに思います。三股町の行政職員の頑張り、きっと町民に届いているというふうに思っております。

それらのことを踏まえた上で質問に移ります。

新型コロナウイルス問題における影響と対策について伺います。

まず、経済問題、経済対策。今回の新型コロナによる非常事態宣言の影響は、社会経済にかなり深刻な影響を与えており、三股町の商店や飲食店、小規模事業者、中小企業もかなり影響を受けています。そのため、今回の三股町独自のみまたん事業者おうえん給付金は多くの事業者から10万円が経費に充てられて助かったという声を聞いております。

そこでお尋ねいたします。

まず、みまたん事業者おうえん給付金の予定数と申請を受けた事業者数をお尋ねいたします。

続きは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。新型コロナウイルス問題における影響と対策ということで、この経済対策に絞りまして本町で独自に実施しましたみまたん事業者おうえん給付金の予定数と申請を受け付けた事業者数についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の経営安定化を図るため、売上高等が減少し企業活動に支障が生じている中小企業者等を対象に10万円の給付金を交付するものでございます。予算組みの段階での申請予定数は600件としており、この件数は町内事業者約800件のうち半分以上は影響を受けているのではないかという予測をしました。その中でそれよりも多めに試算した600件ということでございます。

本事業は、5月31日をもって申請受付を終了しておりまして、申請受理件数は486件となっております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 800件のうち486件ということで、15%の落ち込みがなか

ったところはいいと思うんですけども、県や国の給付金などの情報と間違えたり、5月の状況までというようなことだったので、5月までを見て6月に申請しようというふうに思っている方、またそれがその時間までに届かなかった、情報が届かなかった方、その辺りの救済措置として1か月程度猶予を持ってもよかったんじゃないかなあ、またこれからそういうふうな方がいたら救済措置を考えてもいいんじゃないかというふうに思うわけですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 昨日の答弁の中でも申し上げたところでございますが、なるべく早く申請のほうをしていただいて、できる限り早くお手元に現金を届けたいという気持ちから5月31日までという期限を切らせていただいたところでございます。確かに5月の比較となりますと、5月中の申請というのは非常に難しいかとは思いますが、そこら辺の問い合わせもたくさんございました。その回答としましては、5月中は見込みとして申請していただければということで回答をしたところでございます。実際、5月を過ぎてからの問い合わせというのも確かにございました。ただ、数は非常に少なくて数件ということで、5月中にもう締め切っておりますので大変申し訳ございませんということを説明したところ、納得していただいたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今お話があったように、やはり忘れていたとか何かと勘違いしていたというふうな方はやっぱりいらっしゃるというふうに思います。そういった方も救済をしてほしいなあというふうな思いがありますけども、そういう、それはもう全く救済できないというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今後、今国のほうで第2次の補正予算というのも今日、本日可決される見込みでございますけれども、そういった中で第2弾というようなことを打ち出せていければ、また国とか県とかも現在計画が流動的でございますので、被らないような計画というのが立てられればまたそこら辺の救えなかった事業者の方々を救うような施策も検討してまいりたいと考えます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それはそれ、これはこれなんですよね。やはり15%で10万円、それはやっぱり期間があって、あの大変な中頑張っていらっしゃる方はいて、苦しんでいらっしゃる方はいて、そういった方も救済できないというのはあまりではないかなあというふうに思い

ますけれども、その辺は町長はいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私もこの件で、5月31日ということで一応締切りは必要だなというふうに思っています。要するに、必要な方はやはりそれなりにせっぱ詰まっていれば電話一本でも問い合わせをしてくとか、それが普通かなあと。余裕がある方ではなかったのかなというような感じも持ちますけれども、しかし相談していただければどういう事情なのか、またお話を聞いて判断をしたいなというふうに思います。でもやはり何でもそうですけれど、困っていればやっぱし一刻も早く問い合わせをしていただく、それが大事かなと。やはりいつまでもできますよというのはいかななものかなというふうに思いますので。その辺りはもしそういう方がいらっしゃったら電話一本でも相談してください。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 相談をすれば救済をしてくださるという話になるのでしょうか。（「そういう方がいらっしゃるんですか」と呼ぶ者あり）そういう方がいらっしゃればという……。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 架空の話じゃなくて、実際あれば相談していただければ、どういう内容なのか実際お話は聞いてみたいなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 分かりました。じゃあそういう方がいらっしゃったら相談をさせていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

新型コロナウイルスの関係というのはこれまでも大変であったわけですがけれども、これからやはり何が起こるか分からない。同じような経済状況になるというふうなことは、相当時間がかかるというふうに思います。みまたん事業者おうえん給付金の第2弾というものは考えていらっしゃるのか。国の第2次補正予算も今衆議院のほうを通過して参議院のほうでやっておられますので、そういったことを考えていらっしゃるのかどうか、お聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） みまたん事業者おうえん給付金の第2弾についてのご質問ですがけれども、現在のところ国・県が行う支援策、そういうのがだんだんと見えてきましたけれども、それらを注視しながら、被らない範囲内での支援策を今後検討していきたいなと思います。今回の国のほうでは、家賃補助事業関係に1兆円、それでまた新しい生活様式の確立に1兆円というように形で、その辺りの配分がどうなるのかその辺りはまだ見えておりません。ですからそのような

状況等を勘案しながら、町として何を打ち出すか、この辺りは町内に経済対策部会というの設けておりますので、その中で検討させていただきたいと思います。

それと、県のほうで今回の6月の補正予算としても、計上していますけれども、プレミアム商品券ですけれども、そちらのほうも今回計上させていただきましたけれども、県が20%、町が10%の30%のプレミアム分を上乗せした商品券の発行、こういうものは議会終了後に早速取り組みたいというように考えています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次の質問も先におっしゃったわけですが、30%のプレミアムがつくというようなことで、恐らくこれはかなり人気が高まるんじゃないかなあというふうに思います。前もっての予約で対応されるというふうに思いますけれども、以前のように人がたくさん並ぶようなことがないようにやっていただきたいというふうに思います。

次に、教育現場のお話を質問したいというふうに思います。

新型コロナにより長期にわたる休業があったわけですが、授業の遅れ、習熟の確認、そういったものはどのように進めていくのか、お尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

本来、臨時休業期間中の指導すべき内容の遅れへの対応につきましては、学校再開後に補充指導期間を設けまして、進度の遅れを取り戻したり、2学期や次年度以降に指導予定の関連単元と併せて指導したりする対応を行っております。

児童生徒の習熟度の確認につきましては、授業中の観察や小テスト等を確認して、1単位時間や單元ごとに児童生徒一人一人の学びに対する評価を確実に行うようにしております。習熟度が低い児童生徒には、実態に応じて個別指導を計画的に行うようにいたします。学校内での指導が原則でありますけれども、必要に応じて家庭との連携を図るなどして、個に応じた学習が適切に行えるようにしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 長期にわたって子供たちが学校を休んだというようなことで、保護者のほうではやはり、特に一番上のお子さんとかは比べることができないわけですから、大変心配をされている方もいらっしゃるわけです。今お話がありました習熟度の確認、そういったものは、学校単位で行うというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学校単位といいますよりも、一人一人の児童生徒について行うということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、タブレット端末の件に移りたいと思います。

タブレット端末を活用している2校、梶山小と長田小でありますけれども、休業時のタブレットの活用というのはどのようなものであったかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 昨年度に長田小学校と梶山小学校につきましては、児童一人一人タブレットを整備したわけでございますが、長田小学校では高学年の全児童に学校で使用しているタブレットパソコンを家庭に持ち帰らせ、課題プリントとともに家庭での学習で活用できるようにいたしました。タブレットパソコンには通常の授業でも使用する電子ドリルがダウンロードしてありまして、日常の授業に近い形の家庭学習が行えるよう活用を図ったところでございます。

梶山小学校での活用につきましては、当初より長田小学校の家庭学習の運用試験結果をもって、今年度5月頃より家庭での展開を開始するという予定であったため、今回は見られなかったところでございますけれども、今後も非常時に対応できるように準備を進めていくことにしております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 効果というのは聞いていらっしゃるのでしょうか。効果があつた、なかった、タブレットを使ってよかったとかそういうふうな声というのはどんな感じで入っているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） タブレットは通常の使用におきましても、児童が自分の進度に応じて電子ドリル等を通じて学習できるということですので、特に効果がなかったというような声は聞いておりません。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今後の課題として、オンライン授業とかそういったものも考えられるわけですが、そういったものを検討すべきではないかと思いますが、その辺りは教育長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） オンライン授業というのを、通常学校で行う授業に各家庭の児童生徒がインターネットを介して参加するという形で捉えますと、現段階では各家庭のネットワーク環境が異なることや児童生徒の発達段階、特に小学校低学年児童の学習意欲が長時間維持できないといった理由から、全家庭での実施に向けては今後様々な検討が必要であると考えております。

一方で、インターネットを介して児童生徒の学習を支援するオンライン学習につきましては、現在町で教育研究所を設置しておりますけれども、研究所においてオンライン学習班を立ち上げて、現段階での実施の可能性を探っているところでございます。具体的には教師と各家庭の児童生徒、五・六名を、インターネットを介し双方向のやり取りができるような環境を整え、学習への支援を行うようにするというものです。

今後、再び臨時休業となった場合も想定し、町教育研究所においてオンライン学習を通した児童生徒の学びの保障に向け、教科や単元、指導方法など具体的・実践的な研究を進めていくことにしております。

なお、梶山小学校のホームページがございますけれども、その中に6年生におきまして、校長室と6年生の教室をつないで、児童が校長先生の話聞くということをやっております、アプリケーションはズームを使っておりますけれども、その模様がホームページに掲載されてありますので、参考までにご覧になっていただければと思います。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 先駆的にやられている、オンライン学習班というのが三股町にあるというのを今初めて聞きました。本当に先駆的に取り組まれているというようなことに敬意を表します。

やはり第2波、第3波というようなことを考えると、同じような状況が来るということを考えると、やっぱりそういったことをやっていくべきだろうなあというふうに思っておりましたので、もう先んじてやられているんだなあというようなことがよく分かりました。ありがとうございます。

今回の休業によりまして、専門家の指摘で不登校が増えるんじゃないかというふうなことが、出ておりました。そういった対策がなされているのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 昨日、内村議員にお答えした内容とちょっとかぶりますけれども、最近では5月11日から15日の期間、町内全児童生徒を対象に臨時休業期間の長期化に伴う心身の状況把握のためのアンケートを実施いたしました。臨時休業期間中の不安や心配に対する設問の主な理由として、友達に会えないこととか、新型コロナウイルスが心配、あるいは家庭内の不和がストレスといったものが上げられたわけでございますけれども、アンケート後、不安や心配がある児童生徒に対しては、学級担任が受容的・共感的理解を基にして、個別に対応を行っております。

友達関係につきましては、学校再開後においても定期的の実施しているアンケート等を活用す

るなどして、見届けと支援を継続しております。また、新型コロナウイルス感染症に対する不安等に関しては、新しい生活様式といった感染予防の情報を示したりしているところでございます。これは、6月中に今全児童生徒に各学校で行うということにしております。また、家庭内不和といったものにつきましては、関係部署や関係機関との連携を図りながら適切に対応しているところでございます。

今回は重篤な対応ケースの報告はございませんでしたが、町教育委員会といたしましては今後も引き続き児童生徒に対するきめ細やかな対応を行うとともに、見届けが必要なケースについては、全職員が共通理解し、見守っていく体制づくりを指導していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ということは、不登校が増えたというような、そういう事例というのは見られていないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 今のところ、この長期の休業が直接的な要因というものは把握しておりませんが、ただ軽度のちょっと登校渋りとかいったようなものはやはり見られておりますので、それはもうその時々で解決をしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 国のほうで第2次補正予算、衆議院のほうで通過をしまして成立しました。今参議院のほうで審議になっております。その中に学校の整備に係る予算が入っておりますけれども、三股町では今後どのような整備を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） ご質問のとおり、国の第2次補正予算案の中に児童生徒の学びの保障を支援するための関連予算が計上されております。この中で、本町に関係するものとしたしましては、人的体制の整備及び物的体制の整備に係るものがございます。

まず、人的体制の整備につきましては、学習指導員の追加配置や教材プリントの印刷等、担任の補助的な業務を担うスクールサポートスタッフの追加配置といった内容がございますけれども、これは、町内の各学校に希望を調査いたしましたところ、今のところ希望はないというところでございます。

次に、物的体制の整備につきましては、6月3日付で文部科学省より交付要綱が示されまして、6月4日に県教育委員会から町のほうに送付されたところでございますが、それによりますと、当初1校当たり100万から300万といったものが示されておりましたが、よく見ますと資料にはイメージというふうに入っておりまして、補助対象経費の上限額は、児童生徒1人当たり

340円となっております。補助率が2分の1で170円が補助単価になるということで、計算いたしますと本町分としましては、94万3,000円が補助対象経費の上限額ということになります。本町では学校における感染症対策として、消毒液やマスク、非接触型体温計等の保健衛生用品等の整備を進める必要がございますので、各学校の実情に応じて、体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 私も100万から300万と思って、ああ、かなり整備されるなあというふうに思って、質問の準備としましては学校の教室で、夏は窓を開けて換気というのは容易けれども、冬だと窓を開けたまま授業というのは厳しいわけですので、冬の対策も今から考えてはどうかというようなことを質問として準備しておりました。今の状況聞くと全くそういったものは使える余地もないというようなことになりますので、またそういったことは別個に考えていただきたいというふうに思います。

ほか特になかったでしょうか、そちら。この件に関して。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この分につきましては、確かに消耗品的なものが補助の対象になっているということで、例えば換気のためのサーキュレーター等は対象外ということになっているんですけども、本町では空調整備しておりますので、夏は冷房、冬は暖房といった形での使用もできますので、今あるものを効果的に活用して対応してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 次に移ります。役場駐車場のラインについてであります。

普通自動車、大きいバンタイプや大型のオフロードの車も多い現在、駐車場の間隔が狭いと、乗り降りに支障を来す場合もあります。高齢者にも優しい二重ラインにすべきではないかなあというふうに思うところであります。

これは実際にあった話であります。大きな、かなり大きなオフロード車で来られたんでしょうね。前で、乗れずに待っていらっしゃったんですね。よく見ると横のほうに、どっちからも乗れないような状態になって、すぐほかの方が来られたんですぐ乗れたわけですけども、ああ、こういったこともあるんだなあというようなことを感じたところであります。また駐車が得意でない方は一方に寄ってしまったみたいなことで、乗り降りにも苦労されている方もいらっしゃいますし、またぶつけてしまったというふうなこともあるかというふうに思いますので、今もう結構二重ラインというのが定着してきておりますので、そういったことも今後考えられてはどうかというふうなところでございます。質問です。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 役場駐車場の二重ライン化の考え方についてご説明申し上げます。

ご質問を受けまして、役場駐車場の実際の1台当たりのスペースをちょっと確認させていただきました。幅×長さでございますけども、2.2メートル×4.3メートル、また2.1メートル×5メートル、また2.1メートル×4.5メートル、それぞれレーンごとにスペースが異なっているというのが分かったところでございます。

まず、一般的な1台当たりのスペースにつきましては、幅2.5メートル、長さ5メートル、車路幅——回転する車の幅ですけども、5メートルであるそうです。また二重ラインにつきましては、スペースとして単線のとときと変わらず二重線の内内の寸法は狭くなっており、その目的はスペースの中心にいかにか車を駐車し乗降をスムーズにするための効果を図るものだそうです。

ご質問に関しましては、車の乗降に際し、高齢者や障害者、妊婦、幼児等の安全性及び利便性の観点から、改善すべき事項と考えております。しかし、先ほど述べましたとおり、現状は簡単に二重ラインに改造できる状況にはありません。また、駐車台数の縮小が余儀なくされることから、駐車場の路面舗装を含め全面的な改修が必要でありますので、二重ラインスペースの必要数や費用等から取り組める範囲を検証しまして、判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 線が薄くなったときに引き直す段階でも全然いいと思うんですけども、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

SNSによる書き込みにより、精神的に追い詰められて自殺が、という痛ましい出来事というのが社会問題になりました。今はやっぱりSNSというのが社会に定着しておりまして、自由に書き込みができるわけでございます。だからこそやっぱりネットリテラシーというルールを自分の中で理解をして使い方を、SNSの誹謗中傷問題というものは重く受け止めなければならないというふうに思っております。

そこで質問ですけれども、社会問題化しているSNSによる誹謗中傷問題、行政として職員のネットリテラシーの指導というのをやっているのか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） お答えいたします。

これまでに、ネットリテラシーに限定した研修・指導等は行っていない状況でございます。

今後の取り組み方についてご説明申し上げます。

まず、SNSとはということで、ソーシャルネットワークサービスの略語で、人と人との交流を手助け、促進するためのインターネット上のサービス、そして社会とのつながり、コミュニテ

ィーを構築するものであります。特徴としましては、情報の発信・受信、多くの人との交流ができ、具体的には自分のプロフィール作成や発信、リアルタイムでの会話、情報の共有、投稿に対する意思表示、仕事上の企画・広報等ができます。一方で、不特定多数の人に個人情報無断で掲載することや、誹謗中傷の横行、データの完全消去が不可能である等のデメリットが存在しております。

ネットリテラシーとは、インターネットの利用時に情報や事象を正しく理解し、適切に判断・運用を行う能力の必要性を示すものでございます。SNSのデメリット部分に陥らないためにも、自らしていることがどれほど危険なことであるかを自覚しながら、サービスを利用することが必要と考えております。

仕事上におきましても、インターネット上のサービス利用量がますます増える中、今回の事件を契機に、正規職員、会計年度任用職員に対し、毎年実施しておりますセキュリティー研修を通じて、ネットリテラシーの意義について確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ネットの問題というのは、批判とか指摘と誹謗中傷の線引きが非常に難しいというふうにも言われております。今後やはり社会的におかしいというものは、ルールを決めていくべきだというふうに思います。例えば、三股町の職員が飲酒運転をした場合にはやはり罰則があるわけでありまして、三股町の職員がSNSによるデマの書き込みをして何か社会的に問題になったというふうなときに、現在どのように対処する方法というか、処罰する方法というのは何か今あるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 情報の管理という部分におきましては、それぞれ規律と規則、そういうのがありますけれども、この誹謗中傷、書き込み等に対する職員の不正といいますか、間違った行動に対する具体的なところの取決めはなされていないところでありますが、現状としましてはそれに準ずる形の処分といいますか、そういった形を取らざるを得ないのかなという……。

（「信用失墜行為」と呼ぶ者あり）信用失墜行為に当たるということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 職員の信用失墜行為に当たるということで、それは罰則があるというふうなことですな、はい。

ここもやはり行政としては、そういうふうなことに對しても規則もしくは罰則というようなものを設けていただいて、そうするとやはりこれは行政としてはもうモデルケースになることだというふうに私は思っております。やっぱり時代がこういうふうな時代ですので、先んじてそうい

ったものはぜひやっていただきたいということを提案しておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

SNSの使い方、ルールなどを学校教育現場のほうではどのように教育しているかをお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 学校教育現場ということで児童生徒への指導ということでございますけれども、町教育委員会におきましては、児童生徒等の個人情報や教育情報などを運用する基準を定めた「三股町立小中学校情報セキュリティポリシー」といったものをつくっておりますが、そういったものを基にした指導を計画的に行っております。情報活用の利便性ととも、ネットワークの先に人がいることを意識させる指導、その必要性を掲げた情報モラルの項目を設けるとともに、指導の視点、教師の指導の視点を上げまして、学年の発達段階を考慮しながら指導を行っているところでございます。

具体的には、小学校段階でルールやマナーを知ることから始め、違反行為を行わないことなどを確かな習慣として身につけることを指導しております。小学校では、特定の教科に位置づけられていないため、全校集会の実施とか、生徒指導便りの発行による常時指導を行うことによって、全体の情報モラルの向上を図っているところです。また、年に二、三回、非行防止教室及び情報教育等を学級や学年単位で実施し、具体的に指導を行っております。学校によっては外部講師を招いて、専門性を生かした授業を実施している学校もございます。

中学校では、違法となる行為の理由などを生徒自ら判断し、適切に行動できるよう、小学校の指導等つながりのある取り組みを行っております。また、教科指導の中でも、技術科の領域には情報の技術というのが設定されておまして、その中で人権侵害の防止等について指導をしております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） タブレットが授業で使われているわけですから、そういう問題というのはしっかり伝わっているんだろうなあというようなことを感じております。

次の質問に移ります。

住民票など申請書における認め印について、窓口の申請書類で認め印が必要なわけですがけれども、なぜ必要なのか、どのような根拠があるのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 住民票などの申請における認め印についてお答えいたします。

国の押印見直しガイドラインにおいて、申請等に伴う行政手続を簡素化し、町民の負担を軽減

するために、できるだけ記名押印または署名のいずれかでよい選択制とし、押印の義務づけを廃止する等の方針が示されています。本町の交付請求書は、氏名の欄に「印」と記載されておりますが、免許証などで本人の確認をしておりますので、署名がある場合は、本人自筆の署名がある場合は押印がなくても現在交付をしている状況です。条例とか規則等でその旨、押印の認め印が必要ということで定めているわけではありません。

住民票や印鑑証明等の交付申請書は、本人の自筆により署名または記名、ゴム印などで押している場合ですね。記名のときは押印のいずれかでよいというふうにしているところです。なぜ必要かというところは記名、ゴム印の場合印鑑が必要ですので、印というふうにしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ということは、本人確認の委任がある場合は、免許証やマイナンバーカードがあれば認め印は省けるというようなことで御理解でよろしいですか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 本人確認は、免許証やマイナンバーカードでしておりますので、本人自筆の署名の場合は、印鑑は必要ありません。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） よく窓口で印鑑を忘れてきたからというようなことで戻られる方もいらっしゃるわけですので、そういったことも、やっぱりちょっと書いておいてほしいなあというふうに思います。

それでは次に移ります。

窓口申請書類というのを、ダウンロードできるようにしてはどうかというふうに思いますけれども、予算の関係もあるかもしれませんけれども、その点お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 窓口の申請書類は、現在町のホームページの行政情報の住民票・証明のところか、または申請書ダウンロードのところがありますので、そこからダウンロードができるようになっております。（「できますね、分かりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） それは、ダウンロードをして書き込みができるようになっていいますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ダウンロードして、それを自分のところのパソコンと印刷機で

印刷して、書き込んで印刷して持ってきていいようになっています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） パソコンで書き込めるようにできているのかどうかというふうなことです。PDFファイルだとそれを、打ち込みができないですよね。できないわけですね。ですから、一々印刷して手書きでこうしないといけないようになっているのか、打ち込みができるのかというようなことです。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） すいません。ちょっと確認不足でございますので、再度確認させていただきまして、また後で報告させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 引っ越し等でやっぱり大変な場合は、一回一回もう手書きというのは大変だというようなこともお話を聞きますので、それがパソコン等で打ち込みができればコピーペーストでできるわけですので、大変簡略化できるなあというふうなことでございます。もしやっていない場合はそういったことも考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。マイナンバーカードの件でございます。

特別定額給付金で、全国でマイナンバーカードの普及率が上がっておりますけれども、三股町の普及率というのはどのようなものになっているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） マイナンバーカードの交付枚数と普及率についてお答えいたします。

マイナンバーカードは、氏名、住所、顔写真、マイナンバーなどが記載されたICチップ付きのカードです。郵便やパソコン、スマートフォンなどで申請することができ、本人確認のための身分証明書として利用できます。本町のマイナンバーカード交付枚数は、令和2年5月31日現在3,865枚、交付率は14.82%となっております。令和元年5月、一月の交付枚数は1年前ですね、1年前の5月の交付枚数は25名でしたが、令和2年5月、一月の交付枚数は294人に増えています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今の三股町の普及率と数、普及率はどんなようなものなのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 現在の普及率は、令和2年5月31日現在14.82%です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） マイナンバーカード、マイナポイントで、かなり今後まだ増えていくというふうに予想されておりますが、各証明書のコンビニ交付、以前もある議員がコンビニ交付ができないのかというようなことをおっしゃっていましたが、そのときは、確か予算の関係でできない、また費用対効果を考えると今はできる状況ではないというふうなお答えだったというふうに記憶しておりますが、マイナンバーカードの普及率が上がってくれば、やっぱりこういったことも検討する余地が出てくるんだらうなあというふうに思いますけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） マイナンバーカード申請に伴う各種証明書のコンビニ交付の考え方についてお答えしたいと思います。

平成25年度に、情報政策室を中心に検討しましたコンビニ交付検討部会、その中で「マイナンバー制度に伴う各種証明書のコンビニ交付の導入検討について」というような報告書におきましては、普及率と費用対効果のバランスからコンビニ交付の導入については至らなかったというふうに認識しております。

しかしながら、先ほど町民保健課長が申しましたとおり、マイナンバーカードの普及に至った要因や認知度による今後の普及動向、また、本町の働く人の人口動向、これは昼夜ですね、これの人口動向の格差、そして生活圏を共にする都城市の取り組み状況との均衡等を踏まえて、費用対効果のみならず、利便性、サービスを重視した視点から必要不可欠な事業と考えております。

今後は、関係部署との連携・調整を図りつつ、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 言われましたけれども、隣の町がやっぱりやっている状況で、格差を感じている方もいらっしゃるようでございますので、やっぱり普及率がもう15%手前まで来ているわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回は、コロナウイルスと住民目線の質問に終始しました。前向きに捉えていただきまして、提案を実現していただけるようお願いして一般質問を終わります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時58分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問に入る前に、執行部から先ほどの質問の回答をしたいとの申出がございましたので、回答を許します。白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大変申し訳ございませんでした。先ほど池邊議員からありました各種証明書の形式なのですが、確認しましたところPDF形式になっておりました。今後は、また利便性の向上の観点からですけれども、もう1回手書きが必要な書類もあるかと思いますので、その辺も含めて、また関係部署のほうと協議をさせていただいて、利便性の向上という点から前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 発言順位7番、堀内義郎議員。

〔7番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7番 堀内 義郎君） 発言順位7番、堀内義郎です。早速、通告していました新型コロナウイルス対策についてお聞きします。

初めに、今回の新型コロナウイルスの感染によりお亡くなりになられた方々にお悔やみと、感染された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げ、また、職員の皆様におかれましては夜遅くまで対応されたことに感謝を申し上げます。

今回は、今までにない、リーマンショック以上ともいえる事態の対策として、国や県、三股町においても独自の支援策でもって対応されております。具体的な取り組みや今後の新たな対応についてお聞きしますが、最初に、支援の一つであります事業者支援について、みまたん事業者おうえん給付事業の現状、申請者数、受理された件数、業界別などはどうか、また、町独自の第3弾の緊急支援策に打ち出したいとあるが、具体的な取り組みはどうかをお聞きいたします。

後の質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） みまたん事業者おうえん給付金の現状についてご報告申し上げます。

5月1日から5月31日の1か月間受付を行い、窓口での述べ相談件数が940件、申請の受理件数は486件で、業種別には飲食業が一番多く101件、20%、次に建設業94件、19%、小売業69件、14%と続きまして、その他の業種としましては、理容・美容業やマッサージ・整体業、自動車修理業などが目立っております。

町独自の第3弾緊急支援策としましては、子育て世帯及び飲食店等支援事業約700万円、失

業対策緊急雇用事業約1,600万円、肥育牛経営安定対策事業1,000万円、GIGAスクール環境整備事業、小学校下学年学習用タブレットパソコン1人1台配置事業約1,400万円などがございます。

また、政府が5月27日に決定した今年度の第2次補正予算案には、地方創生臨時交付金を2兆円増額することが盛り込まれておりますので、今後も引き続き新型コロナウイルスの対策事業について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この事業につきましては、前議員も質問がありまして答弁があったんですけれども、5月16日時点で600事業者を見込んでおって、その時点で420件の相談を受け、300件を受理したとあって、今回受理された件数が5月31日までですけども、486件ですか。業種としてはもうほとんどが飲食業が101件ぐらいですか、それと建設業、幅広い業種において、この支援がなされているかと思っておりますけども、特に、飲食業者さんにおいては、お客が全然入らないとかそういった悲惨な声を聞いております。この中の、みまたん事業者おうえん給付金、これについては、回覧板、広報紙でいろいろ広報がなされたんですけども、この中の給付金の交付対象者について、確認になりますけども、聞きたいんですけども、この町内で事業を営む中小企業など、また町内に住所を有し町外に事業所を有する中小企業などということを書いてあります。関連して、家賃補助、これも同じ申請者でありますけども、この家賃補助については町外の方についても書いてあっておりまして、町外にお住まいで三股町内に事業所がある場合も対象になりますとありますけども、このみまたん事業者おうえん給付金については、町外にお住まいで三股町に事業所があるということはなかったということよろしいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今議員が申し上げました、みまたん事業者おうえん給付金でございますが、家賃のほうも同じなんですけれども、条件は、三股町内に事業がある者、三股町内で事業を営んでいらっしゃる方ということですので、このくくりとしましては、町内に住んでいらっしゃる方で三股町内で事業をされている方、町外に住んでいらっしゃる方で三股町内で事業をされている方、両方とも該当するということでございます。

それとは別に、また三股町に住んでいらっしゃる住所があつて、三股町外で事業を営んでいらっしゃる方ということも該当ということになります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） はい、分かりました。確認になったんですけども、その中の受理

されたことについてですけども、事業の継続、受理するに当たって、三股町においては中小企業とかそういう零細企業多いんですけども、この事業を受理数を見て、今後もこれを活用して事業を継続するという、あるいはまた国・県からの支援策があるんですけども、これも併せて重複して受理してもいいのか、その確認をされたのかどうか、お願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 事業者の支援としましては、今申し上げましたみまたん事業者おうえん給付金と国の持続化給付金、あと県の75%以上売上げが落ち込んだところでの一律の20万円というのもございました。こちらの重複しての受給というのは可能としております。ただし、家賃の補助というのは、家賃に対しての補助でございますので、そちらが重複して家賃を超えるような状況というのはあってはならないということで、要項のほうでも定めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） やはり、この給付金を受理されて、先ほど言いましたように、零細企業とか後継者もない企業とかいろいろあるかと思いますんで、この給付を受けて、今後ももう頑張っていこうという、それを確認されながらぜひ後の支援というか、そのまま続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の第3弾の施策を打ち出したいということで、通告してからちょっとそういう広報紙で予定しているということを確認したんですけども、その中の何点か上げられましたが、会計年度職員による新型コロナウイルス感染症の影響で生じた失業者などを募集しますという事業についてなんですけども、この件について、事業名が町内の道路・公園及び施設維持管理等となっております。また、募集人数が10人程度となっておりますけども、昨日の答弁もあったかと思いますが、確認になりますけども、この5月25日から募集を開始したということで、現時点ではもうこの募集はないということでよろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 会計年度任用職員の臨時雇用についてなんですが、現在募集者ございません。昨日述べましたとおり、都城市のほうから数件の問い合わせがあったというのはございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ありがとうございます。

事業の内容ですけども、町内の道路・公園管理、要するに草刈りとか維持管理だと思いますが、

今現在、その専門でやっていらっしゃる職員というか、会計年度任用職員ですか、今現在登録管理、公園管理は何人が担当でやっているか、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 失業者緊急雇用対策事業に従事業務等の詳細についてお答えいたします。

この事業で申し込みされた会計年度任用職員については、都市整備課配属となります。内容につきましては、施設等の維持管理に従事していただく予定としております。具体的には、もともと公園維持管理に2名、道路維持管理に2名の会計年度任用職員がいますので、こちらの職員と一緒に草刈りや側溝浚渫等に従事していただく予定です。

ただし、最大10名というのを想定したときの業務量、そして雨天時をどうするかというところを事前協議しまして、あらかじめ役場各課に施設の維持管理に関する業務を調査し、リストアップしている状態でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今答弁がありましたように、2名、2名ということで、今度10人程度見込んでいるということで今募集がないということでございますけども、この道路・公園及び施設管理「等」とありますけども、維持管理中心とした作業ということでよろしいんでしょうか、募集については。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 例えば、現在おる職員が当たっている公園、道路の草刈り等であると、例えば今の時期でありますと、草がかなり伸びてなかなか業務が追いつかないというところもあったりするものですから、そこにちょっと多めに人数を投入して当たろうということも考えておりました。また、先ほど申し上げましたように、各課の募集しておりますので、例えば今回各課募集かけまして、6つの課から28業務、施設維持管理に関するものが19業務来ておりますので、都市整備課が管理している公園・道路以外の町の施設で草刈りとか、側溝浚渫でなかなかふだん手が回らない部分について業務で当たっていただくというふうに予定をしております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内議員。通告の流れで質問したところですか。

○議員（7番 堀内 義郎君） はい、そうです。

○議長（重久 邦仁君） 今のは。

○議員（7番 堀内 義郎君） 第3の支援で、はい。第3者支援の、はい。打合せもしました。

○議長（重久 邦仁君） 了解。続けて、堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この草刈り等、私も多面的のほうでいろいろ役員させていただいて、なかなか草刈りとか管理する人が、人手が足りないということでありまして、今回も募集が今のところないということでございますけども、できればぜひ採用できるように努力していただきたいと思いますけども、前回も一応募集はしたんですけども、保険目当てで1週間か2週間で辞める方もいらっしゃるということも聞いておりますので、そういうことはないようにぜひこの会計年度任用職員については、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問になりますけれども、農業者支援についてお聞きいたします。これも前回の議員と被るんですけども、ちょっと足りないというか、簡単にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農業者支援ということで、和牛の販売不振による子牛の価格低迷が続いているということでございます。本町にしても繁殖農家における支援、特に肥育農家における支援は緊急性があると思いますが、本町としての対策はどうか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 和牛販売不振による町独自の支援対策につきましては、昨日答弁で回答したとおりでございますが、肥育牛の生産者に対して、肉用牛経営安定交付金制度、牛マルキンの制度の残りの1割に対して、1万円を限度額として肥育農家さんに助成する制度を今回予定しているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 子牛価格が大変下がっているということで、前回もありましたが議員からもありましたけども、3月平均で見えますと、去勢、雌合わせて平均が大体71万5,000円、4月が大体平均が64万円、5月が66万円と、2月時点で80万ちょっとだったと思いますが、十何万下がっているということでありまして、この前も町の品評会の大会があったんですけども、それに顔出しても、なかなか農家さんの、畜産の方からは下がったなという落胆の声が聞こえてまいりました。先ほど答弁がありましたように、肉用牛経営安定対策事業補助金を創設する予定ということでもありますけども、この事業について、西都市のほうも早くから対策を取っております。その後、それちょっと紹介しますと、内容的に似ているんですけども、1万円を上限とするということで、西都市については上限を設けておりますけれども、100万円ですか、本町としては農家1戸当たりの上限は幾らかなのか、設けているか、よろしかったらお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 三股町におきましては、1,000頭規模の農家さんというのはいらっしゃると思いますので、せいぜい300頭ぐらいの農家さんが多い、一番多い農家さんです。

ので、上限については考えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 分かりました。肥育においても枝肉が下がっているということで大変なご苦労を伺っていると聞いております。また、子牛の導入についてですけれども、西諸地区において子牛導入についての支援がありまして、5月から7月にかけては1頭当たり5,000円の助成をしているということを行っていますが、本町としてはそういった対策がされているか、それとも今後予定されているのか、分かればお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 本町におきましては、優良家畜導入事業というところでもう長年にわたって肥育農家さんに対して導入牛に対しての助成が7万5,000円を最高として1万とか、4パターンの導入事業がございますので、そちらのほうを活用していただくようお願いしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） この新型コロナウイルスの影響というのは、さきほどといいますか10年前の口蹄疫のときも大変、町内はそうでもなかった、その後も県内において深刻な影響を受けたんですけれども、要するにこの三股町はもう畜産業が第一産業で中で盛んであるということで、肥育においても実績が、高い実績を受けているということがあります。実績を取っているちゅうことがありまして、この口蹄疫のときもそうだったんですけれども、畜産業における影響というのが、いろんな関連産業というところも出てきたわけですが口蹄疫に関しては、運送業、林業についてもですけれども、今後やっぱりコロナウイルス対策については今後も続く、収束が見込めないということもありまして、子牛価格についてはまだまだ下がるんじゃないかというような心配がありますので、その辺も含めてまた今後もいろいろと柔軟な対策を行っていただくようお願いして、次の質問に入りたいと思います。

農産物の販売価格や不振の支援として、県外向けの贈答品による支援は考えられないかお聞きいたしますが、この影響で全国的に各地の特産品が自粛などにより売れなく、それでも何とか売り込もうといろいろな団体の方が知恵を絞ったり取り組んだりしております。本町においても、先ほどありました、特に子牛の価格で枝肉の価格が下がったということで、飲食店やイベントの中止による牛肉の消費量が振るわなくなった、また、在庫が大分だぶついているという現状が続いているということを言われております。県外に向けての贈答品による支援は考えられないか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 新型コロナウイルスの影響を受けたことによる農畜産物の価格

低下や販売不振の支援につきましては、宮崎牛やマンゴー、乳製品につきましては、町の職員が率先して購入することにより取り組んだところでございます。しかし、県外に向けたオンラインでの販売につきましては、現在のところまだ考えていないところでございます。都城市が民間業者に委託しまして、農畜産物の詰め合わせセットを復興福袋としてオンライン販売を行っておりますけれども、町内においての業者委託となりますと、人員の問題であったりノウハウの問題であったりいろいろと難しい課題ございますので、実現は難しいかと考えております。

そこで、本町のふるさと納税において、肉類などは今返礼品としてございますけれども、そのほかの農畜産物を返礼品として活用できないか。また、新型コロナウイルスの影響からの復興を支援するためのクラウドファンディング型のふるさと納税を提案できないかを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 贈答品につきましては、前例で高原町が4月にも帰省できない県外の方に宅配の送料を負担するということがありました。都城市においても、先ほどありましたけれども市のふるさと産業推進局、ちょっと話を聞かせていただいたんですけども、要するに地元生産者、物品販売者といいますか、ふるさと納税事業者等の方々が小売業を含めて飲食・ホテル業に販売していたのが売れなく、在庫を失ったということでありまして、先ほどありました復興支援ということで、オンラインショップで取り組んでいるということを説明されました。本町においてもふるさと納税、今の農産品以外にまた新たに追加すること、またクラウドファンディングですか、ちょっと内容分かりませんが、取り組むということでございますので、先ほどありました町の職員が購入するのもやっぱり本当ありがたいんですけど、限界があるかどうかありますので、限度というか、そういった新しいふるさと納税、クラウドファンディングのほうまた進めていただければいいかと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問になりますが、小中学校の対応についてお聞きいたします。

小中学校の対応についてですけども、新しい生活様式になられる間もなく暑さ対策も行わなければならない季節となりました。学校生活、特に登校時の暑さ対策についてお聞きしますが、新しい生活様式に沿った熱中症への対策は取られているのか、お聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

まず、学校における教育活動は、5月22日付で文部科学省が作成しました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、これを参考にしながら行っております。また、新しい生活様式では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いが基本的な感染症予防と

されております。そのため、教育委員会といたしましても、マスク着用を基本とし、教育活動を進めているところでございます。

しかしながらご質問にもありますように、熱中症対策も同時に講じていく必要があることから、今年度からは昨年度整備が完了いたしましたエアコンを稼働し、かつ常時換気した状態での教育活動とし、感染症予防に努めているところでございます。また、体育の授業や屋外での教育活動並びに登下校につきましては、気温や湿度等考慮しながら、マスクを外すことも可能であるとして各学校で対応しております。

また、今年度は、臨時休業期間が長期化したこともあり、児童生徒が急激な暑さに対応できる体力がついていないことも懸念されたことから、水筒持参を例年よりも早め、既に開始しているところでございます。

今後も、感染症の状況や国及び県からの指針等を考慮しながら、適宜対応の見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） マスクの着用ということでありまして、学校生活においてはエアコンの稼働ということが考えられるということでもありますけれども、エアコンについては以前も設置が必要だということでありまして、予定しているエアコンのあれがあったんですけども、エアコンの整備についてはもう完了したということによろしいのでしょうか。設置か。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） エアコンの完備はもう終了いたしまして、6月3日から稼働をしております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） そのエアコンの関係についてちょっとお聞きしたいんですけども、小学校からちょっとプリントを頂いて、もらっていたんですけども、気温が27℃以上湿度が60%のときに稼働するということを書いてありました。学校環境衛生基準ということがありまして、その一部改正が17℃以上28℃以下であることが望ましいということでありまして、学校環境衛生管理マニュアルというのが改正されたということをお聞きしております。先ほどのプリントを頂いたんですけども、27℃以上、湿度についてはちょっと分からないんですけども、この温度については小中統一された温度でされているのかちょっとお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） お答えいたします。

先ほど議員のご質問にありました基準等も踏まえ、また役場でのエアコンの運用基準も踏まえ

まして、学校でのエアコンの運用基準を定めております。気温が28℃を超える、あるいは湿度が60%以上ということですが、他市町村の例を見ますと、これが28℃とかいった高めの設定になっているところもございますが、実態等を踏まえまして、それより低め、また役場等にも合わせて27℃ということに設定いたしました。これは、基準としては各学校同じように適用されますけれども、そこは学校長の判断で実態に応じて、それぞれ教室の状況とかも違いますので、対応することにしております。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 各学校、校長の判断によると思いますけれども、熱中症に気をつけ、よりよい環境で行っていただきたいと思いますが、その気温の計測についてですけれども、以前2回計測をやっているということで、今後増やしたいということと言われたんですけれども、現在計測は改善されているのかどうか、その辺分かればお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 計測につきましては、ほとんどの学校で各教室などに温度計を設置しております。それを基に、どこで計測するかという問題がございますけれども、学校のほうで校舎の状況等応じて、計測ポイントを決めまして、そこで計測状況に、温度に応じて稼働するといったようなことになっておりまして、ある一定時間で計測するといったことではなくて、随時気温・湿度の状況を見ながら運用していくということにしております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 計測についてですけれども、改善されているということで、要するに最近というか寒暖の差が激しい時期もありますので、こまめな計測でもって、子供の教育環境の改善を図っていただきたいと思いますが、登校時の暑さ対策についてですけれども、なるべくマスクを外してということでありまして、私も登校指導していますと、5月ぐらいまではちょっとまだマスクをかけてよかったんですけれども、これ最近6月梅雨時期、今後夏の夏季授業が1週間ですね、あるということで、マスクをちょっとつけてどうなのか。暑さ対策もしなきゃいけない、感染症対策もしなきゃいけないということでありまして、適時に今はいろいろ判断しながら、マスクはもう外してもよろしいということで、確認をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） マスクの関係でございますが、やはり気温が上がってくると息苦しく感じるようなこともございます。また特に中学生は、自転車通学をしているとやはりマスクをずっと着用したままというのはなかなか難しい面もございますので、その時々状況に応じて、じゃあマスクについては外してもいいというふうにして、柔軟な対応をやっているところでござい

ます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 柔軟な対応をして、どちらかといえば熱中症のほうがちょっと危険性が高いのかなということも個人的には思いますので、よろしくお願いいたします。

この前ちょっとテレビを見ていたんですけども、何のときはもうマスク着用が必要なときが出てくる場合があるかもしれませんが、そのときは日傘の利用というか、そういうのも考えて、取っている学校もあるということで聞きましたので、もしのときはそういうことも検討していただきたいと思います。

次の質問に入りますけども、長期休暇に伴いオンライン学習、前議員もありましたけども早急に必要といわれていますけども、ICT整備の進捗状況と今後の活用についてはどうなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、ICT整備の進捗状況でございますけれども、学校ICT環境の整備につきましては、本町の独自計画により、平成29年度から令和元年にかけて県内では先進的な整備を進めてきたところでありますが、昨年12月に国がGIGAスクール構想というものを立ち上げまして、令和5年度までに、児童生徒1人1台の端末整備と校内通信ネットワークの整備について、国の令和元年度補正予算により、補助を開始するということになりました。それを受けまして、本町でも今年度の補正予算で対応するよう準備を進めてまいりました。

しかし、このたびのコロナウイルスの感染拡大を受けて、国は令和2年度の緊急補正予算措置の一環として、令和5年度を目標としていたGIGAスクール構想の前倒しと、事業の追加を打ち出してあります。この補助事業では、令和2年度中の整備に限り、本町の全児童生徒数の概数、約2,700人でございますが、この3分の2に当たる1,800台分について国の補助が受けられます。本町ではこの事業を活用しまして、今回の6月補正予算において約800台強をリースで整備したいと考えております。また、9月補正予算において、1,000台弱の購入ということでお願いしたいと考えております。この補助事業を活用しましても、全児童生徒数の残り3分の1である900台につきましては、町単独予算で整備する必要がありますけれども、既に約半数に当たる約450台を導入済みであり、残りの約450台と、予備機が約200台程度必要と考えておりますので、それにつきましてはできれば令和3年度には整備したいと考えております。

また、1人1台の整備に合わせて構築しました教室の無線LANでございますけど、これも国の補助を活用しまして、三股小学校、勝岡小学校、三股西小学校、三股中学校の中・大規模校について、教室に高性能の高機能の無線LANの受信装置、アクセスポイントでございますけれども、それを追加する計画を立てておりまして、こちらも、9月補正予算に計上させていただきた

いと考えております。

その活用についてでございますけれども、先ほど池邊議員の質問でもちょっとお答えいたしましたけれども、活用の一環であるオンライン学習に向けては、もう導入しております電子教材、電子ドリルの活用に加えて、独自の動画教材をオンラインで提供すべく、三股町の教育研究所が中心となって準備に取り組んでおります。

今後、学校の臨時休業などが発生した際に、オンライン学習というのは重要な学習手段になると期待されておりますけど、緊急時になってから児童生徒や家庭で活用を促しても、もう思うようには実施できないというふうに思われますので、やっぱり日頃からオンライン学習等で活用するとともに、学校での学習とか家庭学習を変えていく必要があるんじゃないかと考えております。そのための学習変化に向けて、最もＩＣＴを生かせるというのは、やはり児童生徒個々の習熟度に応じて、個別学習を深化させる手段として用いることだと考えておりますので、今年度から実施しておりますいろんな習熟度をはかる検査とか、そういうものを基に、新しい学習スタイルというのを確立させていきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（７番 堀内 義郎君） タブレットにつきましては、長田、梶山小学校も全員配置ということでありまして、先ほど答弁がありました国からのＧＩＧＡスクール構想、これが国のほうが２，２９２億円予算計上されて、本町においても補正で計上されているところであります。その中で何台か今後整備されると思うんですけども、その中の、令和７年までにＧＩＧＡスクールの債務負担行為がなさっておりますが、それでもう環境とかそのタブレットを全部そろえるということによろしいのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） この債務負担行為に上がっておりますのは、先ほど答弁の中でご説明いたしました８００台強のリース料が令和７年度までの債務負担行為として上がっております。残りの部分につきましては、国の補助が４万５，０００円、定額で１台当たり４万５，０００円が出ますので、それを活用した購入、買い取りということで考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（７番 堀内 義郎君） 整備についてはいろいろまたちょっと時間がかかるかなあとはいいますが、早急に予算もあるんですけども進めていただきたいと思います。ちょっと話は余談になるかもしれませんが、こういった整備といった機器とか通信環境が整わなくてもちょっとしたやり取りができる、家庭でのやり取りができる、要するに教育クラウドというのがあるというのが、ちょっと私も詳しくはないんですけども、教育課には詳しい職員の方いらっしゃるかもしれませんが、そういったことで要するに、家庭ではスマホとかそういうのがあってそれを活

用しながらグーグルのコンテンツを使いながらできるというかありましたので、ちょっと詳しく分かりませんが、一応参考として挙げさせていただきます。検討方あればお願いします。

次の、最後の質問になりますが、災害時の対応についてお聞きいたします。

避難所における対策として、3密を避け、分散避難を進めるため、屋外でのテント泊や車中泊、特に大規模災害時は手段とならないか。また、その場合の安全な避難場所の確保は考慮できないかお聞きしますが、避難所運営については、昨日も議員からありましたけども、改めてお聞きいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それではお答えいたします。

地震等の大規模災害発生においては、3密を避けるために、この分離避難が必要と思われます。屋外でのテント、車中避難も対応の一つと考えております。場所におきましては、1次から第3次の指定避難所の駐車場や、指定緊急避難場所を利用することになります。ただし、高齢者、障害者等の要配慮者や、妊婦、乳児を抱える世帯等の災害弱者への配慮した避難環境ができるかを優先的に考えた上での避難行動が必要であると考えております。新型コロナウイルス感染症対策の避難所対策マニュアルにおきましては、風水害時における災害弱者の避難所を元気の杜に設定しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回、風水害時における災害の対策ということでマニュアル化されておりますけども、元気の杜が主体となるということではありますが、本町においては、この3密を避けるためにいろいろ苦勞をなされているかと思います。本町においては、ホテルとかそういう宿泊施設もなく、分散避難というのがなかなか考えられないということで、昨日もありました在宅避難ということはあるんですけども、こういったことで、風水害時のときはそういった3密を避けることができると、3密は可能な場合があるかと思いますが、地震のとき、起きてはほしくないんですけどもその辺も想定していかなくちゃいけないと思いますが、地震のときの3密を避けるためにはどっちかという在宅避難もあるんですが、家が壊れたとしたときに、住めないあるいはもうそのとき車がちょっと大丈夫だったら車でもできるんじゃないかと思いますが、その件についてはどうかお聞かせ……。地震の災害についてですね。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大規模災害というか地震、それを想定した上でなんですけれども、もちろん家屋等の倒壊というの考えられますので、指定しました避難所、もしくはそういったものも倒壊も考えられます。ただ、先ほど言いました分離避難におきましては、緊急指定避難場

所、こちらのほうが取りあえずは車で移動していただいて、そこを拠点に緊急的避難場所となると思いますが、そこで先ほど言いました要支援者、そうした状態の方々を優先的に使える屋内での避難環境を整えていくというのが優先的なのかなあというふうには考えております。まだ身体的に元気な方々含め、そういった方については、そういった車中泊とか屋外での生活というのは余儀なく、やむを得ず、せざるを得ない場合もあるということかと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） ま、なんのときは車中泊も考えられるということでありまして、以前起きました熊本地震でも車中泊がなされて、エコノミークラス症候群ですか、この危険性があるということで、定期的に見回りすれば、保健師とかそういった方の巡回によりそれらを防ぐことができるということが言われております。また、和歌山県のほうの和歌山市の対応についても、一応は車中泊はもうできないということは言われて、書かれております。要するに、エコノミークラス症候群を発症するおそれがあるということで、それを防ぐために要望のチラシとかそういった保健師の巡回ということをごまめにやればそれも可能じゃないかということでありまして、大規模地震、すぐには考えられないかもしれませんが、今回のコロナウイルス対策について、それがもし重なった場合はそういったことも検討方よろしくお願いしたいと思います。

以上、質問をさせていただきました。今回について、想定外の新型コロナウイルスの対策について伺いましたけれども、新聞にも掲載されておりましたが、こういうことが書いてありました。「有事にこそトップの地力が問われる」ということで、「地力」というのは「地面」の「地」に「力」ということを書いてありました。地力って何かなあということを調べてみたんですけども、出てこなかったんですが、要するに先ほども町長が打ち出しました独自の支援策とかいろいろ、国・県合わせて、それをスピード感をもって対策を取っていくというのが地力、トップのあれかなと思ひまして、本当今後第2、第3波も、台風とかそういうおそれもありますので、こういったことに対してもいろいろ注意していただいて、本当行政一体となって、今後取り組みして、国難ということを言われましたんで、これを乗り越えて十分に対応していただくようお願いしながら挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時30分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 8 番、楠原議員。

〔4 番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4 番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。発言順位 8 番、楠原です。

まず、新型コロナウイルスによって亡くなられた方々に、心からお悔やみ申し上げます。また、コロナ前戦の最前線でご苦労されている皆様に、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従って質問してまいります。

昨日、今日と取り上げられてきていますが、私も最初に、新型コロナ対策に関する質問から始めさせていただきます。

マスコミで、県内自治体の取り組み状況が取り上げられてきています。これは、「自分の自治体のスピーディーな動きを知りたい」という人々の欲求に、マスコミが応えたものでもあらうと思います。

県内自治体の動きが、マスコミに取り上げられ始めた当初、「本町の動きが見えない」という声を何回となく耳にすることがありました。

しかし、その間、町議会におきましては、町の対応について、3 月からの全員協議会で、逐一報告を受けてきています。

4 回目の 4 月 27 日では、議員の皆さんからも活発な意見が出されました。このことについては、昨日、副町長が説明されております。その説明の中になかった意見の一つに、町の対応状況を、マスコミを使って周知してほしいというものもありました。

これまでの本町の対応は、他の自治体と比べて、遜色ないものであったと思っています。

新型コロナウイルス対策本部において、様々な事業が取りまとめられており、また、町を挙げて感染を未然に防ぐ努力がなされているということを、早めにマスコミを使って周知していこうとすることはできなかったのでしょうか。

安心安全のために、自治体のスピーディーな動きを示すということも、住民サービスの一つであると思います。

合併を選択せず、自主自立の道を選択したからには、そのコンパクトさを生かし、物事に機動的に対処している「元気な町、三股」を、その三股らしさとともに、あらゆる面でアピールし続けていきたいと思っています。

6 月号の広報みまたには、新型コロナウイルス対策事業として、14 事業が掲載され、その中の 7 事業が、町独自の対策事業として周知されていますが、これらの事業の中で、一部分に手を加えた上での町独自というものではない、全くの町のオリジナルであった、そういう事業にはどのようなものがあるのか、伺います。

あとの質問は、質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新型コロナウイルス対策につきまして、本町オリジナルの施策はどのようなものがあるかについてお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策については、国、県、市町村、それぞれのポジションで感染拡大防止対策、緊急経済対策など、各種施策を実施してまいりました。

本町では、国、県の動向を踏まえながら、施策が重複しないよう配慮しながら対応したところでございます。

感染拡大防止対策としては、医療機関、高齢者施設、福祉施設等に、消毒液やマスクを配布するとともに、民主団体等に対し、行事の自粛、町民に対しては不要不急の外出の自粛等をお願いしてまいりました。

緊急経済対策としては、県に提出いたしました地方創生臨時交付金実施計画の中に、23の事業を盛り込んでいることを、さきの答弁で回答したところです。

施策の内容は、本町の事情、特色を踏まえたものと理解しております。

各市町村の今回の緊急経済対策は、それぞれのまちの産業構造の見地から、あるいは観光、宿泊、飲食店などの商業形態のありよう、また、人口構成などを踏まえ取り組んだものであり、施策の内容やスピード感にも違いが出るのは当然ではないかというふうに考えます。

ご質問の県内の他の市町村では実施していない、本町独自の事業として、強いて上げれば、緊急支援策第2弾としまして、小中学校の児童生徒1人につき、3,000円分の図書カードを配布した「小中学校児童生徒学習支援事業」小中学生の児童生徒1人につき、3,000円分の町内で使用できる食事券を配布した「小中学校児童生徒及び飲食店等支援事業」町内の医療機関や高齢者福祉施設などに対し、マスクや消毒液の購入費用の一部を助成するもので、1事業者につき5万円を一律に支援した「医療福祉従事者応援事業」があります。

次に、緊急支援策第3弾としまして、未就学児1人につき、3,000円分の町内で使用できる食事券を配布した「子育て世帯及び飲食店等支援事業」町内飲食店のメニューを各家庭で楽しむように、デリバリーの仕組みづくりを支援する、「みまたんフードデリバリー推進事業」、今回のコロナ禍で、50%以上減収した事業者の水道料金を半年間、基本料金を半年間減免する、「水道基本料金減免事業」がございます。

これらの町独自事業につきましては、4月17日に、町職員の課長補佐級で構成された、新型コロナウイルス感染症経済対策部会を開催し、各担当部署からの対応・対策案を、4月22日までに集約して、それらを精査した上で、4月27日に町3役と課長級で構成された、新型コロナウイルス対策本部会議で決定し、翌日、4月28日に、さきに申し上げました、町独自事業以外

の支援策も含め、緊急支援策第2弾として、各報道機関に通知をしたところでございます。

また、その後、5月8日と5月18日に、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、5月22日に、緊急支援策第3弾としまして、各報道機関に通知したところでございます。

ご指摘の取り組み、発表が遅いとのこと指摘に対しては、謙虚に受け止めておきます。

今回のコロナ禍は、緊急事態宣言解除で終わったわけではなく、第2波、第3波も考えられることから、今後必要とされる施策については、庁内の経済対策部会で十分審議、検討し、的確に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、報道機関にも随時、このプレスを発表してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よく分かりました。

先ほども申し上げましたように、町の取り組みが遅れているとか、そういうことを言ったわけではなくて、マスコミ対応がどうだったのかということと言いたかったわけですが、マスコミに、もし流すときに、三股の特色として、「文教のまち」「アスリートタウン」「子育てに優しいまち」そういうものがありますけれども、それに対応した政策、例えば今言われました、小中学生、それから未就学児に対しての施策などが、「子育てに優しいまち」に直結すると思うんです。

それらを複合的に合わせたものをプレスリリースにすると、三股というものが浮き出てくるんじゃないか、そして町民の皆様も、やはり三股はこういうまちなんだということが、よりはっきりとするのではないかなと思っております。

どこが早くやったから、どうのこうのというのも、もちろんあるかもしれませんが、ふだんからの町の取り組みにリンクした政策というものを、取っていらっしゃるわけですから、それを早めに公表してほしかったというふうに考えた上で、申し上げたところです。

何とぞよろしくお願いいたします。

特に、今言われた中で、ニュース性が高い、企画された時点で、これはニュース性が高いなと思われたものはあったかどうかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） ニュース性が高いというものでございますが、先ほど、楠原議員のほうもおっしゃっていただいた、「子育てに優しいまち」ということで、子供の休業中の学業を支援するという意味で、1人3,000円分の図書カードを配ったわけでございますが、こちらのほうを5月1日のUMKの夜のニュースで取り上げていただいて、子供たちのインタビュー、そのした結果等も報道されたところでございます。

そういった子供たちを支援するというか、子育てを支援するというものが、非常にニュース性

が高かったのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4 番 楠原 更三君） よく分かりました。

このコロナ関係で、全国的に緊急事態宣言が出されてから、横文字が結構出るようになりまして、「ステイホーム」という言葉が、「ホームステイ」よりも「ステイホーム」のほうが聞き慣れたようなこの頃となっているようですけれども、それに伴ってごみステーション、ごみステーションでのごみの量が、特に連休明けはかなり多かったように思いました。

その後も、全体的にごみの量は多くなっているように感じています。ごみステーションばかりでなくて、資源ごみ集積所への持込み量も、ぐっと多くなったように感じています。

新型コロナの完全な終息はまだまだ先が見えませんが、この地域がどのようなになるのかも分かりません。都道府県を越えた移動が解除されて、今後多くなるにつれて、第2波、第3波への備えも叫ばれています。

感染症はごみを通して拡散することも十分に考えられます。そこで、ごみ出しのルール周知はどのようになされているのか、ということをお聞きしたいんですが、新型コロナ対策の一つとして、ごみステーションや資源ごみ集積所を利用する際のルール周知徹底の在り方、これを再確認して、是正できるところは是正する、そのような時期に来ているのかもしれませんが。

ごみ出しのルールは、各家庭に配布されています、この「ごみ集積カレンダー」各家庭にあると思いますけれども、このほうに正しいごみの出し方というのがありますけれども、この内容はどれくらい理解されているのか、非常に気になります。

このルールの周知徹底につきましては、これまでは、このカレンダーを配布されること以外に、どのようなことが行われてきたのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） ごみ出しのルールにつきましては、今、議員がお示しいただいたごみの排出ルールだけで周知はしているところでございます。

また、支部外の方にも、それを取りに来ていただいて周知していただいているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4 番 楠原 更三君） これを見ても、なかなか分からない部分ってあると思うんですね。

このごみはどうなんだろう、どこにどうやって捨てたらいいのかとか、梅雨シーズンを迎えまして、うちの玄関には古い傘がいっぱいあるんですけれども、これをどこに、いつどうやってや

ったらいいのかとか、ほかにもいろいろあると思うんですが、ごみ出しのルールについての問い合わせというのは、多いでしょうか、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 1年間のうち、大体3月から4月にかけてはごみ出しのルール、転居等が多いために、ごみ出しのルールの問い合わせは多いと感じております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、このカレンダーは公民館に入っていらない方には、取りに来ていただいていると言われましたですね。

昨日の質問の中で、公民館に入っている数字というのが出ました。その入っていない方で、入っていない世帯で、取りに来られてないところはゼロだと思われませんか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 取りに来られる方もいらっしゃいます。または、支部に入っていらない方でも、支部のほうで、ごみをごみステーションに出される方に対して、その配布をお願いしているところもあります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ルール徹底というのが、スポーツはもちろんですけれども、何にしてもルールがないと成り立たないわけですよね。今、コロナ危機を迎えて、ごみの量がぐっと増えてきた、そういうときに、もう一度、このルールの徹底というものを、やっていこうというお考えはないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、先に、支部に入っていらない方においても、転居の際に、ごみ出しの方法については、その資料をお渡しして、啓発には取り組んでいるところでございます。

また、リサイクルについては、各地区に、リサイクル推進員を配置しておりますので、そちらのほうで指導をしていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） これを持ってない方が多いですよ。公民館に入っていない方の中で、取りに来られてない方、ゼロじゃないですよ。

それが多いか、少ないか、どういう感覚でいらっしゃいますか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） どれくらいの量が、取りに来られてないかは把握しておりません。

また、インターネットのホームページでも、町のホームページでそれを掲載しておりますので、皆さん承知していただいていると思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 私個人的な意見では周知はされてないと思います。多くの方がですね。

実際、これを家に置いてても、傘のことが書いてあったとしても、ちゃんと読み切っていない、私の能力の問題なんでしょうけれども、読み切れてない。

だから、これを配った、分かるだろうやなくて、例えば、野球でも、バレーでも何でも、ルール講習会というのがありますよね。それで、徹底して行って、ちゃんとした試合が行われる。

社会生活と試合と一緒にしたらいけないんでしょうけれども、少しでもそれに近づくようなルールを徹底させるような方法というものを、今後考えて取り組んでいかなければいけないと思うんですよね。

歴史を振り返れば、ペスト問題、ごみが問題で広がりました。時代が違いますから、そうはならないと思いますけれども、今回、こういうウイルス感染問題が起これば、感染する可能性のあるところ、マスクをしましょう、手洗いをしましょう、それと同じような感覚で、ごみ出しはこうしましょうというのがあってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、ごみのルールは、以前、山田町のほうに、燃えるごみの搬出が変わったときに、住民の方には搬出ルールが変わったことのお知らせはしているというふうに思っております。

また、そのときの状況を、もう一回、再度考えて、今後、住民の方へどういう形で、それを徹底できるかを検討したいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ルールで一番徹底、今されようとしているのは交通ルールだと思うんです。自分の免許以外のときにも、それ行われ、そして地域でも行われます。

地域で行われる部分には、参加者がかなり少なくはなっていますが、そういう努力はされているんですね。ごみ出しのルールについても、配って終わりじゃなくて、もう一步踏み込んで、その徹底を図るという試みがほしいと思います。

もちろん、これからは、それは必要不可欠なことにつながっていくんじゃないかと思いますが、

もう一度、町長、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨日のですね、これ自治公民館加入率についての話がございました。

本町では、お話ししましたように、稗田、それと西植木以外が大体85%以上の加入率、ほとんど入っていらっしゃるんです。そして、新たに転入者については、必ず下の戸籍の窓口前で、必ずカレンダーを渡して説明をしております。

こういう形でごみを出しなさい、そういう時に、ごみステーションもございます、リサイクルセンターもございますという話をきちっとして、そして、また支部のほうでも、今のところ、ごみ出しについて、いろんな問い合わせ等を、昨日、お話が、一般質問でも回答しましたように、それほど多くないと。

要するにルールを見ながら、今、ごみ出しをされているということでございます。

これは、やはり以前からいらっしゃる未加入の方々、そのあたりどうやって周知していくかと、また徹底していくか、これも大事なことでございますので、言われるように、ごみ出しのルール、そしてコロナの関係で、またより一層、配慮しながら、ごみ出しは期間がありませんので、そういうふうな周知の仕方、どうやったらいいのか、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

本町には、こっちの方向ですね。ごみ問題に向き合ったエコフィールドとしての環境学習公園があります。エコフィールドについては、以前にも質問していますが、名前からして、環境問題について学ぶ目的で整備されたというふうに理解しています。

5月末、先日ですけれども、の時点では、公園内を散策する人が複数いたとしてもおかしくないほど、内部はすっきりと整備されておりました。

今、考えると、30年ほど前のあの悲惨な状態、火が出る、煙が出る、臭いが出る、そういうような状況の痕跡を見ることは全くありません。ただし、入り口の駐車スペース付近の整備状況はどうかなと思ったところですが、どんな施設も入りやすさが使いやすさにつながるのではないかと考えています。

資料の最後のほうをご覧ください。

写真を3枚つけております。本来は5枚、6枚つける予定だったんですけれども、メールで送れなかったもんですから、3枚に絞ったところです。

①番のところ、これが入り口付近であります、写真、これはエコフィールドみまた環境学習公園という文字を入れたいために、ここを写していますけれども、この左側部分、駐車スペースがとられていますが、草がぼうぼうと生い茂っています。

こっから真っすぐ入っていくわけですが、最初のところは、やはり草が生い茂っていますが、そっからずっと先に行きますと、その前にトイレがありますけど、トイレはそのときは、きれいに掃除されていて、非常に利用者がいても、気持ちよく用を足せるなと思ったぐらいきれいにされていました。

それから、ずっと奥に行ったところが、②、③となるわけですが、この②にあるように、こういう本当に学習公園だと思うような標識がいっぱいあります、あちこちに。もちろんご存じだと思いますけれども、この公園を整備された、担当された方の思いが伝わる、そんな感じがします。

町内のほかの公園、全部いい公園だと思いますけれども、それとは全く違った姿、学習できるんだなということを感じることができます。

文教三股をアピールできる一つじゃないかなと思います。そして、環境問題を肌で感じることができる。

コロナ危機に取り組まなければならない今、改めてごみに対しての問題提起をして、学校教育、社会教育の学習の場としての活用を考えてはいかがでしょうか。

写真の3を見ますと、すっきりと整備されています。宮崎の図書館とか県立芸術劇場とか、何ら変わることがないぐらいきれいな感じでありますけれども、こんな身近なところに、森林浴を楽しめるような公園、また旭ヶ丘と並んでウォーキングコースとして活用が考えられるんじゃないかというような状態ですし、先ほどの説明板のようなものは、至るところにあります。学習もできる。

そういう公園なのに、ここ数回、一般質問をする関係ですが、何回行っても、会ったのは1人だけでした。それも、ずた袋を担いで、タケノコ取りに来られた都城の人、1人です。

本当にもったいないと思いますけれども、一般廃棄物処理場、クリーンヒルみまたの部分ではなくて、環境学習公園としてエコフィールドみまたですが、当初想定された公園の活用の在り方は、どのようなものだったのでしょうか、また、その活用実態について伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） エコフィールドみまたの開設当時の活用方法については、以前、議員のほうからご質問があったときにお答えしたとおりでございまして、環境学習公園として活用するべく整備された公園であります。

今現在の活用方法等についてお答えしたいと思います、よろしいでしょうか。

現在は、老朽化等により、環境教育の場所としては、活用ができていない状況でございます。倒木の撤去や草刈り、樹木の剪定等の維持管理は定期的に行っておりますが、現在は、森林の散策や自然に親しめる公園として利用されている方もいらっしゃいます。

エコフィールドは、地球環境を維持、創造するために、自然との共生を実体験できる公園として、維持管理していきたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 維持管理されているというのは、この３番の写真で分かります。あと活用されていないというのが実態じゃないかなと思うんです。

環境学習公園、当初の目的、今言われましたけれども、そういう利用がされるように活用を考えていただきたい。

一番、使おうとなれば、今言いましたように、学校教育でしょうし、または社会教育としての活用もあるでしょう。そうやっていくと、こんな良いところがあるのかということで、普段使いもされるように、広がっていくと思うんですが、どう見ても人がいないんです。

だから、逆に怖い感じがする。独りで行ったら。２人で行っても怖い。そういうようなものを、このままにしていくと、ますます行きづらいところになる、前も言いましたけれども、これをもっと活用するように、特に、このごみ問題にもう一回目を向けるということからも、考えていただきたいと思いますが、もう一回お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今後、町のホームページに掲載して、もう少しPR、エコフィールドのPRを考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 学校教育では、どういう活用を考えられますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、学校教育でのごみ問題、環境問題についてでございますが、文部科学省が定めております学習指導要領では、小学校第４学年の社会において、廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるように進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解するよう指導することとされております。

このため、本町では、教育委員会が作成しております、第３学年、第４学年で使用する社会科の副読本、私たちの三股の中に、本町でのごみの出し方、あるいは本町のごみの排出量、ごみ処理の方法、ごみの現況ルールについて取り上げておりまして、それを学習するとともに、実際の処理施設等を見学するなどして教育を行っているところでございます。

エコフィールドみまたにつきましては、令和元年度は長田小１校が利用しております。その他の小学校については、山田町のクリーンセンターなどを見学している状況です。

エコフィールドみまたもおおいに利用するべきだとは思いますが、限られた授業時数の中で、児童に、ごみ問題についての的確に学習させるには、やはり、実際の処理を行っている施設

とか、そういったところを見学したほうが、より効果が高いと思われますけれども、実際利用している学校もございますので、また、各小学校にエコフィールドみまたについても、活用を検討するように伝えていきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 町がつくった学習公園なんです。お荷物ではないんです。必要とあってつくられた公園であるということが前提として、活用されて当たり前なんです。

活用を工夫していただくことが必要だと思います。それでなければ、この活用は広がらない。宝の持ち腐れになるのではないかなと思います。

社会教育のほうでは、どのような活用が考えられますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 例えば、さつき学園、高齢者の皆さんを対象にして、いろんな講座をやっておりますけれども、そういったものの視察場所といいますか、そういった活用も考えられると思います。

また、施設におきましては、その役割というものが、整備から、時が経過するにつれて変わってくるということもあります。

そういった中で、やはり、せっかく造った施設ですから、できるだけ有効利用するというのは、当然のことでございますので、また、エコフィールドみまたの存在も、教育委員会の中でも認識していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） ただいまの質問には、通告ございませんので、関連が……

○議員（４番 楠原 更三君） エコフィールドみまたの活用方法でありますから、これについての、（「休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午後２時02分休憩

午後２時04分再開

○議長（重久 邦仁君） 議事進行。再開。

○議員（４番 楠原 更三君） 今の意味が分かりませんでしたけれども、今後のこととして、いろいろ考えなければいけないと思いますけれども、あそこの施設エコフィールドは、ごみを再利用してこうなりますというのが、はっきりといろいろなパターンであります。

これは、古い問題でもなく、今の問題、将来の問題、全部つながっていると思います。行ってみると。

ごみがこうようになってこの道路になりましたとか、そういうのをぜひ、ありますので、いろ

んな場面で使うようにお願いをしたいと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、ごみを通しての感染症拡大、その危険性の防止も考えておく必要があるということで、ごみ回収指導員の方々、業者の方は業者で対応されるんでしょうけれども、回収指導員については、安全指導が必要となってくるんじゃないかなと思いますけれども、その予定はあるかどうかをお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） ごみ回収指導員、リサイクル推進員のことだと思いますが、こちらの感染症に対してお答えをいたします。

環境省から感染対策のための家庭でのごみの捨て方が示され、粗大ごみや資源ごみについては、自治体の分別収集ルールの確認をするように示されております。

また、新型コロナウイルスにかかる廃棄物、使用済みマスクやティッシュですね、適正な処理については、全国的な周知が必要であるため、メディア等を通じて広報がなされてきました。町においても、広報紙やホームページなどで周知に努めたところでございます。

ご指摘のように、リサイクル推進員等の感染防止に対して、安全指導が必要であると考えましたので、分別作業を行う際のマスクや手袋の着用、作業後の手洗いなど、感染防止策をまとめたパンフレットを早急に作成しまして、6月5日ですが、配布、指導したところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

次に入りますけれども、教育の面について伺ってまいります。

これにつきましては、先ほどまでの質問の中で大分出されましたが、小学校1年生ですね、幼稚園、保育園から1年生になったばかりの子供たち、この子たちが小学生になる、小学生化する、そういう時期が1年生の4月、5月、ここが中心だと思います。

しかし、そのときに、小学生化されない子たちがいるというのが、大きな問題であると、古くから言われております。資料の1をご覧ください。

小1プロブレムと言われておりますけれども、赤で書いたところ、これ「日本大百科全書」から抜き出したものです。

小1プロブレムとは、「小学校第1学年の児童が、学校生活に適応できないために起こす問題行動。入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、集団行動がとれず、教師の話を聞かない、指示に従わない、一定時間を静かに過ごすことができないという問題」ということです。

これ、毎年かける時間というのは大変なものだと聞いておりますが、この問題にうまく対応できないと、その後の不登校とか、いじめなどにつながっていくと言われているものです。

学校としては、毎年のことですから、綿密な計画の下で、対応されてきていると思います。しかし、今年は違うですね。4月・5月、肝心なときに、その取り組みが十分にできない、そういうのが実情ではないかなと思います。

町の教育委員会としては、教育事務所の指示があると思います。それに従ってされていると思いますが、学校教育係、行政としては、このようなときに文教三股として、それこそ三股モデルといえるような何らかの支援が行われているのでしょうか。

昨日、確か、教育長のほうで、補充指導に対しての人材活用について、教育長は、学校からの要望は出ていないということを答弁されていますが、小1プロブレムに関していえば、例えば、学校支援員を増員するとかの対応は必要ないでしょうか。

ふだんの授業とか、事業の進路の手助けとか、そういうんじゃなくて、小1プロブレム対策として、そういう対応は考えられないでしょうか。三股モデルとして、何か考えられているかどうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 小1プロブレムの問題でございますが、これにつきましては、今回の新型コロナウイルス感染がなくても、長年の課題でございます。

このため、三股町では、平成27年に「幼保小中連携推進協議会」というものを設置しております。

子供たちの育ちを連続した15年間で捉え、育むことを目指しているところでございます。

その中で、幼保小の連携につきましては、それぞれの日常的な連絡や情報交換、計画的で組織的な連携交流の実施、片や地域とも連携した取り組みの3つを重点としまして、小学校職員の保育園での体験研修や、公開保育、合同研修などを実施し、幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続、それぞれが何をやっていくかというのを理解しながら、小1プロブレムを解消するように努めているところでございます。

また、小学校におきましては、特に、1年生には、小学校生活が円滑に始められるよう、「スタートカリキュラム」というのを用意しております。今年も、その「スタートカリキュラム」準備しておりましたので、1年生については、それに従ってやっております。

内容的には、例えば、学校探訪、小学校の中をいろいろ見て回るとか、校長先生の話をお聞かせとか、そういったことがございますけれども、そういったものはきちんと実施しておりますので、人を増員するという面については、今のところ必要ないのではないかと考えております。

また、今回は、入学式から後に、一斉にフルスピードでやるわけではなくて、分散登校とか、いわゆる準備期間がございました。そういうことで、特段の問題は今見られておりませんが、ただし、やはり担任と保護者とのコミュニケーションとかは、なかなか取れない状況なので、お互

いの意図を理解しないといった中でちょっとした苦情といいますか、そういったものはございますけれども、それはその時々で、確実に解決するようにしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 小１プロブレムについては、大して問題ないということですね。今の、通常例年と変わらないような段階ということです。はい、分かりました。

あと次ですけれども、５月の初めの回覧板の中に、事務局を県教育委員会とする、学校における働き方改革推進協議会からの保護者、地域の皆様への町内への回覧がありました。

資料２に上げてあります。

これも赤いところで読んでいきますと、「地域の皆さまへ、子どもたちの教育環境の充実のために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちに関わる役割分担をし、連携・協力した取り組みをお願いします」という、これ抜粋ですけれども、そういう内容でした。

ちょうどこれが３月の十幾日付だったと思います。５月の回覧ですけれども、ちょうどコロナが問題となり始めた頃に、そういうチラシが県教育委員会から来たということになるんでしょうけれども、現在でも、登校指導とか、見守り活動とか、放課後の支援、そういうものが地域との連携というので行われてきていますが、今回は、３月の十何日に来たので、これコロナと関係あるのかと思ったんですけれども、関係ないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） このチラシがちょうどタイミングが重なってしまいましたけれども、元はやはり学校における働き方改革という視点でですね、例えば、昨年来、三股中学校がそのモデル推進校になるなど、言わば教育会挙げてこういった働き方改革に取り組んでいるわけですが、そのためには、やはり三股町も教育大綱の中で言っておりますけれども、家庭、地域、学校が連携して取り組んでいくことが必要となっております。

このチラシの趣旨でもですね、そういった観点からやはり学校が主にやるべきこととか、家庭で主にやるべきこと、地域の皆さんにお願いしたいということですね、ある程度、役割分担をしながらやっていこうという趣旨でございまして、日頃から三股町の地域の皆様には、児童生徒の学びに、いろいろとご協力いただいておりますので、これは、特段コロナウイルスに対してというわけではございません。

ただ、今、学校では、これまでの答弁でもお答えしており、いわゆる新しい生活様式の中での学校経営というものをやってきているところでございます。

新型コロナウイルスについては、そのリスクが完全になくなるものでもなく、今後、この社会全体が、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければいけないという認識に立つとですね、やはり地域においても、そういった新しい生活様式といったものに取り組んでいただいて

ですね、いわば、子供たちの手本になるようなといいますか、やっぱりそういったこと大事だよということを、子供たちがちゃんと理解するようにご協力をいただきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よく分かりました。ただ、偶然重なったというだけですね。

次にまいります。

教育に関して3番ですけれども、ICT環境、これにつきましては、もう十分説明を伺いましたので、省略させていただきます。

次、「三股らしさ」について、こればかりし、何か私は言っているような気がするんですけれども、まず、1番、これも5月の回覧だったでしょうか、こういうのが、回覧で回りました。私、これいただいたんですけれども、これについての質問をさせていただきます。

これ自体が計画基本構想ですから、計画の段階ということで、抽象的な部分があってもおかしくないと思いますけれども、ここで改めて確認させてもらいたいことが幾つかあります。資料の4をご覧ください。

この資料の4です。「五本松交流拠点基本構想パンフレットから」というやつですけれども、まず、開けてすぐのページの下のほうですけれども、「『新しい三股らしさ』の実現を目指し、町民の皆さんとともにまちづくりに挑戦します」。

私はちょっと裏を考えるもんですから、ここに「新しい三股らしさ」ぽつと見たときに、「これまでの三股らしさ」と違うのがあるのかと思ったんですが、まず最初に、「これまでは三股らしさ」をどのように捉えられていたのかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、「三股らしさ」をどのように捉えてきたのかというご質問にお答えいたします。

三股町のまちづくりにおきまして、「三股らしさ」という概念を明確に捉え規定するまでには、まだ至っていないのかなと考えております。

しかしながら、三股町のまちづくりの歴史をひも解いていきますと、三島通庸の開拓から始まった都市基盤整備によって、広い道路など優れた住環境が、町の発展において不可欠と思われる町民の意識が育まれ、積極的な住環境整備が進められたことがわかります。

その結果、住みやすい町としての魅力が高まり、人口も増加してきたものと考えております。

三股町のまちづくりにおける歴史的検証については、十分ではないかと思いますが、先人が築いてきたまちづくりを見つめ直すことで、まちづくりにおける三股らしさを導き出すことができるものと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4 番 楠原 更三君） 朝、準備していただいていたプリント、「第5章構想実現するために」というのがありましたが、ここには「三股らしさ」とは、といろいろ書いてありますが、例えば、高千穂町、それから高原町考えますと、神話の里なんですね。特に、高原なんかは、「日本発祥地まつり」というのを始めて、もう8年ぐらいでしょうか。やっています。

根拠はどこなんだろうと考える人は、あまりいないと思うんです。高千穂も、高原も、あれは根拠となるのは、古事記、日本書紀、これ科学的に検証されてないから、これは歴史から外すという方々が多いほうなんです、それを基に検証しようがないことを基に、町はこんな町だと、「高原らしさ」「高千穂とはどういうものだ」というものを、それに使っています。

ほかにも、椎葉は「落人伝説」とか、西米良は「菊池一族の村」とか、高鍋はもっと有名です。もっと有名と言いながら出てきませんけれど、米沢の上杉鷹山の和紙とか、そういうふうに、らしさといえば、具体的なものが出てくるんですね。

「三股らしさ」といったときに、あまりにも漠然としすぎている。この資料4の下のほうに、「三股らしさとは、三股らしさを見い出そうとする町民性こそ、三股らしさを生み出す出発点」、何か禅問答みたいなんです。

これをぱっと説明できる人がいたら、教えてください。「三股らしさを見いだそうとする町民性」どんな町民性なんでしょうか。本当、ここに引っかかっている、私は。

それから、このパンフレットにどんと書いてあるんです。

それから、「地域ごとに色濃く残る伝統芸能や文化、三股ほどコンパクトな小さな町に、地域ごとに伝統芸能色濃く残る」何でだろうかということ、やっぱりほしいんです。それが地域特色になります。

それから、「まちの歴史を重んじるころ」、これもちょっと理解不能なんです。「まちの歴史を重んじるころ」、やっぱりこれ教科書が必要なんじゃないでしょうか。そういうことで、町史がまた新たらしくなったわけでしょうけれども、そういうものをどうやって理解させていくか、そういうこつこつとした努力があった後に、ここにかけるべきものではないかなと思うんです。

これだったら、ただ単に、言葉遊びになってしまうんじゃないかなと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 確かに、今、議員が申し上げられました、高原町、高千穂町のように、裏づけできるようなストーリーというか、そういったものがなく、このように言葉を並

べておりますので、なかなかここを理解してもらうのは、難しいことかなと思いますけれども、私自身、昨年度5回にわたる町民ワークショップにも参加させていただいて、その中で、違った世代の方々、また住んでいる環境も違う、職業も違う方々が一堂に会しまして、三股町の将来、現状について、また五本松跡地の利活用について、真剣にこうでもないああでもないというふうを考えていく、これが三股町の町民性なのかな、三股らしさなのかなというところは、正直に感じたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、言われたのは、この写真で、皆さんが一生懸命話されている部分、それから景観づくりの中の後ろのほうにあった、前日、小鷺巣、梶山、長田の会話の状況、ああいうの見れば分かりますけれども、多分そういう場になれば、どこのまちでも、ああなるんじゃないかなと思います。

テーマが与えられて、場所とテーマ、そしてメンバーも集まって、絶対あぁなります。あれが三股らしさには、私はそうではないんじゃないかなと思いますけれども、ここでいう「新しい三股らしさ」どういうことをお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 「新しい三股らしさ」ということでお答えいたします。

こちらにつきましても、明確に規定するには至っていないところでございます。基本構想においては、次のように述べております。

先ほど、お示しいただいたんですが、本日配っております基本構想の抜粋でございますけれども、第5章のところをご覧いただきたいと思います。

こちらの5章の3、「三股らしさの部分」は、交流拠点施設整備事業審議会におきまして、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、構想に反映した部分でございます。

「町民の皆様とともに、三股らしさについて語り合いながら、三股らしい交流拠点づくりに取り組みたい」というふうに考えております。

「新しい三股らしさ」とはいったものの、これまである伝統とか、そういったものの三股らしさを基に、新しい拠点の施設を造っていこうという考えの下に書いたものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ちょっと言い過ぎかもしれませんが、言葉遊びにすぎないというような感じでもしょうがないですね、これは。

もう一回確認ですが、高原も高千穂も科学的に検証できないものを、そのまちらしさの基本に

据えているということです。三股の場合には、先ほど言われましたけれど、三島通庸によって今のまちの形が完成した、これはちゃんとそれを書いた資料がないとしても、対外的にはそう言われてきています。栃木的那須塩原、山形、そこでそう言われています。

これも2回、3回ですけれども、東北大学の都市デザインの先生もそれを基に来られました。山形の町長さんたちも来られました。外部ではそう言われて、考えられているわけですから、それを使うことは何もおかしいことじゃないと思うんですね。

また、小学校にもちゃんと胸像があります。胸像は日本で三島さんの胸像はここにしかないと言われていますけれども、そういうものを手がかりにしていっていいのではないかなと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、三島通庸公の開拓によって、基盤整備というか、広い道路が整備されたわけですが、それを引き継ぐ形としまして、また先人の進めてきた偉業を引き継ぐ形で、町民の意識というのも育まれてきたと考えておりますので、実際そういったところを、ストーリー性を持たせた裏づけをして、打ち出していくのも有効ではないかなと、今、考えたところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この基本構想をつくるに当たっては、町民の皆様の有志の方々に応募いただきまして、そして一生懸命、三股とは何だろうかということで、いろいろと、禅問答と言われましたけれども、いろいろと検証しながら、三股の新しい特徴を出していこうということで、五本松というところに視点を置きながら、今までの歴史観を含めて、本町には、花と緑と水のまちとか、文教のまちとか、アスリートタウンみまた、そういうふうなキャッチフレーズでまちづくりに励んでおりますけれども、そういうのも生かしながら、次の五本松のPRを生かしていくか、そういう視点から三股らしさ、今までの歴史性も踏まえながら、新しいものをつくっていこう、そういう前提で、皆様議論されたのではないかなというふうに思います。

ですから、三股の特徴をどうやって出していくか、そのための考え方を整理しているというふうに理解してほしいなというふうに思います。

今、形になるものというものは、これから基本計画をつくっていきますんで、その中で、もっと深掘りしながら、この皆様といこう、「三股とは何か」そして、そのところには、どういうまちづくりが、らしさから形になっていくのかと、そういうのを提示したいなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） この図みたいなものに、前はこの県道に「梶山街道」というのを
入れてほしいということで、入れてもらった図を見たことありますけれども、それが一つ三股の
中の地名、そしてこのこういう中に、三島通庸という言葉がどっか一つ使われていてもいいんじ
ゃないかな。

具体的なものが一つ一つ入っていくのを、この基本構想の次の段階で入れていただくと、「三
股」というものが、形として捉えられるようになるんじゃないかなと思いますので、よろしくお
願いいたします。

次にまいります。

このパンフレットの最後のところで、資料の５をご覧ください。抜粋して出しておりますが、
「三股町あいことば」として、「町民とともに考え」、「ともに進める」というので、これ私が
書いたもので、実際はこうやって黒できれいにされているやつですので、大分違いますが、ご了承
ください。

その中に、「共に考え、共に進める」昨日もありましたけれども、これこそ「協働のまちづく
り」の意味だと思うんです。その次、これまでというところに、「行政だけで考えると、町民の
ニーズと食い違い、あまり利用されない施設になってしまいます」、これは本当に行政の反省な
んでしょうか。

こうであつたらいけないんだけれども、こうなってしまいました。これいけないということ
ですよね。これ反省なんですか、ちょっと確認です。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 反省と申しますか、結果的には反省するところなんですけれど
も、町民ワークショップ等を通して、こういった町民の方々からの率直な意見としまして出てま
いりましたので、これをここにあって載せて、自分たちの立場というのを顧みるといいますか、
反省という形になります。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 町民ワークショップで出た言葉を載せられたということですね。
これを見て、役場職員としてどう考えられますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 三股町のスローガンの一つとしまして、「協働のまちづくり」
というものも掲げておりますので、この言葉というのは真摯に受け止めて、改善していける
ところは改善していくように、心がけていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） これからのところに、「このような食い違いが起らないように

するために、計画の段階から施設を利用する町民の皆さんと一緒に考えることが大切です」、これこそが「協働のまちづくり」の意味ではないかと思うんですが、昨日もありましたけれども、10年目なんですね。総合計画の。

総合計画には、「協働のまちづくり」が掲げられています。10年目です。10年目になって、これから、これも非常に矛盾するし、一体感がないし、これまで理解されてなかったのかというふうに、これ考えてしまうんです。どう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この「町民と共に考える、協働のまちづくり」これについては、まちづくり条例を平成25年につくりました。要するに、それぞれの「行政の責任」あるいは「コミュニティ団体の責任」また「事業所の責任」というものを皆さんが一緒になって考え、検討しながら、このまちをつくっていきましょう。そういう視点から、そういう条例の下に、今現在、協働の理念でまちづくりを進めております。

特に、今回、五本松については、今まではどちらかというと、町民のほうの第三者たちがつくって、そこの意見を聴取しながら、そこの事業の実施に入っていきますけれども、今回は初めから町民で構成するところから、たたき上げて、構想の取りまとめまでいったというところが、もっと深掘りしたような取り組みがなかったかなと思うんです。

それとともに、ご案内のとおり、景観のほうの基本計画、そちらについても、非常にそれぞれ地域で、自分たちの地域をどうやって見直していくか、そしてどういう宝があるのか、そういうのも今回ですね、本当に地域に住民の方々が参加して下さって取り組んだということで、今までの積み重ねが今回のこの計画につながっていったんじゃないかというふうにご理解いただけるとありがたいなというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、言われました「三股町景観まちづくり計画」、非常に中身はいいんです。本当これはすばらしいなと思いますけれども、これが果たして、現実のものになるのかというのは、これからの問題ですけれども、それを考えていただきたいと思うんです。

こっちのパンフレットと全く違うんですね。これは出さないほうがよかったんじゃないかと、私ははっきりいって思います。出すんだったら、この最後のページですね、特に、ここの下のとこだけは許せるとしても、上は、本当に今まで「協働のまちづくり」というのを、理解していなかったということが、もう出ているんです。こっちのほうだったら分かります。

そして、「景観まちづくり計画」これも後でちょっとまた入りますけれども、三股はすばらしいとこだということが、いろいろな計画の中では見ることができます。それを確実にですね、優先順位も必要なんでしょうけれども、現実のものにしていきたいなと、そうすると、「三股

らしさ」というのが、ここにたっぷり表されてきていると思います。

それから、次にまいりますけれども、「広報みまた」なのですが、4月、5月、6月号と持ってきたんですが、持っていらっしゃったですね。これについて、まずいきますけれども、4月号で、私がずっと言っていたんですが、「町の生い立ち」というのが、変わりました。今までと全く違って、なるほどなと思ったところでした。

そしたら、翌月の5月号、どこを見てもそれがないんですね。リニューアルした部分が、次の5月号からは姿を消しているんです。これ何か理由があるんでしょうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ええ、その理由について、お答えしたいと思います。

今、楠原議員が申されましたとおり、4月にリニューアルして、「町の生い立ち」ということで掲載させていただきましたが、これに関連しまして、さきの3月議会ですかね、こちらのほうの一般質問でありました、「町の生い立ちの再考」という件につきまして回答したところでございますけれども、今回、「町の生い立ち」と、中身も含めてなんですけれども、別な視点で町の歴史を見ていこうということです。

三股町の歴史に触れる機会を増やそうということで、それにつきまして、「三股町史」を新たに発行できたということがありましたので、この中から「三股町の歴史」を紹介していくための連載形式で載せていこうということでしたところでございます。

今回、4月号に載せて、リニューアルした分を載したんですけれども、これまでの生い立ちの中で、ちょっと変わってきた点もありまして、5月号についてはちょっと控えさせたというところでございます。

また、連載形式につきましては、7月号からですね、一つテーマを持ちまして、連載形式で載せていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） もう一回今のですけども、控えさせたと言われました。もう一回その理由をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 3月まで載っていました、町の生い立ちの内容、それと4月にできた内容、これにつきまして、3月と4月、町生い立ちの内容が変わっていましたので、その後、私のほうも内容が変わっているというのを確認しました。それも発行した後です。それがありませんでしたので、もう一回内容を確認することも必要でありましたので、5月号については控えさせていただいたということでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4 番 楠原 更三君） 確認されてどうでしたか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 3月号までに載っていた町の生い立ちの内容、それと4月号の内容ですね、これについては、私のほうも知識ございませんので、内容にどちらが正しいのか、本当の町の生い立ちなのか、そこまでは認識できなかったとこでございますけれども、内容のほうが変わっていたということで、5月号については控えさせていただいたということです。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4 番 楠原 更三君） 今後はどうされますか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、「町の生い立ち」というところで、これまで町の広報に載っていましたし、先ほど言いました、町史ですね、こちらのほうから、一つ町民に対して、歴史に触れる機会を増やしていこうということで、年数回の連載方式にやっていきたいということで、「町の生い立ち」というところは、今回取り下げというか、削除させていただきたいというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4 番 楠原 更三君） 何十年と広報みまたの裏表紙みたいところに生い立ちがありましたけれども、一回変わっただけで、内容におかしいことがあったということですね。

私は少し興味があって、ずっと見ているわけですがけれども、3月号までの内容と比べたら、4月号はすっきりしたんです。3月号までは曖昧だったんです。古書にいう「川三条に分かれてどうのこうの」この表現自体があやふやなんです。それを5月号でははっきりさせた。それが生い立ちをはっきりする一つだったんですよね。

この内容がどうのこうので、元に戻してくれとかいうわけじゃないんですけれども、ここでは、なぜリニューアルされて1回ぼっきりの掲載で、次なくなったのかということと、これからどうする予定ですかというのを伺うだけだったんですけれども、年に数回の特集で、町史を基に載せられるということですので、期待をしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間もなくなってまいりましたので、最後の本町の魅力化について伺います。

「魅力化」というのは、いろんなことで可能だと思いますけれども、まずは今までの質問で聞いていますことについての確認からいきます。

長田峡成因看板設置の進捗状況について伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 長田峡成因の看板設置の進捗状況についてお答えいたします。

本事業は、県の補助金、「訪日外国人おもてなし環境緊急整備事業補助金」を活用して行うこととしておりまして、4月と5月に、県との事前協議を行ったところでございます。そして、5月27日付で本補助金の交付の内示をいただいております。

今後の予定でございますが、6月に本申請を行いまして、7月に交付決定を受けた後に、事業者の選定等を行いまして、8月から看板の作成に入っており、11月の完成を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。

設置場所とか、説明文の内容などは決まったんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それも、今後事業者を選定した後に、いろいろ検討をしていくということになります。

また、全国各地にありますそういった成因の看板等も、ジオパーク等にあるようですので、参考にしながら進めていきたいと思いますが、その際に、楠原議員のお知恵もお借りできると大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） いや。

次に、続きますけれども、聞くところによりますと、新型コロナの影響で、「梶山城跡調査整備検討委員会」が現在開催できる状況にはないということでしたけれども、今後の予定はどのようになっていますか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今、議員がおっしゃったように、委員長を八巻先生が東京在住でありますので、5月に予定していた会議の開催は延期したところでございます。

今後は、第2波の影響を考慮しながら、慎重な対応が必要と考えておりますが、事業計画の素案はですね、書類の郵送とか、メールで対応して、時期を見て、どうしても現地調査が必要となりますので、現地調査を含めた日程調整を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） このままポシャることがないように、ずっと声をかけていただきたいと思いますけれども、今回の議案書の後ろのほうに、土地開発公社、令和元年度決算報告書がついてましたけれども、その1ページ目の最初のほうに、「梶山城跡地公園整備事業」と表現されています。

「梶山城跡地公園整備事業」と表現すれば、どんな公園になるのかなと夢が膨らんでいく感じがします。今後、「梶山城跡整備検討委員会」と連動した形で、「梶山城跡地公園整備事業」というものを念頭に置いた、今後の青写真というものを、指し示すことはできないでしょうか。お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今の整備検討委員会は、今目指しているところは、国指定をどうにかして受けたいということで、そのために、専門家の方に委員になってもらって、まずその国指定たる価値を示しなさいということなので、今からそういう文献とか発掘調査をして、まずは国指定のために必要な証拠というか、そういうのを固めていきたいと、そして、町のほうで買った後は、公園整備とか、また出てくると思うんですが、現在の委員会の中では、国指定を目指すところを重点にいきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この「三股町景観まちづくり計画」の町長挨拶のところにですね、「本町は、豊かな自然と美しい川や田園、雄大な霧島山が織りなす景色、梶山城跡など貴重な文化財」というので始まっている文章があります。

この「貴重な文化財」というものを、昨日も出しましたけれども、5つ指定文化財があって、それ以外にも三十幾つ、40前後の指定じゃないけれども、文化財があります。

こういうものに、もう一回目を当てて、「景観まちづくり計画」これがあるからこうなんだというような地域づくり、それがまちづくりに広がっていくんじゃないかなと思いますけれども、梶山出身だからいうわけじゃないですけど、最初に、「梶山城跡などの貴重な文化財」とありますので、まずははっきりとした形としてあるもの、これを形づくるように一生懸命お願いをしたいと思います。

「梶山城跡公園」なかなかいい名前です。これまでも使われていたんでしょうか。どうでした。こないだの後。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） おそらく「梶山城跡地公園整備事業」というのは、土地開発公社が用地を、先行取得を進めていく上での事業名というふうに考えております。

町のほうでは、土地開発公社が先行取得した土地を町が取得しまして、具体的にですね、国の遺跡としての指定を目指して、その中で、保存することは保存するんですけども、やはり今、文化財もどのように活用していくか、見せていくか、住民の皆さんをはじめ、観光といった側面でも利用していくかということが重要になっておりますので、それを考える際にですね、梶山跡地はここはちゃんと保存して、ここはいろんな活用をするように計画しようというのを、年数的に

はある程度かかると思いますけれども、今後やっていきます。その中で、例えば公園的なものとか、いろんな活用が考えられるのではないかと思います。

まあ、その辺につきましては、楠原議員が3月議会でもご質問いただいて、お答えしたとおりでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございました。

これからも似たような質問をやっていくと思います。よろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより15時まで本会議を休憩します。

午後2時50分休憩

午後3時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 9番、上西です。通告に従い発言してまいります。

最後になりましたので、簡潔に時間短縮で行いたいと思います。よい答弁をよろしくお願いいたします。

1番目の質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについての質問です。

これまで何人もの議員が質問をしておられるので、ダブるところは省きます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大は世界中に広がり、多くの人々に、特に経済的・社会的に立場の弱い人たちがほど大きな犠牲を強いられる事態が続いております。県内では、都城、小林、三股と近辺市では感染症は出なかったものの、3月からの休校やイベント自粛、全国的な緊急事態宣言などで、町内の飲食業を含む事業者の方々が影響を受け、ある店舗の方は、「客が一人も来ない」と言われ、「店を畳みたい気持ちだ」と話されておられました。

本町の取り組みは、独自のいろいろな取り組みを多くしてくださり、助けられている方もおられます。また、それに伴い、職員の遅くまでの事務対応や、町民の要望の聞き取りなど大変なご苦労だったことと思います。あとは質問席から質問いたします。

1番目の質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて、「みまたん事業者おうえん給付事業」、今回は、どういう事業者の相談が多かったのか。また、5月末現在、どれくらいの方が給付を受けられたのか、件数と金額を伺うと書いていますが、これは昨日も今日も

回答されましたので省きます。

2 番目の「家賃補助事業」何件ぐらいの要望があるのかお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新型コロナウイルス感染症対策の取り組みということで、「みまたん事業者おうえん給付金事業」についても回答を用意しておりましたが、重複するということで、「家賃補助事業」について回答いたします。

家賃補助につきましては、5 月 1 日から受け付けを開始し、現在も申請の受け付けをしております。5 月末現在の申請の受理件数は 9 2 件あり、業種別には、飲食業が一番多く 3 4 件、3 7 %、次に製造業 9 件、1 0 %、理容・美容業 6 件、7 %と続きまして、その他の業種としましては建設業や小売業があります。

家賃補助は審査する資料が多く、金額も一律でないため処理に時間を要し、5 月中の支払いはできませんでしたが、6 月 1 0 日現在ですと、4 1 8 万 4 , 8 0 5 円、7 7 件の補助を行っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（1 0 番 上西 祐子君） 三股の家賃補助といたら、都城にお店を出していらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思いますが、そのあたりも含めての数字でしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 家賃補助の主なものとしては、確かに三股に在住しておられる方が町外で家賃を払って、そういう事業所等を借りて、お店等を借りて営業されているというものもございますけれども、町内におきましても法人格を有している方がですね、実際そういった工場であったり倉庫であったりというのを借りているということもございます。

いろいろございますけれども、やはり多かったのは都城市で飲食店等を行っている方というのが非常に多かったところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（1 0 番 上西 祐子君） うちの近所に都城でお店をされていらっしゃる方がおられるんですが、その方に聞いたら、都城で長いこと商売しているけど都城から出らんかったって言われて、やっぱり三股がいいねという話をしたんですが、その後、何かこの最近、都城も三股の業者の人にも出すっていうことを聞いたんですが、それはダブってもよろしいんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今おっしゃったとおり、三股町はこの事業を立ち上げた後に、

都城市も新たに拡充したような形で打ち出されてこられましたので、そこはもう重複しても仕方ないのかなと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員、座ったままでいいですので。

○議員（１０番 上西 祐子君） いいです。

○議長（重久 邦仁君） 発言してください。

○議員（１０番 上西 祐子君） いや、いいです。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 三股と都城はもうこう一体で、特に私たちが住んでいるところはもうすぐそこが都城なものだから、三股とその境目が分からないぐらいなんですから、そういう意味では本当に三股の取り組み、子供たちへの支援、いろいろなことでいい施策をしていただいたというふうに思っております。

それで３番目の「医療福祉従事者の応援事業」なんですけど、私も１か月間入院していて思ったんですけど、医者に来る人が少ないというんですか、今回のコロナウイルス感染症は目に見えなかっただけでなく、人のいるところには行きたくない、そういうふうな心理が働いて、病院とか介護事業所などの利用が控えられたと聞いております。私も自分が１か月入院していて、本当に外来も少なかったんですけど、入院患者がもう退院したら全然入ってこなくて、もう「がらがら」っていうような状態で、その代わり看護師さんたちの対応がすごくよかったんですけど、経営を考えたら大変だなというふうに感じました。

病院なんかの経営のそういうところで、本町にも個人病院とか介護施設などは多数ありますけれど、そのあたりの実態とか、そのいろんなマスクの配付とか５万円配付したとおっしゃっていましたが、そのあたり、経営実態なんかの相談とかそういうふうなのはなかったんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 「医療福祉従事者の応援事業」は、町内の医療機関や高齢者福祉施設などに対しまして、マスクや消毒液の購入費用の一部を助成するものでございまして、事業の進め方としましては、役場から対象事業者へ案内文を郵送で送付しまして、申請書を郵送にて返信していただく方法を取りましたので、直接のやり取りというのはなかったわけで、そういった経営などの相談というのは受けておりません。

ちなみにこちらのほうの応援支援金としましては、昨日６月１０日までに、６０件の３００万円をもう申請のあった分は全て振り込みが終了しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 病院なんかは、町がいろいろと支援できるような問題とはまた

ちょっと違うんですけど、またいろいろとあったときには教えてください。

4 番目の特別給付金について伺います。

今回、国からの特別給付金 10 万円を本町でも 5 月末ごろをもって給付金が払い込まれました。ただ、世帯主に対して給付される仕組みとなっており、家族全員の金額が一緒に振り込まれるというふうな状態でした。

その中で、私の家に駆け込んでこられた人は、ご主人が行方不明、連絡も取れない、うちには給付金の案内は来ないというふうな形で心配になってうちに来られて、一緒に役場に来て話したんですが、DV かも分からないというふうなことで相談されたら、「証明が要る」というふうな形で言われたというふうにおっしゃられて、DV の証明をどこでとるのかなというふうに思って、いろいろ話を担当者と一緒に聞いておったところ、前の日に電話したときに、その方が何か「NPO 法人の DV 相談所」に電話したところ、「2 年間もお金も生活費も送ってこないというふうな状態だったら DV にも当たる」というふうに言われたというふうなことを話されたら受け付けてもらったんですが、そういう昨日もらいましたその文書によると、4 人の方が DV でも給付金を渡したということが書かれてありましたので、よかったなと思うんですが、よく今度は介護施設に入所されている高齢の方なんかは、自分一人で証明ができないとか、いろいろ手続きができないとかいうふうな方がうちの親戚にもいるもんですから、名古屋まで電話してどうしたのか聞いたんですけど、そういう方々への対応、そういうふうなことを昨日の文書をもらったのに含めて、まだありましたら教えていただけるとありがたいかと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今のご質問に対してですけれども、まず、特別定額給付金の給付状況につきましては、昨日の別紙資料ということで、6 月 1 日時点での状況を示しているとおりでございます。

今お話がありました配偶者からの DV に関する件数、これにつきましては 4 件届け出がございましたので、世帯主以外の方に分けて給付をしたところでございます。

また、それは別なんですけれども、書類の不備とか、あと高齢による申請困難者、こういった方々の情報が入った分につきましては、全て電話連絡や職員が自宅を訪問しまして、直接申請書を受け取ったり、その申請方法について相談に乗ったり、そういったことをやりながら対応をしているということでございます。

今話がありました個人的な件につきましても、そういった職員のほうから報告は受けております。旦那さんがどこかよその県におられて、ほぼ 2 年間、音沙汰がないということで、ぜひ DV もあるということで、世帯主以外の方、奥さんですけれども、子供に対して別に支給をしてくださいという相談があったんですけれども、我々は国のルールに従っている以上は、やはり世帯主

と実際その奥さん、子供にそういった関係があったのかどうか、それ確認しなければいけない事実がありまして、その件については、担当のほうからその相談された方については、そういったNPOを通じた相談所に1回行っていただきたいというふうなアドバイスを確かしたということでございます。

したがいまして、そういったところに相談に行かれた上で、事実確認を我々も確認をしたというところで、この方についても世帯主に代えて給付を進めたということでございます。

あと、またですね、今後のことについてなんですけれども、今おっしゃいました高齢とか、あと申請がまだされていない方々については、昨日6月10日時点で、204世帯来ておりません。その方々につきましては、6月中旬、もうすぐですから準備はしているんですけれども、再度その204件に対して文書で催促の通知を出したいと思います。

それに反応した分については、それなりのまた処理をしていこうと思いますけれども、それにまた反応がない分については、役場内の関係部署、福祉課とか町民保健課、高齢者支援課、そういったところともいろんな情報等を受けながらですね、全世帯をちょっと配付できる形で確認作業を進めていきたいということで、我々としては対象世帯は今回、当初1万1,436世帯ですね、2万6,054人ということでありますので、この方全員に給付できるような体制でやっていきたいと思っております。

あと、期日につきましては、昨日申しましたとおり、8月12日までが申請期限でございますので、三股の場合はですね、その間、十分な対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本当にこう、皆さんが一人も漏れなく給付したいという気持ちで夜間訪問されたり、一生懸命されていることがよく分かりました。やはり、独り暮らしで施設に入っておられる方、そういう方々は、うちの親戚もつい最近施設に入られたものだから、住所変更をしていなかったものですから、まだ前の家に郵便物が届いたと思うんですけど、そういう方々も結構やっぱりいらっしゃると思うんですよね。

やっぱり、たまたま、その娘が名古屋の連絡がついたものですから、あれしたんですけれど、そういう連絡が取れないような方々も結構いらっしゃるって、と思ったんですけど、やはりケアマネジャーさんとかそういう福祉、包括支援センターの方々なんかは、そういう一人一人の情報を持っておられるから、そういう方々との一緒に協働して、その点、その字が書けないような人たちは、名前はあれだけど印鑑だけは本人が押さないといけないとか、証明とかそういうふうなのはどういうふうに対応されるわけですか、そういう人たちに。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 申請の仕方につきましてはですね、そういった心身に障害のある方等につきましては代理申請という方法もございますので、また、その代理申請に來られた方の身分等の証明、それとあと、本人さんの証明さえあれば、そういった代理申請も可能でございます。それでは対応したいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本当にこう、一人一人にそういうきめ細かい対応をされるというふうなことは、大変なご苦労だったことと思います。

それで、大きな項目2番目に入りますが、今回のコロナウイルス感染症対策で、この本町でも3か月以上、国からの対策の対応とか住民への対応、町独自施策の取り組みなど、大変な仕事を強いられたことと思います。一段落ついたとは言え、まだ第2波、第3波と本当の収束はまだ見えていません。本当にご苦労なことだと思います。

さて、町報4月号の人事異動情報によると、7人の退職で、4人が再任用、1人が新規採用となっております。昨年度より2名正規職員が減らされております。今回のコロナウイルス感染症拡大の中で、人々の命を守ることが、国と地方自治体の最大の責務となっております。それは、憲法25条に定められた「生存権」を保障することであり、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の具体化であると言えます。

今回のコロナウイルス感染症対策では、PCR検査数が少なかったことが問題として指摘されました。これは、検査の需要が少なかったからではなく、約30年前ぐらいからの地方分権改革や行政改革、市町村合併などで、正規の公務員が減られ、また、保健所の数も機能も大きく減少したことが要因として上げられております。

1990年に850カ所あった保健所が、昨年ですが2019年には470カ所に減られ、職員数も3万5,000人から2万8,000人になっていると、一昨日の志位委員長の国会質問がありました。

新型感染症は長引く可能性に加え、今後もたびたび大流行すると指摘されております。いろいろな危機、災害などが起こったとき、頼りになるのは自治体の職員の働きです。今回のことで住民の暮らしはもちろん、命の格差にまでつながってきていることを、多くの住民が痛感させられたのではないかと思います。

そんな中で、住民を守るために休日や夜間遅くまで頑張ってくれた職員の健康不安も高まります。これから先のことを考えるとき、正規職員を増やしていくことを考えるべきだと思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、人事異動に伴う職員数の増減でございますけれども、退職者

が7名に対して、フルタイム再任用職員が4名、新規採用職員が1名、そして県の出向職員2名が復職しておりますので、増減はない状況でございます。

新型コロナウイルスに関連しました職員の実務体制につきましては、昨日、指宿議員の質問に回答したとおりでございます。

正規職員の増員に関する考え方につきましては、今回のような突発的な事案や緊急性のある事業に対しまして、全体一体となった職員の協力、支援体制を構築していくことが重要であると考えております。また、想定される災害発生の備えを含め、業務ニーズに応じた適正な業種、職員数を確保していきたいというふうに考えております。

なお、総務省は防災・減災・国土強靱化の推進を図るために、過去に建築された公共施設の更新時期を迎える中、その適正な管理を進めるにおきまして、小規模市町村を中心とした技術職員不足を問題視しております。そこで、総務省は令和2年2月に、その解決策として、都道府県が技術職員を増員し、平時には技術職員不足の市町村の支援に当たる。また、大規模災害時や災害に際し、中長期の派遣を必要とする場合においては、その職員が対応できるよう財政措置がなされたところでございます。このことを踏まえまして、町村会では県に対し、技術職員を確保するよう要請をしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） まあ、もう、今回のようなことは、昨年の秋には想定されていなかったと思うんですが、本当に災害とかそういう危機とかいうのは突発的に起こって大変な思いをするわけですが、今回も本当に、5月採用で任用職員を4名採用されたというようなことを聞いて、その臨時職員の方も5月の連休までも仕事に行った人がいるというふうなことを聞いて、ほとんどの担当課の職員は、もうほとんどの方が、5月連休でも仕事をされていたと、そういうふうなことを聞いたり、また、この最近聞いたんですが、公民館長が、「担当者の誰々さんはえらいやせたね、大丈夫かなと、仕事がよほど忙しかったんだろうと、職員が少ないんだろう」というようなことや、ここの職員の両親が、「もうあまり遅くまで働いているから大丈夫かな」というふうなことを心配しているちゅうようなことを2人の公民館長さんから聞いたものですから、そういう点、健康を考えたときに、やっぱりある程度、この正規職員の数というのは、本町は私も昨年質問しましたが、定数がだいぶ削減されているものですから心配になって、これからどう考えておられるのか、町長のお考えをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 定数と現実の格差というか、差というのは病院が、このまだ本庁のほうで直轄しているときの定数でございますので、ですから、それからするともう病院は廃止され

ましたので、減っているのは当然でございます。

そして、今現在、任用している正規職員、それは各課のヒアリングをしながら、今どれだけの人数が必要なのか、その適正な人数、その確保については、しっかりと聞き取りをしながら、そしてまた課の状況と各課長、そしてまた総務課長、副町長とヒアリングしながら適正な配置に努めているところでございます。

今回は、県のほうに3名派遣しておりましたので、ちょうど突然1人の方が辞められるようなことがございました。最初の採用のときには想定していなかった方々が辞められると。それとまた再任用関係、そのあたりのところも十分配慮をしながら、そして退職者補充という、その分は完全に確保しておりますし、どちらかというといくよりも先に補充した部分もございますので、ですから、その分は増えております。ですから、適正な体制でやっていこうというふうに考えております。

ただ、やはりこういう災害ですね。それでこういう位置付のとき、これはやはりですね、やはり、職員、皆さんで応援をもらいながらやる、やらざるを得ないんですね。そして今回は特に自粛というか、閉鎖というか、いろんな公共施設関係がありましたので、そちらのほうの仕事が若干ですね、落ちついているところから人を応援をもらいました。そしてみんなでやろうという形で対処をさせていただきました。

そういう意味合いでは、みんなが協力してくれて、この1か月間を、5月が勝負だということでしたので、1か月間を乗り切ったところでございます。今後も適正な人員の確保、そしてまた、そういう専門職の確保、そういうのにはきちんと努めていきたいというふうに考えます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私はもう今回、町で職員の家族とか職員が陽性者が出なかったからよかったけど、これが陽性者でも出たときに、濃厚接触者とかいうふうなことで、ほかの人も仕事ができないような状態になりかねないわけで、そういう点も含めたらですね、本当に正規職員を少しは余裕を持って採用をしていかないとですよ、人間っていうのは一足飛びに成長するわけではないし、やっぱり一人前になるにはやっぱり10年、15年とかかるわけですし、そして今、皆さん方は優秀な人ばかりだから対応ができたわけであって、これがもう全員その10年、20年と勤務が続くとは、病気になったりいろいろ途中で辞めたりするわけですから、ある程度、やっぱりそういう点も考えて、職員採用を少しは正職員を採用していくような方向でいかないと、先々の三股の発展というか、そういうふうなのがまた考えられ、ちょっと心配になるようなこともできるんじゃないかと。今町長は、優秀な人に囲まれているからいいけど、やっぱり後のことを考えたときに、そこら辺も考えていただきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） それと、次の貧困対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の中で、経済的・社会的に立場が弱い人たちがほど大きな犠牲を強いられる事態が続いています。本町でも、コロナ感染症が発生してから、失業やアルバイトがなくなったりして、生活に困り、社会福祉協議会の「小口融資」や「どうぞ便」の利用者が増えていると聞きました。

本町の「どうぞ便」は、２年前に、生活が大変と感じる町内の１８歳以下の子供がいる世帯に、月１回、世帯１０食分の食材を無料で届ける活動です。この活動は、社会福祉協議会の職員とボランティア二、三十名が中心となっております。２年前、１３世帯、対象者は約３０名だったのが、現在５６世帯、２００名に広がっているということを聞きました。この利用世帯の約８割がシングル世帯です。

こういう「どうぞ便」の支援は、町の予算には載っていない社協の施策だと思うんですが、そういう支援はどうなっているのか。また、小口融資の実態はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 「どうぞ便」について、まず現状についてご説明させていただきます。

先ほどご説明があったところと重複するかと思いますけれども、「どうぞ便」というのは、町の社協が中心となって、町内の社会福祉法人、ボランティアの皆さんと連携しながら、経済的に困窮している１８歳以下の子供のいる世帯に、無料で食材を１０食を提供することで生活を支援する事業であります。

この事業は、町からの受託事業である、「生活支援サービス体制構築事業」の一つとして取り組んでいる事業です。平成３１年度には、「みまたん宅食どうぞ便」として、年間４５６世帯、１，６３８人に食材を提供しました。また、「こども食堂」２か所の支援にも取り組んでいます。

今回の、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、「どうぞ便」を利用する世帯は、３月末の４５世帯から５月末の５５世帯へと１０世帯増加しております。町社会福祉協議会では、「認定ＮＰＯ法人フローレンス」の支援を受け、この５５世帯に対し、１万円相当の食事券や食材を配付しております。これが「どうぞ便」の現状です。

続いて、「個人小口貸付け」について、現状をご説明します。

「個人小口貸付け」は、県社会福祉協議会が実施主体で、町社会福祉協議会が窓口になり、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う、「生活福祉資金貸付制度」です。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、３月２５日から貸付けの対象世帯を低所得世帯以外の休業や失業等による生活資金でお悩みの方々にまで拡大し、これを、緊急小口資金等として特別貸付けを実施しております。この貸付けや貸付け等の相談に対応している職員の

人件費は、町が全額負担しているところです。

現状は以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） 私も今回のことで、シングル世帯が多いことを実感しました。

そして、そういう方々がですね、夜も昼も働いていて、昼の仕事は何とかなるけれども、アルバイトがなくなったから生活に困るというふうなことを聞いたりですね、ある人なんかは、３人子供を抱えて昼間働いているんですけれども、看護師だもんで夜勤までしていると。「子供だけ置いてって大丈夫ね」と言ったら、「だって、夜勤しないと食べていかれんから」というふうなことをおっしゃるもんですから、本当に私、若い人たちのシングル世帯っていう人たちが、町にも多くいるんだなというふうなことを実感したんですが、そういう方々に「どうぞ便」のことを話したりすると、やはり何人か申し込まれたりしているんですが、ほとんど何かこの「どうぞ便」は、フェイスブックとかラインとか何かそういうふうなことで、インターネットを通じた申込みが多いそうなんです、すごく喜ばれておると。

新聞にも本町の取り組みが、去年、こういうふうに宮日新聞に取り上げられ、それと、これは西日本新聞が、今年の４月７日、それから、これがおとしの６月６日に、子育て世帯の家計手助けにということで、新聞記事になったことによって、すごく県内はもちろん、全国から問い合わせが来たり、講演に行ったり、社協の職員はされているみたいなんです。

今回は、今度は都城とか小林とか国富とか、そういうふうなところも始めるみたいなんです、県外では、兵庫県とか長野県とか奈良県とか、そういうふうなこの三股のすばらしい取り組みがですよ、全国に広まっていくというふうなことはですね「子育てにやさしい町」そして「困っている人にやさしい町」さっき楠原議員が言われた「教育に熱心な町」とか、いろいろあれがありますが、この取り組みはもっとう、三股を全国にこの名前を知らしめることになるのではないかというふうに思います。

それで、ぜひそういうふうなことで、今、１カ月に２００人だったら、１０食分だから２，０００食、この食材を用意しないといけないと。それをボランティア団体からだけの寄附じゃちょっと私は無理じゃないかなと。私なんかも古米とか、もみなんかをもらうように友達に言ったりして、古米をもみで１俵もらったのを持っていくんですけど、農事法人とかいろんなところから寄附があるみたいなんですけど、やっぱりこれから先、２，０００食もの食材を調達するというふうなことはですね、大変な時代じゃないかと思うんですが、そのあたり町長はどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいんですが。

○議長（重久 邦仁君） 渡具知福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それではですね、今言われた「どうぞ便」それと併せて「個人小口

貸付け」、こちらの緊急小口資金等の今後の町の支援についてご説明します。

確かに、今回の新型コロナウイルス感染症拡大によってですね、影響は出ております。これを受けて、まず、「どうぞ便」についてですが、国の第2次補正予算で、本町の「こども宅食事業」に多額の予算がつくことになったことから、将来を見据えて、「こども宅食事業」の基盤整備に取り組む計画です。町としましては、これまで同様、社協と連携しながら事業の拡充に努め、生活弱者の支援を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、「個人小口貸付け」いわゆる「緊急小口資金等」についてですが、5月末までの申請件数は、72件となっております。今後も、相談や申請件数が増える可能性があることから、実施主体の県社会福祉協議会の動きを見ながら、町社会福祉協議会と連携していきたいと考えております。

お尋ねの相談窓口での対応としては、このコロナ禍での減収、離職等であれば全ての申請を受け付けておりますので、不受理はないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私、この「どうぞ便」のいいところは、ただ食物を届けるだけでなく、その家庭の人に言えないような相談事とか、そういうふうなことをボランティアの方、ボランティアの方は60代、70代の方が多いわけですから、そういうふうな方々に相談して、それを今度は社協の職員につなげたりして解決するとか、それから、この新聞記事によると、その子供がもう中学校しか行かんって言っていた人が、その社協とつながることで、高校、学力の面なんかの応援をもらったりして、勉強して高校に入学したとか、それから、そのシングルの若いお母さんなんかは失業保険で生活していたところ、社協の担当者、相談員が看護師になる道、生活費をもらいながら看護師になる就労支援ですかね、何かそういうふうなあれがあるんですけど、そういうふうな看護学校入学へどうですかというふうに背中を押されて、今はその子供を育てながら、午前中は仕事、午後から授業を受けるというふうな状態になっているそうなんです。

そういうふうなことで、すごく、ただ、物をもらうというだけじゃない関係、いい関係をつくるというふうなことはすばらしい活動じゃないかと思います。本当にこれが先々、子供たちが大きくなったときに、三股町で大きくなったけど本当にお世話になった、いいところだったというふうなことになったら、また次の世代、この三股町で役に立ちたいとかそういう思いも生まれてくると思うんですね。

だから、このような取り組みをやっぱり発展させていくために、それはもう貧困がなくなるのが一番いいんですけど、発展させていくためにもですね、本町の予算にもしっかり反映させ、

そして住民によるボランティアとか互助組織だけでは、対応に「ボランティア」と言ってももう年な人が多いわけですから限界があるのではないかと。

そういうふうなことで、自治体の役割も大事だと考えておりますので、ぜひ町長も、町長が社協の責任者ですので、ぜひそういう面から、いろんなところに、このPRをしたり、予算をつけたり、それから職員をつけたり、そういうふうな形で、応援をしていただきたいというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この事業はですね、大変社協のほうで一生懸命取り組んでいただいて、そして本町のこういうような福祉施策の中でも、全国からと言ったらちょっとあれですけども、非常に注目されている仕事じゃないかな、事業じゃないかなと思います。

2年目、今回3年目に入っていきますが、特に今回、新型コロナウイルスでいろんな食材関係のところが非常に困ったという話は聞いております。そういう意味合いでは、やはりこの食材を提供していただける方々、そういうのも広く公募するとともに、やはりボランティアですね、そのあたりの拡充をしていくということも大事だと思います。

それら全てを、そういうボランティアにプラスして、そういう食材を提供だけに任せるということではなかなか限界があろうかと思います。やはりいろんな意味で、また社協と連携を取りながら、町としても自治体として応援の仕方を検討させていただきたいと思います。

今言われるように、これはただ食材を提供するだけでなく、一緒に人間関係をつくっていく、コミュニケーションをすることによって、そこの家庭の事情があって、そして就労支援やら子供たちの不登校とか、そういうものにつながっていきますので、大変重要な事業だというふうに思っています。

また今回、コロナウイルス関係で、「低所得者の独り親世帯の臨時特別給付金」というのが国のほうで設けられまして、この児童扶養手当、大体シングルマザーのところは児童給付手当の受給者でございますけれども、そちらのほうに1世帯5万円、そして第2子以降に3万円と、また、特に収入が減ったところはまた別に5万円というようなこの手当、特別給付もございますので、そういうので応援もしながら、そしてまた言われるように、この「どうぞ便」それともう1つ「こども食堂」そういうのも含めて、しっかりとこの連携を取りながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） もう今の県議会でも話題になっているそうなので、何か視察にくるようなことも聞いておりますので、ぜひ頑張って三股の名前を高くまたしていただきたいなと思います。

では、最後の質問に移ります。会計年度任用職員の給料日の変更についてお伺いいたします。

会計年度職員は、今回の4月1日で全部制度が変わったみたいなんですけど、その前は10日に給与が渡っていたというふうなことで、今回は何か15日になったというふうな形で、ちょっと困ったというふうな相談があったもんですから、こういう質問を入れたわけですが、ちょっとそのあたりの経過が私も分からないもんですから、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 会計年度任用職員の給料日の変更について、その理由についてお答えしたいと思います。

昨年度までは、委託職員、臨時職員ともに毎月10日が支払い日ということでございましたけれども、会計年度任用職員への移行に伴いまして、時間外勤務手当等、こういったものの発生を考慮しまして、支給の計算において、10日払いが非常に困難であると判断したものですから15日に変更したものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 家に来た人の話によると、本当は4月1日に採用というような形でするんですけど、何かそれも、そこで給料日が変わったというふうなことを聞かなかったと言われるわけですね。それで4月23日か4日の日に聞いたと。自分はもうシングルでこれだけで生活しているものですから、その10日に給料が入らないと15日までたんというわけですよ。だから小口融資を借りにいったとかいうふうな話で、切羽詰まってこられたわけですが、そのあたりの連絡ですね、通知が遅くなった原因とか、そのあたり、コロナの影響もあるのかなと思うんですが、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 変更の通知といえますか、その内容が本人に伝わっていなかった原因について説明させていただきます。

総務課としてでございますけれども、「会計年度任用職員制度」への移行に際しまして、昨年末から総務課から各関係部署で会計年度任用職員に移行される方々がいらっしゃいましたので、対しまして制度の概要、それとあと勤務条件等の説明を実施してまいりました。その際、やはり説明不足により十分に伝わっていなかったのが1つの原因だろうと思っております。

また、辞令を発令をするということで、4月1日付で辞令を発令するわけですが、その際の任用通知書というのを交付しました。本来ならば、その任用通知書のほうに勤務条件等の文書を添えて交付すべきでありましたけれども、そういったものを付けずに任用通知書だけをお渡ししたというところで、その点においても、ちょっとそういった給料日の変更についても説明といいま

すか、伝え方が不足していたというのが原因であると思っております。

この件に関しましては深く反省しまして、該当者の皆さんには深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（１０番 上西 祐子君） それを聞いて分かりましたが、任用通知書によると賃金は書いてあるんですけど、いつ支給するかそういうのが書いていないもんですから、私も労働条件を結ぶのに、こんな労働条件おかしいなと思ったものですから、あえて質問に取り上げたわけです。分かりました。

以上、質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午後 3 時54分休憩

午後 3 時56分再開

○議長（重久 邦仁君） 本会議を再開します。

以上をもちまして、一般質問は終了します。

----- . ----- . -----

○議長（重久 邦仁君） それでは、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時56分散会

令和2年 第2回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第4日）

令和2年6月15日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和2年6月15日 午前9時58分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員（12名）

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君
9 番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君	書記 島田 美和君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	川野 浩君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	福永 朋宏君	環境水道課長	-----	西畑 博文君
教育課長	-----	鍋倉 祐三君	会計課長	-----	米村 明彦君

午前9時58分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第55号を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会で行ってください。

それでは、質疑はありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号36号と37号なんですが、これはちょっと似通っておりますので、一緒にしたいと思います。

国保の減免措置の税条例なんですが、これは7月ぐらいに税金の通知が来るんですけど、今年のコロナ対策で、収入が落ちた人というふうなことだろうと思うんですが、介護保険なんかは、普通は、我々は年金から引かれているわけです。それで、そういうときに、減免というふうになると、来年度になるのかなというふうなことから、それと国保も、介護も、この会計は町のあれで、保険者でやっておりますが、この場合も、その財政措置は、国が見るのかどうか、そのところで

○議長（重久 邦仁君） 齊藤町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 国民健康保険税のコロナ対策の減免についてお答えいたします。

7月の初めに、納税通知書を送る予定にしております。7月の半ばから役場のほうで、減免に関する手続の窓口を設置する予定にしております。

減免の費用は国のほうが全額見てくれます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 三股町介護保険条例の第9条第2項の特例ということで減免をするわけなんですけれども、そのことにつきましては、国保と同じように、ロビーのほうに受付を設けまして、申請していただくことになっておりますけれども、それにつきましては、支払いも7月から始まるんですけれども、随時対応していきたいというふうに考えております。

それから、財政措置につきましては、特別調整交付金ということで、国が補助することになっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 普通年金から引かれているんです。介護保険というのは、我々の場合は。

そういう場合は、年金庁にまた書類を戻して、源泉するようになるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 介護保険条例の第9条に、1項の6号に、町長が特に必要と認めたものということで、8月1日から8月末までにとということで、期間が設けられているところなんですけど、ここをコロナの影響ということで、令和2年7月1日から3年5月末までということで、11か月の期間を延長して設けております。その中で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第32号です。専決第5号なんですけど、今、国は30兆円の中、補正予算を組まれようとしていますけど、そのうちの10兆円が予備費というふうになっています。

そこで、町長にお聞きをしたいんですが、ページ数は56ページ、この中で、町長は諸支出金の交流拠点施設の整備基金を5,000万円基金に積み立てようと、もう専決処分したわけです。

ほかの自治体は、財政調整基金等を取り崩しても、住民に対してサービスを向上しようという形でやっています。

国から見たら、30兆円の全てが国債で賄うというスタンスの国から見たら、三股町は貯金をする元気があるんだなというふうにとられるというふうに思うんですけど、貯金ですから、これは。

なぜ、これを予備費ではなくて、貯金にしようというふうに思われたのか、町長の答弁をお願いします。

いします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 今回の専決の基金です。まず、交流拠点施設整備基金につきましては、以前、予算委員会でもご説明いたしましたとおり、決算状況を見て、年内に1億程度までは積みたいと、準備として、ということをご説明したかと思います。

また、公共施設整備基金につきましては、当初で取崩し予定を4億ほどしておりましたけれども、実際、収支の余剰金と前年度の繰越金の積立金を含めまして、ほぼ前年度の額の財政調整基金を確保できるということで、そこまで、財政調整基金につきましても、前年度末決算とあまり減のないような形で調整した上で、交流拠点施設整備基金のほうに予定額を積み立てたというものであります。

また、基金について、国がよく基金の積立ての余裕ということで見られるというのがありますけれども、基本的に国が基金を二分割で考えておりまして、財政調整基金と国がよく言う基金というのは、財政調整基金と減債基金の額で言われるものでありまして、そこで大体比較されると、それ以外のその他目的基金は、やはり目的を持ったそれぞれの資金準備のために積み立てるということで、そちらは増減についてさほど国のほうも、それぞれの自治体の状況に応じて目的基金を創設しておりますので、基金の積立てが増えたという部分でいきますと、財政調整基金のほうで見られるものと考えおります。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 聞きたかったのは、その基金幾つものというのと、予備費に持つという議論はされたんですかというふうに、聞いているんです。

要するに、お金がどうだという収支バランスの話なので、ここはこれだから予備費にそのまま置いておこうじゃないかという話にはならなかったのですかと聞いているんです。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 専決補正を組む段階の決算見込みによります剰余金を見たときに、まず、予備費というものにつきましては、翌年の繰越金、逆にここを増やすことによりまして、単年度収支が増えてしまうという部分もあり、逆に市町村は裕福ではないかというようなふうに見られることもあります。

一つは財政調整基金を、ほぼ前年度末の残高まで戻せるということもありまして、財政調整基金をまず戻すと、その残った部分は、予備費として繰越金の調整を行った上で、予備費に持っていったということでございます。

○議長（重久 邦仁君） ほかに質疑はありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号44号の13ページの商工費補助金、何て言うんです

かね、HACCPそのことがちょっと分からないもんですから、どういうものなのか教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） これはハサップと読みまして、食品衛生管理手法の一種でございます。多くの国で取り入れられている衛生管理の国際基準となっております。

これは具体的に申し上げますと、食品を製造する過程において、原材料の搬入から製品の搬出までを、食品汚染の危険を、因子を排除するための手法となります。

この手法を、この蓼池にあります「育みの里しろはと」が取り入れるということで、国の補助を受けて、その手法を取り入れる、施設の整備を行うというものでございます。

これが6,583万1,000円を国のほうから県のほうへ、県のほうから町のほうへ受けて、町から「育みの里しろはと」へ補助するというものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時12分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時13分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時13分散会

令和2年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和2年6月22日(月曜日)

議事日程(第5号)

令和2年6月22日 午前9時58分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号)
- 日程第3 討論・採決(議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号)
- 日程第4 質疑(議案第48号から議案第53号までの6議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第48号から議案第53号までの6議案)
- 日程第6 意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程
- 日程第7 質疑・討論・採決(意見書案第2号及び意見書案第3号)
- 日程第8 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号)
- 日程第3 討論・採決(議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号)
- 日程第4 質疑(議案第48号から議案第53号までの6議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第48号から議案第53号までの6議案)
- 日程第6 意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程
- 日程第7 質疑・討論・採決(意見書案第2号及び意見書案第3号)
- 日程第8 議員派遣について
-

出席議員(12名)

1 番 田中 光子君	2 番 堀内 和義君
3 番 新坂 哲雄君	4 番 楠原 更三君
5 番 福田 新一君	6 番 池邊 美紀君
7 番 堀内 義郎君	8 番 内村 立吉君

9 番 指宿 秋廣君

10 番 上西 祐子君

11 番 重久 邦仁君

12 番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山田 正人君

書記 島田 美和君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前 9 時 58 分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第 1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を、会議規則第 76 条の規定に基づき、報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第 29 号、31 号、35 号、39 号、41 号、47 号、

54号の計7件でございます。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第29号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」、本案は、所有者不明土地等に係る固定資産の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合において、現所有者に賦課徴収をいかにし、必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用人を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の処置及び寡婦控除の見直しを行ったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」、本案は、農業集落排水事業の使用料の算定方法において、基本料金及び定額料金の2分の1の額について、端数処理法を明記するため、条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」、本案は、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための処置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特別処置を講じるため改正を行ったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第39号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案は、中央テニスコートの使用料の単位を利用者の利便性に配慮して、1時間単位から30分単位に改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号「三股町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」、本案は、住民訴訟による首長や職員に対する多額の損害賠償額に対し、職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合において、損害賠償額を限定して、それ以上の額を免責することを条例に定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第47号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、本案は、予算の総額9億5,946万7,000円から、歳入歳出149万4,000円を減額し、予算の総額を9億5,797万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴い人件費を増減額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第54号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について」、本案は、日本下水道事業団との間で締結している予定概算事業費に変更が生じたので、8億4,700万円を9億900万円に改めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第30号、33号、36号、37号、40号、42号、43号、45号、46号、陳情第1号の計10件です。以下、案件ごとに説明します。

30号、33号、36号、37号は、専決処分した事件の報告及び承認についてです。

議案第30号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げ、減額の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げたものであります。

資料不足のため追加資料を要求しました。生活習慣病を町民に周知させ、町民が生活習慣の改善に努めることができるような施策を考えてほしいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」、本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。4,219万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を30億2,669万8,000円としたものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金を総額補正し、県支出金、繰入金を減額補正したものであり、歳出の主なものは保険給付費を減額補正し、予備費を増額補正したものであります。

資料不足のため追加資料を要求し審査しました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案は、被用者保険本人の後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険に加入した旧被扶養者に実施している国民健康保険税減免について、当分の間を対象としている応益保険料の軽減を資格取得後2年を経過する月までの間としたものであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うものであります。

減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和２年度分の保険税であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納付期限が設定されているものであります。減免申請が始まってから窓口でのトラブルが起きないように、あらかじめ想定されるトラブルに対し、説明資料を準備してほしいという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３７号「三股町介護保険条例第９条第２項の特例を定める条例」、本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したこと等により、三股町介護保険条例第９条第１項第６号に該当する者が介護保険の減免を受けようとする場合は、同条例第９条第２項の規定中、当該年度の８月１日から８月末日までとあるところを、令和２年７月１日から令和３年５月末日までと読替えることについて、令和３年５月３１日を期限とする条例を制定したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第４０号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、令和２年８月から改正される県の重度障害者障害児医療費公費負担事業に合わせて、通院医療費の給付方式を現物給付とし、自己負担額を月額１,０００円から１医療機関５００円に減額し、通院及び入院医療費を合わせて１,０００円を超えた場合は、その差額を償還払いとするものであります。

また、令和２年１１月から重度心身障害者医療費助成の拡充を行うに当たり、２０歳未満の通院及び入院医療費を無料にし、さらに三股町子ども医療費助成に関する条例、三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例及び三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例に重複して助成の対象となるものの資格及び助成金の需給に関する取扱い要綱の制定に伴い、改正するものであります。

大変分かりやすい資料を提供していただきました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第４２号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、三股町子ども医療費助成に関する条例、三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例及び三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例に重複して助成の対象となる者の資格及び助成金の需給に関する取扱い要綱の制度に伴い改正するものであります。

医療費の高騰にブレーキをかけるためにも、また、子どもの権利と思ってしまわないようにするためにも、医療費について考える機会をあらゆる場で設けてはどうかという意見が出ました。例えば、学校教育などです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第４３号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、三股町子ども医療費助成に関する条例、三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例及び三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例に重複して助成の対象となる者の資格及び助成金の受給に関する取扱い要綱の制度に伴い、改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第４５号「令和２年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」、本案は、２０１万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を３０億４,４８４万２,０００円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、歳出につきましては、４月の人事異動に伴う人件費の減額補正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第４６号「令和２年度三股町介護保険特別会計補正予算（第１号）」、本案は、１５７万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２３億３,８５３万円とするものであります。歳入については、国県補助金及び一般会計繰入金を増額し、歳出については、４月の人事異動に伴う人件費の増減を行うほか、保険者機能強化推進交付金の評価加算に必要な資格取得研修費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第１号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」、本案は、喫煙者を排除するのではなく、たばこを吸わない人と吸われる人が共存するために必要な一定の喫煙場所の整備が必要だという陳情であります。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第３２号、第３４号、第３８号、第４４号の計４件でございます。以下、説明いたします。

議案第３２号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和元年度三股町一般会計補正予算（第６号））」についてご説明いたします。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、予算の調製を行ったものであり、歳入歳出予算の総額１０８億７,７２５万３,０００円から３億８,０５８万８,０００円

を減額し、歳入歳出予算の総額を104億9,666万5,000円としたものであります。

歳入の主なものについては、町税は、実績及び実績見込みにより増減額を補正したものであり、地方譲与税各種交付金及び地方交付税などは、交付決定により特別交付税2億1,027万7,000円などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により、保育所等整備交付金及びプレミアム付商品券事務費、事務費補助金などを増減額補正したものであり、繰入金は、充当事業の減により、ふるさと未来基金繰入金などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の譲与分について、財政調整基金及び公共施設等整備基金繰入金の取崩し額を減額補正して基金の確保を図ったものであります。

諸収入は、実績によりプレミアム付商品券購入代金などを増減額補正したものでございます。

次に、歳出の主なものについては、各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残費用額を減額したものであり、総務費は、一般管理費の職員手当等ほか1,790万5,000円、企画費のふるさと納税推進事業事務委託料ほか2,106万7,000円などを減額したものであり、民生費は、プレミアム付商品券換金委託料ほか1億2,937万8,000円などを減額補正したものであります。

教育費は、小中学校費の要保護及び準要保護児童生徒援助費合わせて593万6,000円、中学校費の三股中学校太陽光発電設備設置工事433万4,000円などを減額補正したものであります。

諸支出金は、寄附金の実績によりふるさと未来基金積立金3,954万9,000円などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰について、財政調整基金及び交流拠点施設整備基金などを増減補正し、基金の確保を図ったものであります。

予備費は、収支の調整額1億141万2,000円を増額補正したものであります。

これらの議案審査において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料の提供を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第1号））」についてご説明いたします。

本案は、国が新型コロナウイルス感染症緊急対策経済対策として計上した令和2年度補正予算（第1号）のうち、緊急性を要する特別定額給付金事業等に要する経費及び町独自の事業支援策等に要する経費について、所要の補正措置をおこなったものであります。

歳入歳出予算の総額108億円に27億7,432万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ135億7,432万3,000円としたものであります。

まず、歳入については、国庫支出金は、特別定額給付金事業補助金、子育て世帯への臨時特別

給付事業費補助金などを増額補正したものであり、県支出金は、保育対策総合支援事業補助金を増額補正したものであります。

繰入金は、町独自の施策を実施するための財源として、財政調整基金繰入金を増額補正したものであります。

歳出の主なものについては、総務費は、特別定額給付金事業及び小中学校児童生徒学習支援事業などに要する経費を増額補正したものであり、民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業及び保育環境改善等事業補助金に要する経費を増額補正したものであります。

商工費は、みまたん事業者おうえん給付金事業及び三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策家賃補助金などに要する経費を増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額39万7,000円を減額したものであります。

これらの議案審査の中において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料提供を受けました。

特に意見として、議会の議案としておろそかになるおそれがあるので、緊急対策であるとの理由で1つの課で予算を組むのではなく、本来担当する課で組み、新型コロナウイルス感染症対策とするよう、本来の指針に照り合わせたところで措置すべきという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和2年度三股町一般会計補正予算（第2号））」についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、去る5月15日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にしたもので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額135億7,432万3,000円に713万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ135億8,145万4,000円としたものであります。

まず、歳入については、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を増額補正したものであり、次に、歳出については、商工費は、未就学児を育てる際の支援を行うとともに、外出自粛による影響の大きい地元飲食店を支援するため、食事券用商品券を発行し、給付を行う事業に要する費用を増額補正したものであります。

これらの議案審査の中において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「令和2年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対策を要する事業及び新型コロナウイルス感染症対策

事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額135億8,145万4,000円に2億7,450万9,000円を追加、歳入歳出それぞれ138億5,596万3,000円とするものであります。

まず、歳入について、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億1,930万4,000円などを増額補正し、内示により社会資本整備総合交付金2,323万2,000円を減額補正するものであります。

県支出金は、HACCP等対応施設整備緊急整備緊急対策事業補助金6,583万1,000円、大径原木加工施設整備事業補助金5,000万円などを増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整基金繰入金を7,000万円減額補正するものであり、諸収入は、県プレミアム付商品券購入代1億50万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、各費目に当たる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組替えによる人件費の増減等を補正するものであり、衛生費は、都城夜間救急医療センターの発熱外来対応経費として、初期緊急事業負担金250万円を増額補正するものであります。

農業費は、三股町肥育牛経営安定対策事業補助金1,000万円、大径原木加工施設整備事業補助金5,000万円などを増額補正するものであり、商工費はHACCP等対応施設整備緊急対策事業補助金6,583万1,000円、県プレミアム付商品券換金業務委託料ほか、1億3,319万4,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、三股町学校教育ICT利活用研究業務委託料132万円を減額補正し、小中学校のGIGAスクール端末整備事業リース料129万9,000円などを増額補正するものであり、予備費は、収支の調整及び新型コロナウイルス感染症対策に備えるため1,026万9,000円を増額補正するものであります。

これらの議案審査の中において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料提供を受けました。

特に町民保健課において、都城夜間急病センター発熱外来受診について、資料や図で受診の流れや説明を受けました。また、農業振興課におきましては、大径原木加工施設整備事業補助金において、バチ取り機を資料でもって説明いただきました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2．質疑（議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、質疑を行います。

質疑は、議案第29号から第47号と議案54号の20議案及び陳情第1号についてであります。質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第29号から議案第47号と議案第54号の20議案及び陳情第1号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第29号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

議案第30号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決します。議案第31号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和元年度三股町一般会計補正予算（第6号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３３号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３３号は原案のとおり承認されました。

議案第３４号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和２年度三股町一般会計補正予算（第１号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３４号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３４号は原案のとおり承認されました。

議案第３５号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３５号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３５号は原案のとおり承認されました。

議案第３６号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３６号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号は原案のとおり承認されました。

議案第３７号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町介護保険条例第９条第２項の特例を定める条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３７号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は原案のとおり承認されました。

議案第３８号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和２年度三股町一般会計補正予算（第２号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３８号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３８号は原案のとおり承認されました。

議案第３９号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３９号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

議案第４０号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４０号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

議案第４１号「三股町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４１号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議案第４２号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４２号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

議案第４３号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４３号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

議案第４４号「令和２年度三股町一般会計補正予算（第３号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４４号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

議案第４５号「令和２年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４５号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

議案第４６号「令和２年度三股町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４６号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号「令和2年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「三股町公共下水道三股中央浄化センター増築工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第1号は、文教厚生常任委員長の報告のように、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、再開いたします。

日程第4. 質疑（議案第48号から議案第53号までの6議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、「農業委員会委員任命について」質疑を行います。

議案第48号から議案第53号までの6議案を一括して行います。質疑の回数は1つの議題で3回までといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決（議案第48号から議案第53号までの6議案）

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第48号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第４８号は原案のとおり同意されました。

議案第４９号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４９号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり同意されました。

議案第５０号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５０号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第５０号は原案のとおり同意されました。

議案第５１号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第５１号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第５１号は原案のとおり同意されました。

議案第52号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり同意されました。

議案第53号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり同意されました。

日程第6. 意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第6、意見書案第2号、第3号を一括上程いたします。

まず、意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 読み上げることで提案の理由にしたいと思います。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

今、地方自治体には、医療介護など社会保障への対応、子育ての支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められています。

しかし、現実には公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災事業の実施、また、新たに発生している感

感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています、実際、2020年度地方財政計画の一般財源総額は6兆3,318億円、前年度比プラス1.0%と過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少、超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実強化が求められています。このため2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項を実現するよう求めます。

記、1、社会保障・感染症対策、防災・環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における業務改革の取り組み等の成果を反映した算定、従来のトップランナー方式は、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、引き続き同規模の財源確保を図ること。

5、2020年度からスタートした会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調整を行うなどして、その財源確保を図ること。

6、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

7、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止・減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、大体財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

8、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上の意見書を、安倍晋三内閣総理大臣、菅義偉内閣官房長官、高市早苗総務大臣、麻生太郎財務大臣、梶山弘志経済産業大臣、北村誠吾内閣府特命担当大臣、西村康稔内閣府特命担当大臣へ送付しようとするものです。よろしくご審議の上、ご採択いただきますようお願いをいたします。

す。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に、意見書案第3号「新型コロナウイルス感染症対策に係る財政確保等を求める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） 「新型コロナウイルス感染症対策に係る財政確保等を求める意見書（案）」でございます。主なところ、要旨のみお伝えいたします。

新型コロナウイルス感染症は世界的な感染拡大が継続し、国内においても感染者は日増しに増加、感染者数は累計で1万人を超える事態となっております。宮崎県においても感染拡大を防止する観点から、県境をまたいでの移動の抑制、人との接触を減らすための外出の自粛要請、遊興施設等への休業要請等の対策を講じてきたところであります。人や物の動きの停滞による経済活動の縮小、事業者の経営悪化など県民生活に甚大な影響が生じております。

このような状況を踏まえ、三股町においても感染拡大防止の対策を講じながら、事業継続のための支援強化や給付金補助等を行い、感染症による影響を受けている町内事業者の支援を行っております。しかしながら、本町を含め財政力の脆弱な地方においては、今後さらなる対策を講じることが困難な状況となっております。

よって国においては、国民の生命及び健康並びに生活を守るため、下記の履行に取り組まれるよう強く要望するものであります。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び医療提供体制の維持のために必要な財源を確保するとともに、具体的な対策を講じること。

2、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済に対し、地方公共団体が必要かつ十分な支援を講じることができるよう、今後も追加の補正予算を措置することなど確実な財源対策を講じること。また、自治体を実施する対策に対しては、特別交付税の増額など財政措置を確実に講じること。

3、緊急事態宣言解除以降の対策を明らかにするとともに、新たな生活様式に対応できる必要な予算を確保すること。

以上でございます。

日程第7．質疑・討論・採決（意見書案第2号及び意見書案第3号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第7、それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願いします。

意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まずは反対討論を許します。楠原更三君議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 意見書案第2号に対します反対意見を述べさせていただきます。

私たちは既に始まっています少子高齢化社会、そして人口減少社会に対応していかなければなりません。現在、仕事効率の向上のため、また、人件費総額の抑制などのために、業務のＩＣＴ化を含む機械化や労働力の適正配置及び働き方改革などを通しての定数削減の流れがあらゆるところで見られるようになってきています。

今回の意見書案の中には、このような現代社会の流れに逆行するような内容が含まれていると思い、反対意見とします。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これより採決を行います。ご異議があるようですから起立により採決します。意見書案第2号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立少数であります。したがって、意見書案第2号は否決されました。

次に、意見書案第3号「新型コロナウイルス感染症対策に係る財政確保等を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第 8. 議員派遣について

○議長（重久 邦仁君） 日程第 8、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については資料配付のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 44 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、6 月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してありとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時26分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時41分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和 2 年第 2 回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員